

埼玉農林業・農山村振興ビジョン

埼玉農林業・農山村振興ビジョン

明日の埼玉の種をまこう



埼玉県のマスコット
「コバトン」



埼玉県

 彩の国 埼玉県

ごあいさつ



農林業・農山村は、食料の供給や優れた木材の生産を行うだけでなく、環境も含めた県民の健康と暮らしを守る「生命産業」です。また、豊かな県民生活の実現のために掛け替えのないものです。

近年、我が国の農林業・農山村について、「後継者がなく遊休農地が増えている」、「森林の手入れができない」といったことが当たり前のようになっています。

確かに、農産物や木材の価格低迷をはじめ農林業を取り巻く環境は厳しいことは事実です。しかし、県内には全国屈指の素晴らしい経営をされている農林業者がたくさんおられます。そうした元気に活躍されている皆様の様子を拝見すれば、様々な努力と創意工夫を積み重ね、生産性を高めて収益増につなげることは十分に可能であることが分かります。このような収益力ある経営体では、経営を引き継いだ若い世代による一層の発展が期待できます。

また、元気な農林業、豊かな農山村は、都市と農山村の魅力を同時に味わえる田園都市埼玉の実現に欠かせないものです。自然の心地よさや人々の温かさを感じながら、農産物直売所を巡り地域の特産物を楽しんだり、仲間と共に森林の手入れに汗を流すなど、こうした田園都市埼玉だからできる感動体験は、生活に豊かさをもたらします。

県では、農林業を収益力ある魅力的な産業として確立し、担い手の皆様の経営努力が活かされる環境づくりを進めます。さらに、県民の皆様が農林業・農山村に親しみながら、その生活に活かしていこうとする活動を推進していきます。このため「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」を策定しました。

ビジョンに掲げている埼玉農林業の活力を更に高める取組を進めることにより、県民の皆様の支持と応援が広がり、農林業者の皆様の自信を深めて新たな取組へと結びつくような、農林業を巡る好循環が大きなムーブメントとなるものと私は考えています。

結びに、ビジョン策定に当たって貴重な御意見をいただいた各界各層の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

埼玉県知事 上田 清司

目 次

序 章	はじめに	1
	1 ビジョン策定のねらい	2
	2 目標年度	3
第 1 章	埼玉農林業・農山村の姿	5
	1 農業の構造	6
	2 農産物の生産	8
	3 食と農の接点	10
	4 森林	12
	5 林業の構造	14
	6 農山村	16
	7 多面的機能	18
第 2 章	農林業・農山村を巡る潮流	21
	1 世界の食料需給のひっ迫懸念の顕在化	22
	2 世界の木材需要の高まり	22
	3 社会経済のグローバル化の進展	22
	4 地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化	24
	5 社会全体での雇用創出の必要性の高まり	24
	6 人々の価値観及びライフスタイルの多様化	24
第 3 章	ビジョンが目指す将来像	25
	1 食料などの安定供給を通じて県民生活を支えている農業	26
	2 県民に様々な恩恵をもたらしている森林・林業	27
	3 県民の共通財産として様々な活動が展開されている農山村	28
	4 県民が生活に積極的に活かしている農林業・農山村の多面的機能	29
第 4 章	取組の基本的な考え方	31
	1 「担い手・生産・販売」の三位一体的な推進による食料供給力の向上	32
	2 多様な森林の整備と森林の循環利用による森林・林業の再生	33
	3 美しく活力ある農山村づくりによる農山村の魅力向上	34
	4 県民の価値観及びライフスタイルに応じた多面的機能の積極活用の促進	34

第 5 章 取組の展開方向 35

1 意欲ある多様な担い手を育てる	38
(1) 経営力ある担い手の育成	39
(2) 次代を担う新規就農者の確保	40
(3) 多様な担い手の育成	41
(4) 農業雇用の拡大	43
2 優良農地を活用して最大限の生産を行う	44
(1) 優良農地の確保と有効利用	45
(2) 農業生産を支える基盤整備の推進	47
(3) 産地の戦略的な取組の展開	49
3 農業経営の安定・発展に向けて支援する	56
(1) 経営の基礎となる条件の整備	57
(2) 試験研究の推進	59
(3) 環境に配慮した農業の振興	61
(4) 都市農業の振興	62
(5) 中山間地域農業の振興	63
4 県産農産物を軸とした食と農をつなぐ仕組みをつくる	64
(1) 地産地消の促進	65
(2) 農業の6次産業化、農商工連携の促進	67
(3) 流通システムの合理化	69
(4) ブランド化の推進	71
5 食の安全・安心を確保する	72
(1) 食の安全性の確保	73
(2) 適正な食品表示による県民の食への信頼の確保	75
6 多様で健全な森林をつくる・まもる	76
(1) 多様な機能を発揮させる森林の整備	77
(2) 森林の保全管理	79
7 森林を循環的に利用する	82
(1) 伐採及び利用の拡大	83
(2) 造林及び保育の推進	85
(3) 担い手の育成	87
(4) 多様な森林資源の活用	88

8 県産木材を使う・親しむ	90
(1) 多様な県産木材の利用拡大	91
(2) 公共施設での利用拡大	92
(3) 民間住宅等での利用拡大	93
(4) 安定的な供給体制の構築	95
9 美しく活力ある農山村をつくる	96
(1) 美しく快適な農山村の環境整備	97
(2) 鳥獣被害防止対策の推進	99
(3) 低未利用資源の利用促進	100
10 農林業・農山村の多面的機能を学ぶ・使う・楽しむ	102
(1) 県民理解の促進	103
(2) 都市と農山村の交流	104
(3) 体験及び学習機会の充実	105
(4) 県民参加の森林づくりの推進	107
(5) 豊かな水辺環境の活用促進	108

第 6 章 ビジョンの推進に当たって 109

1 県民参加の取組の必要性と役割分担	110
(1) 県民（消費者）全体の理解・参加・協働	110
(2) 農林業者の主体的な取組	110
(3) 農林業団体の役割	110
(4) 市町村の役割	111
(5) 県の役割	111
2 ビジョンの実効性の確保	111

参考資料 113

1 策定の経緯	114
2 用語集	116

序章

はじめに



県民に支持され収益力ある農林業・農山村が、より豊かで安らぎある県民生活をつくるプラスの循環を実現。

1

ビジョン策定のねらい



本県の農林業・農山村は、県民生活に欠かすことのできない食料の供給、洪水や土砂災害防止など県土の保全、緑と水の環境保全などを通じて県民生活の安心の礎を築くとともに、就業や雇用の場、様々な体験活動の場として地域経済や県民生活に活力をもたらしています。さらに、心安らぐ風景や伝統文化の継承などにより、都市と農山村の魅力を同時に味わえる田園都市埼玉の形成を担っています。

このような役割を有する本県の農林業・農山村に関する施策展開の指針として、県では、平成12年（2000年）3月に「埼玉県森林・林業長期ビジョン」を、また、平成16年（2004年）3月に「埼玉県民の健康とくらしを支える食料・農業・農山村ビジョン」を策定し、多くの県民の協力を得てその推進に努めてきました。

この間、収益力のある経営体の育成や新規就農者の確保、遊休農地の解消、森林の整備などに成果を得てきました。一方、生産性の高い農林業構造の実現など従来からの課題への対応のほか、農業の6次産業化や農商工連携の活発化といった新たな動きへの対応が必要となっています。

また、これらビジョンの策定後も我が国を巡る内外の情勢は大きく変化し、国際的には、中国をはじめ新興経済国の著しい経済成長、地球環境問題の深刻化等が見られ、国内では、経済状況の悪化、少子高齢化の進行等が生じています。

こうした中において、本県の農林業・農山村が県民生活の安心と活力の確保、魅力ある郷土づくりという役割を時代を超えて果たしていくためには、その更なる発展を図っていく必要があります。

農林業・農山村において、消費者ニーズへの的確な対応や農山村の魅力向上を図る創意工夫ある取組が展開され、消費者や都市住民の支持を得られれば、農林業の収益や所得は着実に向上し、誇りと魅力に満ちた農林業が展開されます。そのことは、農林業・農山村における新たな取組を促し、消費者や都市住民の満足度の向上と、より多くの支持を集め、農林業・農山村の更なる発展につながります。

こうした好循環は、消費者や都市住民にはより満足できるサービスと安心感ある生活を、農林業者には収益や所得の向上と県民生活を支えている誇りをもたらします。消費地と産地が近く、消費者と生産者との交流が行いやすい本県は、こうした好循環を生み出す上で好条件にあります。

また、消費者や都市住民にとって、身近に活力ある農林業・農山村が存在することは、グリーン・ツーリズムや森林ボランティア活動など農林業・農山村の魅力を自らの生活に取り入れ、田園都市埼玉ならではの充実した人生を送ることも可能にします。

このような考えの下、本県の農林業・農山村がつくる県民生活の将来像を描くとともに、その実現に向けた施策展開の指針を示すものとして、「埼玉県森林・林業長期ビジョン」「埼玉県民の健康とくらしを支える食料・農業・農山村ビジョン」に代えて、新たに「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」を策定するものです。

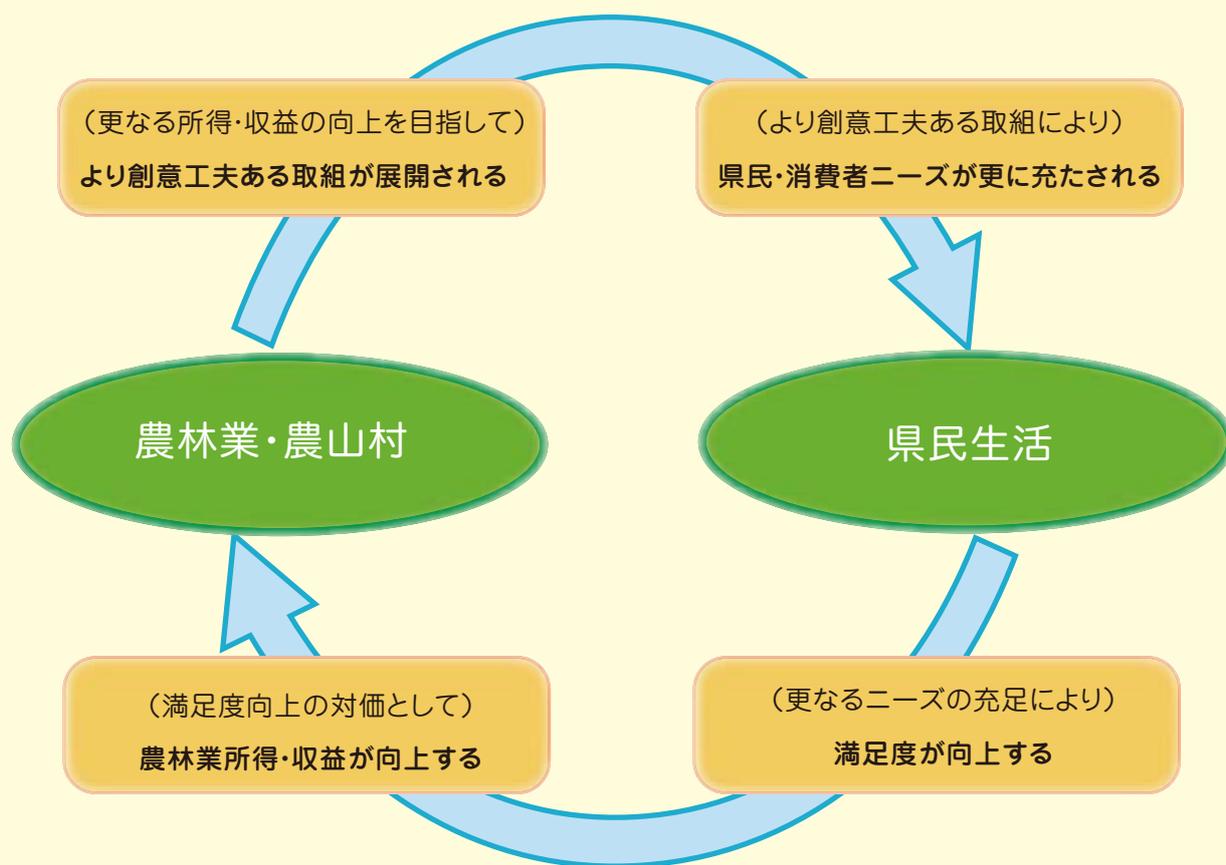


2 目標年度

本県の農林業・農山村に関する施策展開の指針という本ビジョンの性格から一定の中期的な観点に立つ必要があること、一方、社会経済情勢が大きく変動している中にある的確に将来を見据えた目標設定を行う必要があることを踏まえ、目標年度は、平成23年度（2011年度）から5年後の平成27年度（2015年度）とします。

～県民に支持され収益力ある農林業・農山村が、より豊かで安らぎある県民生活をつくる好循環を実現～

「安心」「活力」「郷土づくり」で県民生活に貢献*



* 県民が支持し親しむ農林業・農山村

ビジョンの全体構成

第1章 埼玉農林業・農山村の姿

田園都市埼玉の形成を担っている本県の農林業・農山村の現状を把握し、そこから見えてくる課題を整理しています。

第2章 農林業・農山村を巡る潮流

時代の潮流を的確にとらえ、そこから見えてくる課題を整理しています。

第3章 ビジョンが目指す将来像

農林業・農山村の役割が最大限に果たされることで実現される、県民生活の将来を整理しています。

- 〔食料・農業〕 食料などの安定供給を通じて県民生活を支えている農業
- 〔森林・林業〕 県民に様々な恩恵をもたらしている森林・林業
- 〔農山村〕 県民の共通財産として多様な活動が展開されている農山村
- 〔多面的機能〕 県民が生活に積極的に活かしている農林業・農山村の多面的機能

第4章 取組の基本的な考え方

将来像の実現に向けて、各分野にわたる取組の基本的な考え方を整理しています。

- 〔食料・農業〕 「担い手・生産・販売」の三位一体的な推進による食料供給力の向上
- 〔森林・林業〕 多様な森林の整備と森林の循環利用による森林・林業の再生
- 〔農山村〕 美しく活力ある農山村づくりによる農山村の魅力向上
- 〔多面的機能〕 県民の価値観及びライフスタイルに応じた多面的機能の積極活用の促進

第5章 取組の展開方向

取組の基本的な考え方に基づく具体的な取組の展開方向を体系的に整理しています。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 〔食料・農業〕 | 〔森林・林業〕 |
| 1 意欲ある多様な担い手を育てる | 6 多様で健全な森林をつくる・まもる |
| 2 優良農地を活用して最大限の生産を行う | 7 森林を循環的に利用する |
| 3 農業経営の安定・発展に向けて支援する | 8 県産木材を使う・親しむ |
| 4 県産農産物を軸とした食と農をつなぐ仕組みをつくる | 〔農山村〕 |
| 5 食の安全・安心を確保する | 9 美しく活力ある農山村をつくる |
| | 〔多面的機能〕 |
| | 10 農林業・農山村の多面的機能を学ぶ・使う・楽しむ |

第6章 ビジョンの推進に当たって

関係者に期待する役割とビジョンの実効性の確保に必要なことを整理しています。

第1章

埼玉農林業・農山村の姿



農林業・農山村に関する施策の展開に当たっては、農林業・農山村の現在の姿を把握し、そこから生じる課題に的確に対応していきます。

1

農業の構造

本県の農業就業人口は95,121人、農家戸数は79,273戸（平成17年）で、全国的な動向と同様に減少が続いています。一方、地域農業の担い手である認定農業者（自らの農業経営の改善を図るための計画について市町村の認定を受けた農業者）は4,892経営体、年間の農業所得が1,000万円以上を見込める農業経営体は2,913経営体（平成21年度末）が育成されています。また、農業法人は417経営体（平成21年度末）となっており、平成17年度末の259経営体から着実に増加しています。

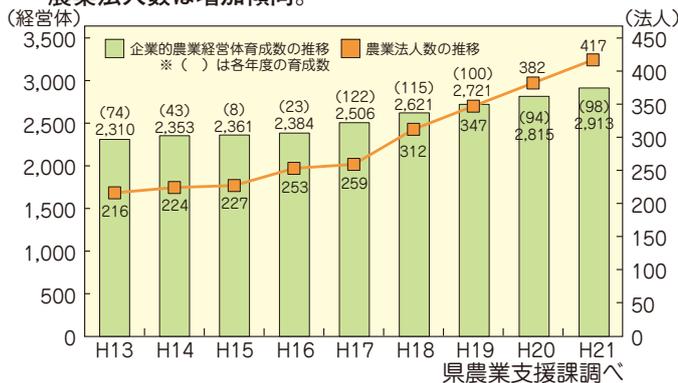
新規就農者数は、ここ5年は毎年200人を上回り、平成21年度（2009年度）には248人となっています。このうち、農家の子弟ではない新規参加者は53人と5年前の20人（平成16年度）に比べ、2.7倍に増加しています。

さらに、地域によっては、新たな担い手として企業やNPO等が農業に参入する例も見られ、平成21年度末でその数は6経営体となっています。

企業的農業経営体数・農業法人数の推移

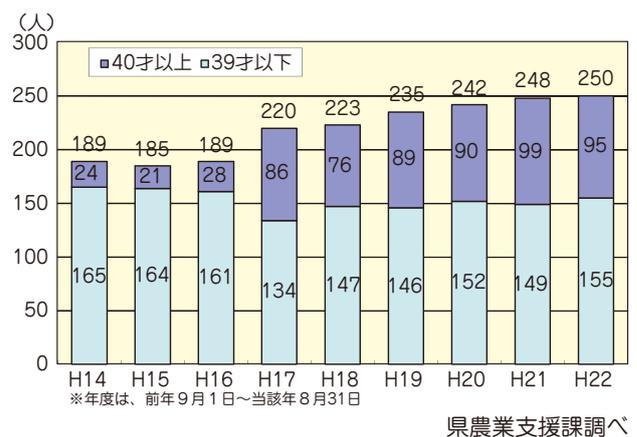
- ・年間農業所得1,000万円を達成していると見込まれる企業的農業経営体の育成数は着実に増加。

- ・農業法人数は増加傾向。



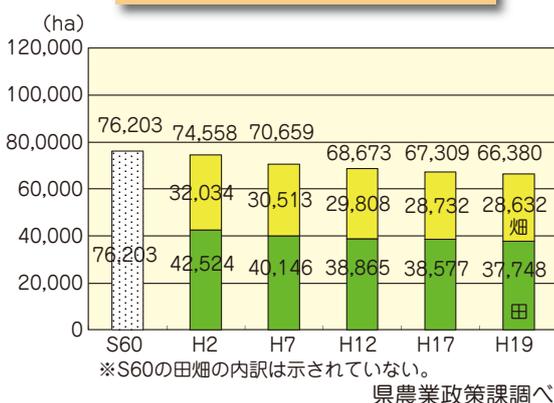
新規就農者数の推移

- ・新規就農者は増加傾向。



農地面積は80,500ha（平成21年）で、県土面積の21%を占めています。このうち、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として位置付けている農業振興地域における農用地区域内の農地面積は、66,380ha（平成19年）です。また、遊休農地は、平成21年（2009年）に行った調査で2,983haでした。

農用地区域内農地面積の推移



耕作放棄地面積の推移

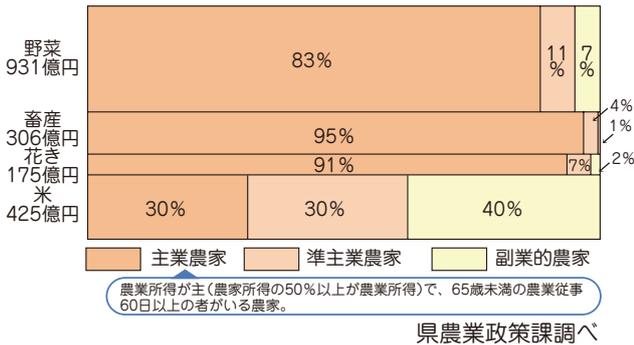
- ・耕作放棄地は2,983ha。解消面積は369haで全国第2位。



農家戸数が減少する中で認定農業者の割合が高まるとともに、一戸当たりの平均経営耕地面積は1.07ha（平成17年）となっており、全国平均（都府県平均）を上回るペースで拡大しています。特に、5ha以上の経営耕地規模の経営体数は昭和60年（1985年）に104戸だったものが481戸（平成17年）となるなど、20年で5倍近くに増えています。

農業類型別の生産構造を見ると、野菜、果樹、畜産等では主業農家の割合が高くなっています。一方、米麦等の土地利用型農業では経営規模が50ha以上という大規模な経営体が出現してきている例はあるものの、全体的には兼業農家など規模の小さな農家が多くを占めています。

農業産出額に占める主業農家の割合（H20）



農家1戸当たり耕地面積（H17）

	耕地面積 (ha)	総農家数 (戸)	1戸当たり面積 (ha)
埼玉県	84,800	79,273	1.07
全国	4,692,000	2,848,166	1.65
都府県	3,523,000	2,789,058	1.26

県農業政策課調べ

経営規模面積別農家数

5ha規模以上の農家数は20年で5倍に増加

	2ha未満	2～3ha未満	3～5ha未満	5ha以上
S60	87,033	4,436	537	104
H17	47,675	3,497	1,068	481

出典：農林水産省「農林業センサス」

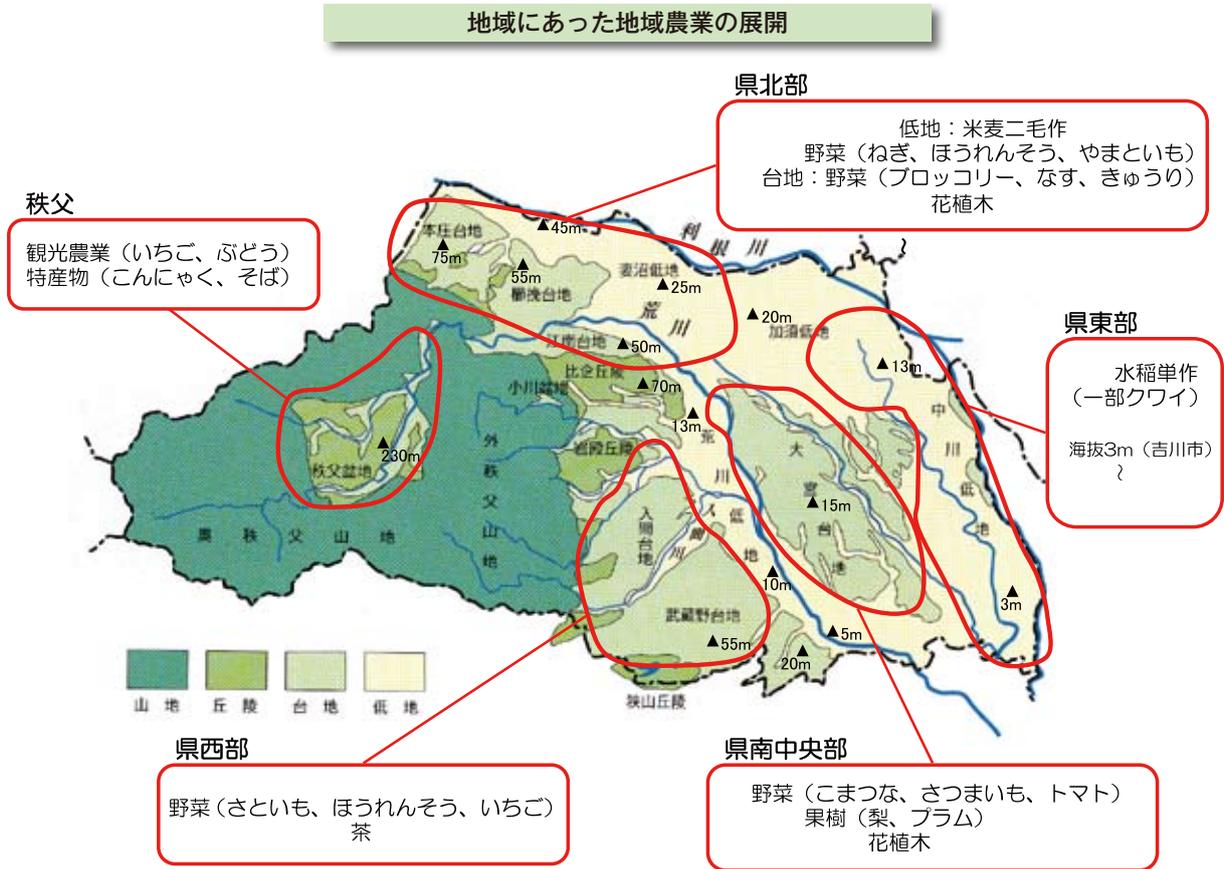
経営体や地域の状況に応じて、経営規模の拡大のほか、地産地消、農業の6次産業化や農工商連携などの取組を通じて農業経営の収益力が向上し、地域農業を担う経営体が更に育成されることが期待されます。

このため、引き続き、農業経営や農業生産の基礎的な資源である優良な農地を確保しつつ、農業経営の収益力向上に向けた取組を支援していく必要があります。特に、構造改革が立ち遅れている土地利用型農業については、担い手農家と農地（水田）の望ましい組み合わせにより、持続的で生産性の高い地域農業構造を実現していくことが重要です。また、引き続き、本県農業の未来を担う新規就農者を育成していく必要があります。

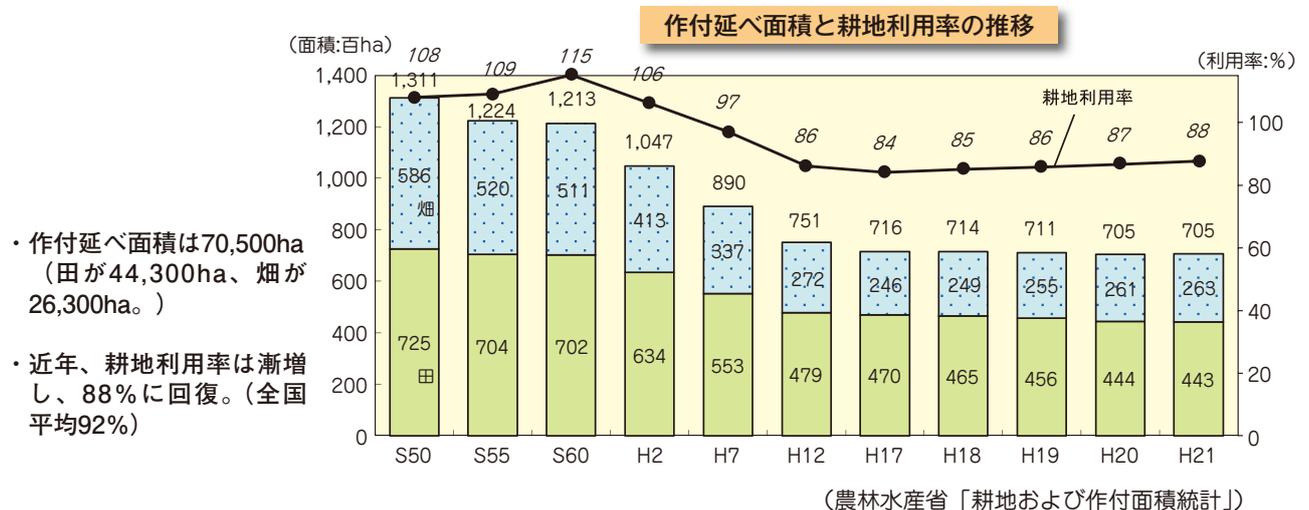
2

農産物の生産

本県では、地勢にあった特色ある地域農業が展開されており、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農産物が生産されています。

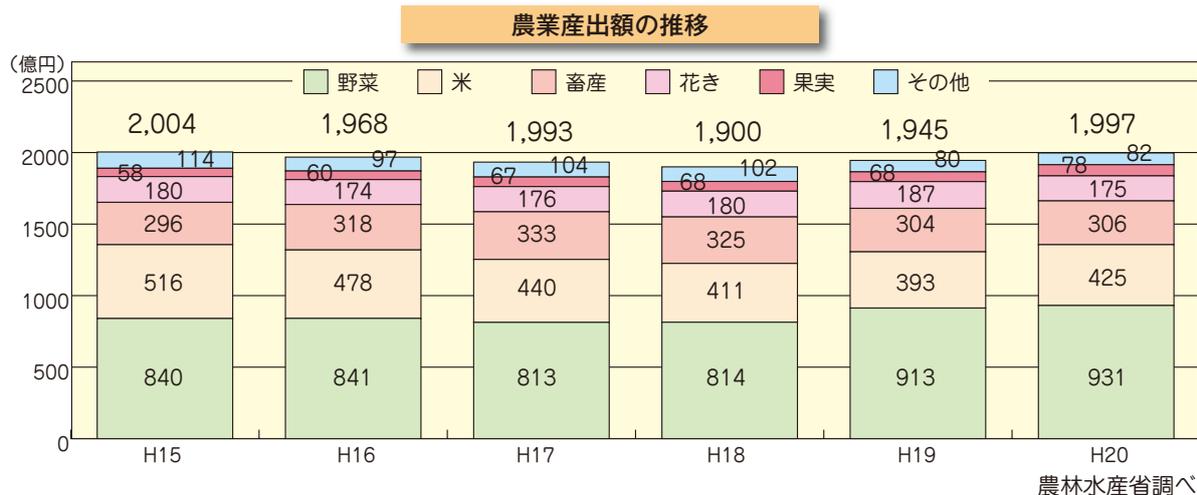


平成20年（2008年）の作付延べ面積は70,500haで、近年の耕地利用率（耕地面積に対する作付延べ面積の割合）は85%程度で推移しています。



農業産出額は、平成18年（2006年）が1,900億円（全国第19位）、平成19年が1,945億円（全国第18位）、平成20年が1,997億円（全国第18位）で、平成18年から平成20年にかけて2年連続で増加しており、この2年間の増加率（1.05%）は全国第3位となっています。

平成20年（2008年）の農業産出額のうち野菜が47%、米が21%、畜産が15%、花きが9%を占め、全国平均と比較すると野菜が占める割合の高さが顕著です（全国平均の野菜は25%）。野菜については、ねぎ、こまつな、ほうれんそうなど多くの品目が全国のトップクラスの生産を誇っており、野菜全体の産出額は931億円で全国第6位となっています。また、小麦、花き、茶等についても全国有数の地位にあります。



品目別農業産出額の全国順位 (H20)

	ねぎ	こまつな	ほうれんそう	さといも	かぶ	きゅうり	ブロッコリー	えだまめ	パンジー	ゆり	チューリップ	洋ラン(鉢)
1位	埼玉	埼玉	千葉	千葉	千葉	宮崎	北海道	千葉	埼玉	新潟	新潟	愛知
2位	千葉	東京	埼玉	埼玉	埼玉	群馬	愛知	山形	愛知	埼玉	埼玉	福岡
3位	茨城	神奈川	群馬	宮崎	京都	埼玉	埼玉	埼玉	千葉	高知	茨城	埼玉
4位	北海道	千葉	岐阜	鹿児島	青森	福島	香川	新潟	神奈川	千葉	愛媛	静岡
5位	大分	京都	茨城	栃木	北海道	千葉	長野	群馬	山形	北海道	富山	長野

*このほかにも、にんじん、こんにゃくなど多くの品目が生産されている。（農林水産省調べ）

本県は、前述のとおり県土面積に占める農地面積の割合が21%と高く（全国第4位。全国平均は約12%）、また、冬期の日照時間が長く、温暖で自然災害が少ないという恵まれた生産条件にあります。さらに、秩父などの山間地から中央部の丘陵地、東部や南部の低地まで地形の変化に富んでいます。

こうした恵まれた条件を十分に活用しつつ、各地域の特性を活かした魅力ある農産物の生産が行われることが期待されます。

このため、優良農地の確保とその有効利用、農業生産基盤の整備を進め、産地が需要に即したできる限りの生産を行える条件を整えることが必要です。また、産地は、消費者や実需者の需要を新たに開拓、創出できるよう、自らの強みを活かしながら戦略的な取組を行っていくことが重要です。

3

食と農の接点

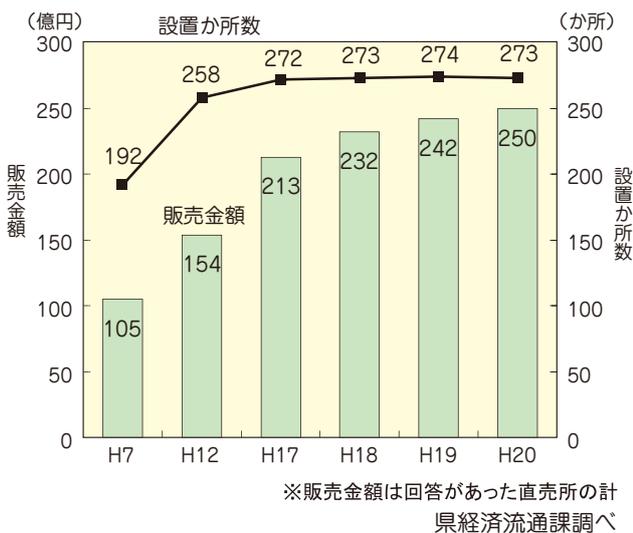
本県農業は700万人を超える県民を擁する大消費地にあり、更に東京都、神奈川県を合わせれば約2,900万人のマーケットがあります。

県内には有人の農産物直売所が273か所（平成20年度）設置され、その販売金額は250億円（平成20年度）で本県農業産出額の12.5%に相当します。農産物直売所の設置数は、この5年間はほぼ横ばいで推移していますが、販売金額は平成15年度（2003年度）の183億円が5年間で約70億円増加するなど着実に増加しており、1直売所当たりの平均販売金額も増加しています。

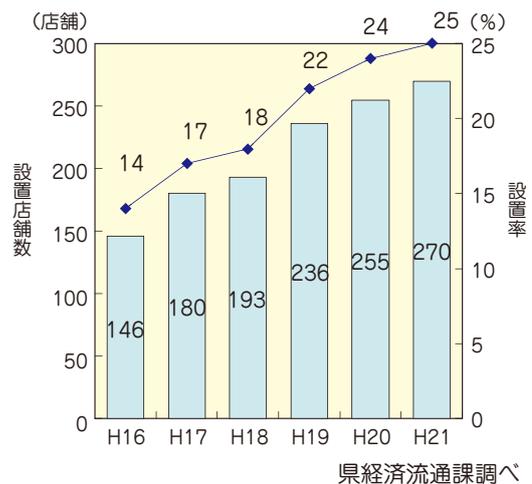
また、県内のスーパーマーケット等量販店における県産農産物コーナーも増加しており、270店舗（平成21年度。県内量販店の25%）で設置されています。

さらに、県産農産物を使用した学校給食用食材の品目数も増加しており、平成21年度（2009年度）には81品目となっています。

有人農産物直売所販売金額と設置か所数の推移



県産農産物コーナー設置の推移

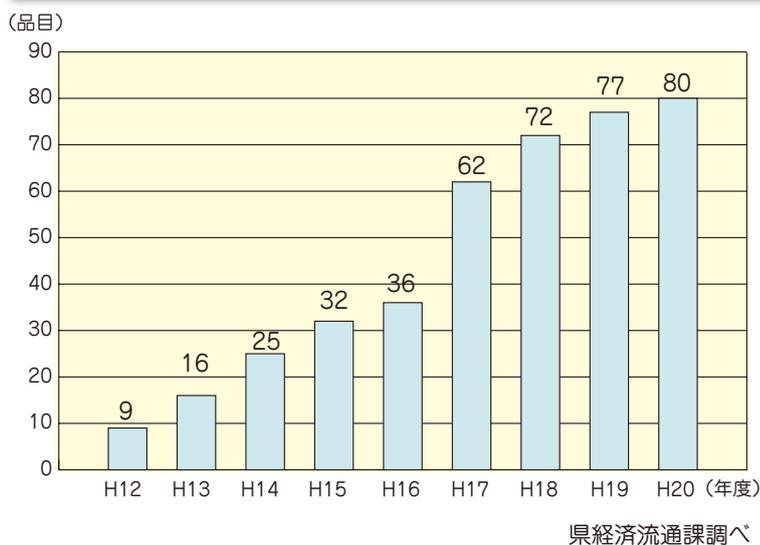


一方、本県は、食料品製造出荷額が1兆4,205億円（平成20年）と全国第3位の規模であり、全国有数の「食品産業立地県」です。

大消費地の中で「暮らしのとなりに産地がある」という強みを活かし、安全・安心で新鮮な埼玉農産物やその加工品を県民（消費者）が手にして食する機会を増大させることにより、消費者の豊かな食卓に貢献するとともに、販路の拡大により農業経営が安定し、発展していくことが期待されます。また、食品産業立地県という強みを活かし、農業と食品産業との一層の連携により、農業と食品産業の双方が持続的に発展していくことが期待されます。

このため、農産物直売所や量販店における県産農産物コーナーの拡充、学校給食における県産農産物の利用拡大の促進により地産地消を一層活発化させるとともに、農業の6次産業化を進める必要があります。また、農業と食品産業とが互いの強みを活かして新商品の開発や販路の拡大等により経営発展が図られるよう、農商工連携を進める必要があります。

県産農産物を使用した給食用食材の品目数の推移

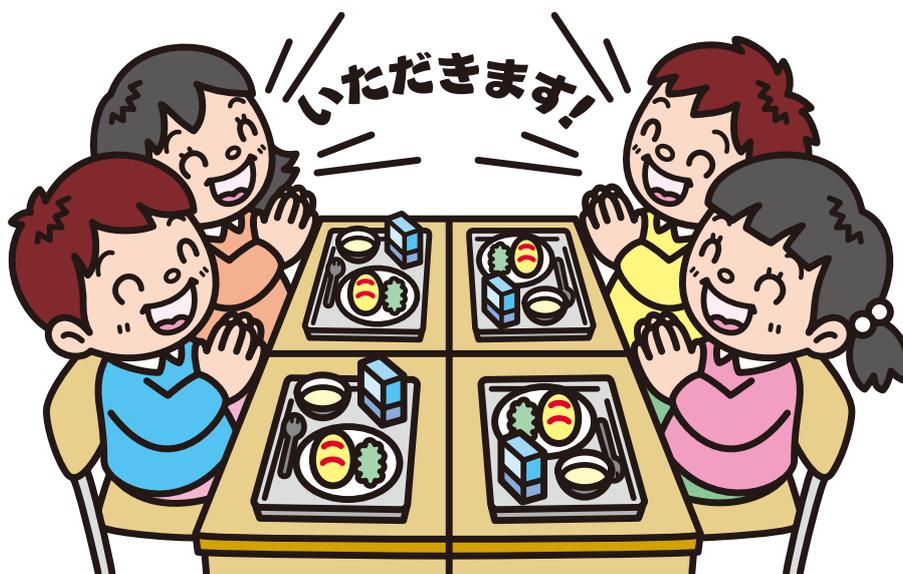


食品製造出荷額（H20）

食料品製造出荷額が全国3位の食品産業立地県

順位	都道府県	出荷額 (百万円)
1	北海道	1,811,277
2	愛知県	1,560,237
3	埼玉県	1,420,520
4	神奈川県	1,337,968
5	兵庫県	1,337,906

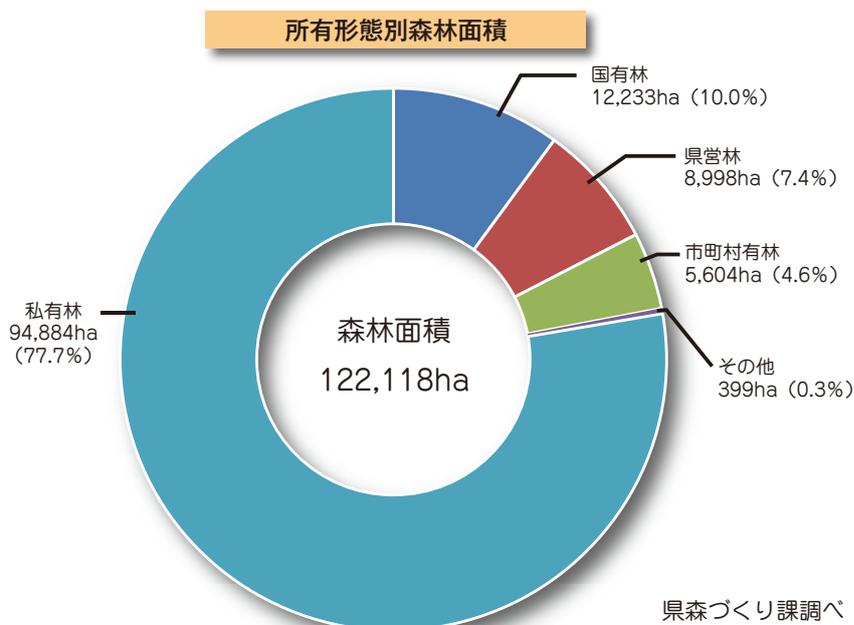
出典：経済産業省



4

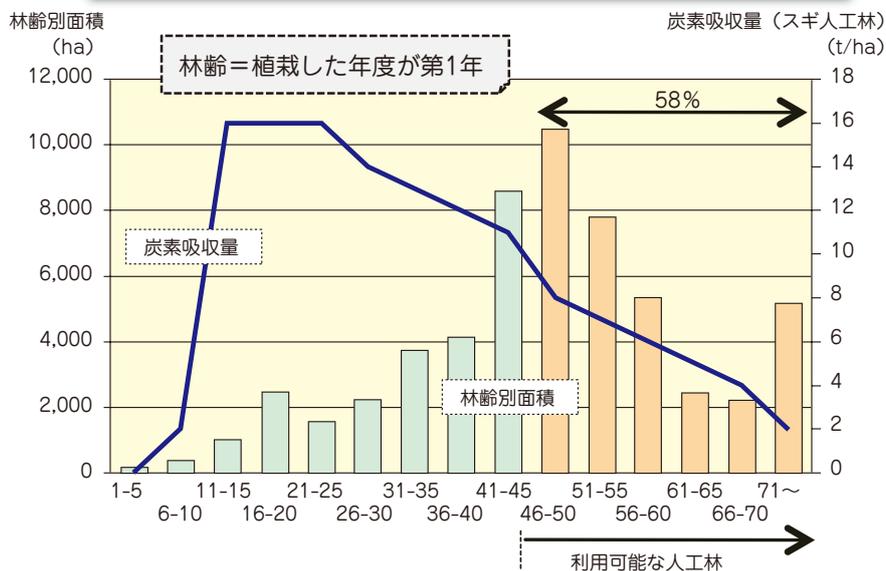
森林

本県の森林面積は122,118ha（平成19年度末）で県土面積の32%を占めています。所有形態別に見ると、国有林が10%、民有林（県有林、市町村有林、私有林等）が90%となっています。また、これらの森林に蓄えられた立木の材積は3,183万m³（平成19年度末）となっています。



山地や丘陵はスギやヒノキの成長に適しており、植林が盛んに進められた結果、民有林における人工林の割合は52%で全国平均の46%を上回っています。これらの人工林の林齢別面積は46～50年生をピークとするピラミッド型で、約半分が木材として利用可能な伐採期に達しています。一方、奥地の人工林を中心に間伐等の手入れが行き届かない森林が見られ、植栽地においてはシカによる食害が著しくなっています。

民有林人工林針葉樹の齢級（5年毎階層年齢）別面積（埼玉県）及び1林齢ごとの炭素吸収量



里山地域の森林やコナラ、クヌギなど武蔵野の雑木林として親しまれてきた平地林は、かつては燃料（薪炭）として利用され、落ち葉をたい肥とするなど、手入れが行き届いていました。しかし、現在は薪炭利用がされなくなり、竹林の拡大やササの繁茂が見られるなど、手入れの行き届かないものや他用途へ転用されるものも多くなっています。

東京都や山梨県、長野県との県境に位置する県西部の奥地林には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。

また、森林の39%に当たる47,753ha（平成21年度末）が、水源かん養、土砂流出の防備などの機能をより高度に発揮すべき森林として保安林に指定されています。

平地から丘陵地、山地を経て奥地まで広がる森林には、県土や自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化の緩和、良好な景観の形成、教育や体験の場の提供など、県民生活に貢献する多様な機能の発揮が期待されます。

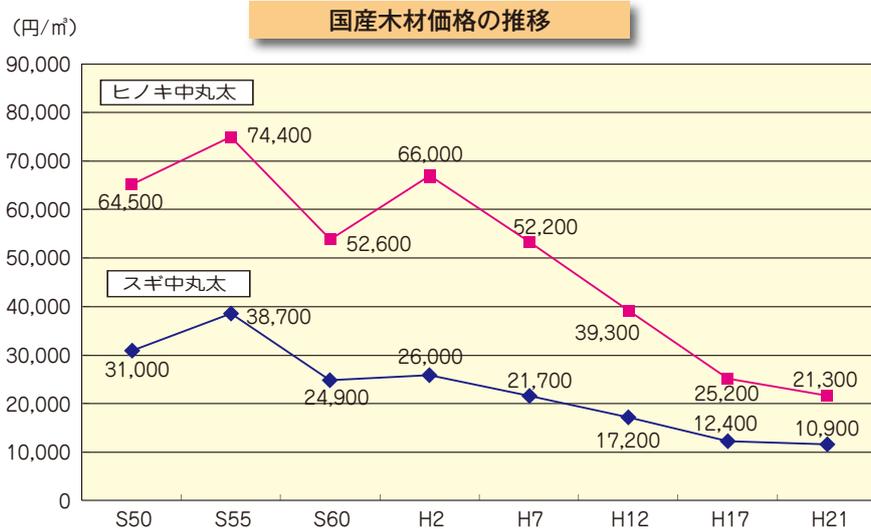
このため、こうした機能に応じた適切な森林整備を図ることが重要です。特に、人工林について、樹木の炭素吸収量は20年生前後がピークである中、より多くの二酸化炭素を吸収する元気な森林をつくるためにも、木材利用の拡大を通じて伐採期に達した樹木の伐採を積極的に進め、伐採跡地への造林やその後の保育を確実に実施していくことが必要です。



5

林業の構造

国産木材の価格は、昭和50年代半ば以降、円高による低価格輸入材の増加等の影響を受けて長期にわたって低迷しており、林業の採算性は低位で推移しています。



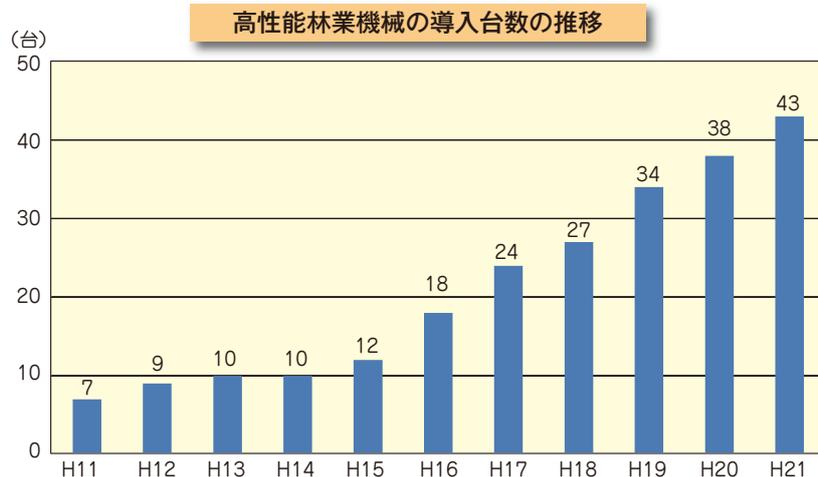
平成22年版森林／林業白書データから作成

私有林の所有規模は、1ha以上を所有する林家の79%が5ha未満（平成17年）であるなど、小規模となっています。こうした中、森林所有者の森林への関心の低下や世代交代により、所有界が不明となる森林の増加が懸念されています。

また、林業就業者数については、昭和40年（1965年）に2,125人でしたが、平成17年（2005年）には268人と減少しています。

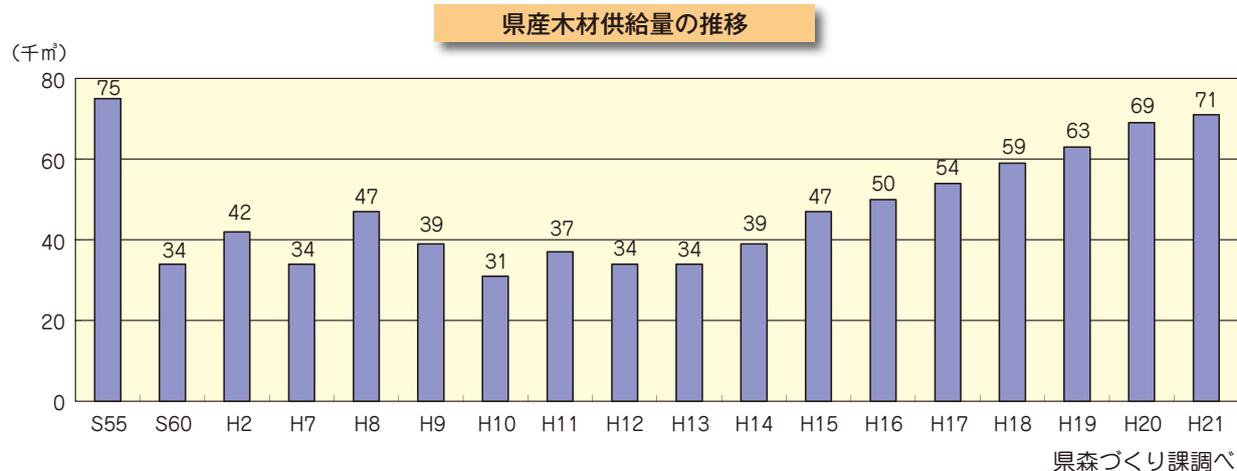
森林の適切な管理や林業の生産性向上を図る上で不可欠な森林管理道の整備状況は、総延長872km（平成21年度末）となっています。近年、森林管理道に接続する作業道の開設が積極的に行われており、平成21年度（2009年度）は46,427mが開設されました。

複数の作業を実施でき、作業効率の高い高性能林業機械の導入台数は、平成11年度末に7台であったものが平成21年度末には43台と大幅に増加しており、民有林面積当たりの高性能林業機械の保有台数は全国第9位（平成20年度末）となっています。



県森づくり課調べ

県産木材の供給量（素材生産量）は、平成10年度（1998年度）には31,000㎡まで低下していたものが、平成21年度（2009年度）には71,000㎡にまで増加しています。



県産木材を50%以上使用した住宅の年間着工戸数は、平成16年度末に200戸でしたが、平成21年度末には270戸と増加しています。

県産木材が安定的に供給され、素材としての良さが理解されることにより、県産木材の一層の利用拡大が期待されます。

このため、新たな用途での木材利用の拡大や木材利用の普及啓発、公共施設や民間住宅等での利用を進めるとともに、良質な木材製品を安定的に供給できる仕組みを構築することが必要です。また、木材価格が低迷する中、施業コストの低減を図って持続的な林業経営を展開できるよう、経営意識が高い林業事業者や技術力の高い人材の育成を図るほか、森林の多様な資源を活かした森林産業の育成を支援する必要があります。

6

農山村



首都圏に位置する本県では、中山間地域をはじめ都市地域と物理的に距離のある地域だけでなく、都市地域と一体的に地域住民の生活圏を形成している都市近郊地域においても多彩な農林業が展開されています。水田や畑、樹園地等の農地、里山や平地林などの森林、農業用水利施設（用排水路等）など農林業の重要な基盤は、それぞれの地域での歴史的、文化的営みを背景に田園都市埼玉の形成を担い、県民共通の社会的財産となっています。



一方、中山間地域を中心に広い範囲で野生鳥獣による農林業への被害が発生しています。農作物の被害金額は年間1億5,947万円（平成21年度）に上っています。地域によっては、農林業者の生産意欲を阻害し、農林業の存続を脅かしかねない状況が生じています。

野生鳥獣による被害金額の推移

野生鳥獣により農林産物被害は拡大

（単位：万円）

	H17	H18	H19	H20	H21
獣類合計	2,208	14,721	9,712	9,259	10,313
イノシシ	1,479	5,033	2,606	1,440	2,688
シカ	149	3,348	1,549	282	1,122
サル	124	2,353	2,715	6,341	2,422
アライグマ	101	1,963	1,466	285	1,645
ハクビシン	332	1,647	1,313	450	1,395
その他獣類	23	377	63	461	1,042
鳥類合計	6,670	4,580	4,097	2,915	5,634
合計	8,878	19,301	13,809	12,174	15,947

県農業支援課調べ



農林総合研究センターが開発したアライグマ・ハクビシン対策の電気柵（白落くん）

農山村の生活環境は次第に改善されており、例えば農村下水道である農業集落排水施設の普及率は、平成18年度（2006年度）以降の3年間で5ポイント高まり42%（平成20年度末）となっています。

また、農山村には家畜排せつ物や製材等残材などの農山村バイオマスが豊富に存在しており、年間発生量は186万2千トン（平成20年度末）で、その76%がたい肥や飼料、燃料などとして利活用されています。

農山村に住む人はもちろん、訪れる人にとっても快適な農山村空間を提供するとともに、農山村に存在する多様な資源の有効活用が期待されます。

このため、農山村の生活環境の整備や鳥獣被害防止対策を進めるとともに、農山村バイオマスの利活用を一層進め、循環型社会への貢献や地域の活性化に結び付けていくことが重要です。

7

多面的機能

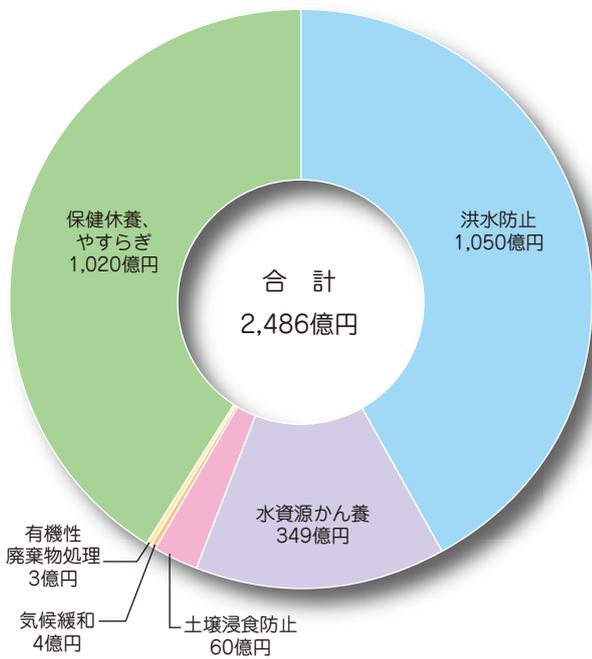
農林業・農山村は、農林水産物の生産・供給のほか、県土・自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化の緩和、良好な景観の形成、教育や体験の場の提供、地域の伝統文化の継承など、県民の日常生活に深くかかわる環境や教育、暮らし、健康、雇用、交流等の様々な分野で多面的な機能を有しています。

県土の32%を占める森林と21%を占める農地において林業と農業を基盤として農山村地域を形成し、農地の一部は都市地域にも溶け込んでいます。

農業用水は、利根川、荒川から取水され、農地を灌漑かんがいした後に都市河川の水源となり、県土に占める河川面積の割合（3.9%）日本一を誇る「川の国 埼玉」の重要な要素となっています。

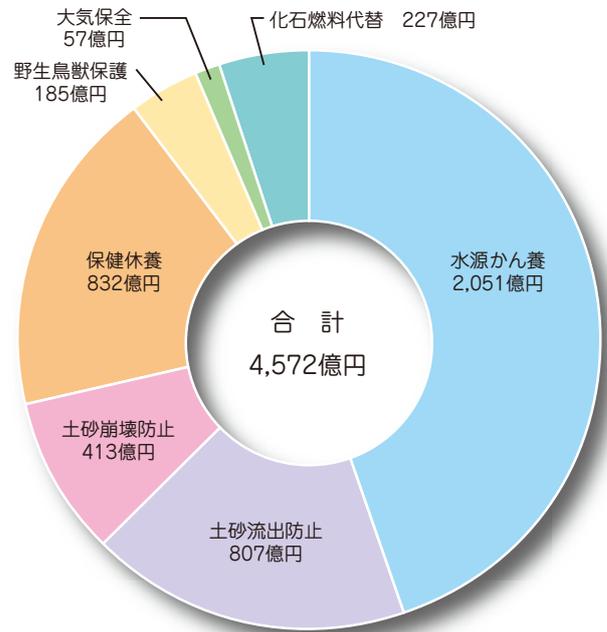
本県の農林業・農山村の多面的機能のうち、貨幣換算できるものについて平成13年（2001年）に農林水産省が公表した手法を基に試算すると、農業・農村では年間2,486億円で、これは農業産出額（平成20年1,997億円）を上回っています。また、森林・林業では年間4,572億円で、これを合わせると7,058億円となります。

本県の農業・農村の有する多面的機能評価額



県農業政策課試算

本県の森林の有する多面的機能評価額



県森づくり課試算

このような大きな価値を持つ多面的機能は、すべての県民が享受しているものであり、農林業が健全に営まれる中、持続的に発揮されることが望まれます。

このため、農林業生産活動が活発に行われるよう農林業経営の発展を図り、農地、農業用水路、森林の適切な保全と整備を進めることが重要です。

農林業・農山村がもつ様々な働き



埼玉農業の基本指標

◆農業◆

項目	単位	埼玉県	全国	本県の地位		時点	
				全国比率(%)	順位		
農家	戸	総農家	72,979	2,528,622	2.9	11	*1 平成22年2月1日 (概算値)
		販売農家	44,536	1,631,778	2.7	13	
		主業農家	8,968	359,896	2.5	18	
		準主業農家	10,533	388,909	2.7	12	
		副業の農家	25,035	882,973	2.8	11	
		自給的農家	28,443	896,844	3.2	10	
	農業就業人口	人	71,840	2,606,476	2.8	14	
耕地	ha	耕地面積	79,800	4,593,000	1.7	16	平成22年7月15日
		田	44,100	2,496,000	1.8	22	
		畑	35,700	2,097,000	1.7	13	
	1戸当たり耕地面積	a	107.0	164.7	—	—	*1 平成17年
耕地利用率	%	87.6	92.1	—	28	平成20年	
農業生産	億円	農業産出額 *2	1,997	84,736	2.3	18	平成20年産 (全国値は概算値)
		米	425	19,014	2.2	17	
		野菜	931	21,105	4.4	6	
		畜産	306	25,882	1.1	29	
		生産農業所得	751	30,207	2.4	18	
	生産農業所得率 *3	%	38.6	36.6	—	14	平成19年産
食料自給率	カロリーベース	%	11	41 [40]	—	44	平成20年度 [21年度概算値]
	生産額ベース	%	23	65 [70]	—	43	

*1 「農林業センサス」

*2 農業産出額及び生産農業所得の全国値は都道府県の合計値とは異なる。
なお、全国比率は都道府県の合計に対する割合である。

*3 生産農業所得率：農業粗収益に対する農業所得（物的経費等を考慮したもの）の比率のこと。
生産農業所得率 = (農業粗収益 - 物的経費 - 間接税 + 経常補助金) ÷ 農業粗収益 × 100

(農林水産省調べ)

◆林業◆

項目	単位	埼玉県	全国	本県の地位		時点	
				全国比率(%)	順位		
林家 *1	戸	8,065	919,833	0.9	41	平成17年2月1日	
森林面積 *2	千ha	122	25,097	—	—	平成20年3月31日 (全国は平成19年 3月31日)	
		天然林	60	13,383	—		—
		人工林	60	10,347	—		—
		その他	2	1,367	—		—

(*1：農林水産省「農林業センサス」

*2：県森づくり課調べ、全国は農林水産省調べ)

◆関連産業◆

項目	単位	埼玉県	全国	本県の地位		時点	
				全国比率(%)	順位		
直売等	有人直売所設置か所数 *1	か所	273	—	—	平成21年3月31日	
	有人直売所販売金額 *1	億円	250	—	—	平成20年度	
	県産農産物直売コーナー設置数 *1	か所	270	—	—	平成21年度	
市場	卸売市場数 *1	か所	36	1,866	—	—	平成20年4月1日 (全国の取扱金額は 平成19年度)
	卸売市場取扱金額 *1	億円	1,574	80,832	—	—	平成20年度 (全国は平成19年度)
食品産業	億円	食料品 *2	14,205	233,802	6.1	3	平成20年
		惣菜	690	7,461	9.2	1	
		アイスクリーム	381	2,535	15.0	1	
		和風めん	262	3,332	7.9	2	
		野菜漬物	194	3,858	5.0	6	
		食料品製造業の製造品出荷額等 *3	14,897	249,416	6.0	3	

(*1：県経済流通課調べ、全国は農林水産省調べ)

(*2：経済産業省「工業統計表(品目編)」 *3：経済産業省「工業統計表(産業編)」)

第2章

農林業・農山村を巡る潮流



近年、我が国内外の社会経済情勢が大きく変化する中、本県を含めて我が国の農林業・農山村を巡っても新たな動きが見られます。本県における農林業・農山村に関する取組の展開に当たっては、こうした時代の潮流を的確にとらえて対応していきます。

1

世界の食料需給のひっ迫懸念の顕在化



中長期的に世界の食料需給を見ると、需要面では開発途上国を中心とした人口の増加や中国、インド等の経済発展、バイオ燃料の増加等による食料や農産物の需要の増大など、供給面では収穫面積や単位当たり収量の伸び悩み、地球規模の気候変動の生産への影響といった様々な不安要因があります。

このような中、カロリーベースで食料の約6割を輸入に依存している我が国では、国民への食料供給の不安定要因が高まっています。

本県においても、県民に身近な産地として食料供給力を向上させていくことが重要です。

2

世界の木材需要の高まり



中国などでの木材消費が増大する中、世界の木材需要は増加傾向にあります。また、主要木材輸出国であるロシアにおける北洋材丸太の輸出関税引上げの影響などもあり、我が国への外国産木材の供給量の減少や価格の上昇が見られます。

このため、我が国においては、合板製造業で国産木材への原料転換が進むとともに、大規模な国産木材製材工場が増加するなど、国産木材を利用する環境が整いつつあります。また、住宅メーカーでも構造材等を国産木材に移行する動きが活発化しています。

本県においても、県産木材の利用拡大に向け低コスト化を進め、木材を安定的に供給していく仕組みを確立することが重要です。

3

社会経済のグローバル化の進展



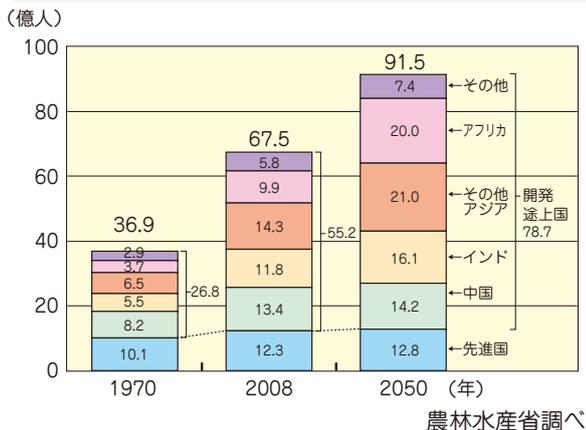
世界規模でヒト、モノ、カネが移動するなど、社会経済のグローバル化が進んでいます。穀物や原油価格の高騰、金融危機などをはじめ、世界情勢が直接的に私たちの身近な生活にも影響を及ぼしています。特に、今後のWTO交渉やFTA・EPA交渉の展開如何によっては農林業分野におけるグローバル化が一段と進展する可能性があり、我が国農林業の競争力を一層高めていく必要があります。

こうした中、本県においても、県民をはじめとする消費者に広く支持され、競争力のある農林業を確立していくことが重要です。

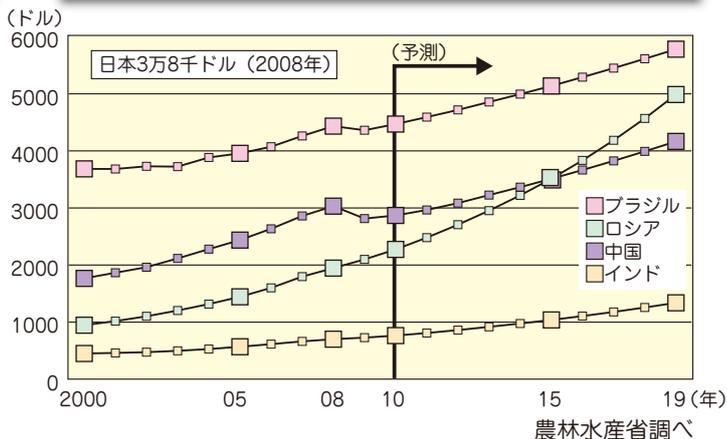
一方、世界的な日本食ブームやアジア諸国の所得水準の向上を背景として、全国各地で農産物を輸出する動きが見られ、我が国の農産物輸出は増加傾向にあります。

我が国が人口減少局面を迎え、国内市場の縮小が予想される中、本県農産物についても、新たな需要先としての海外販路獲得の可能性を引き続き探ることが重要です。

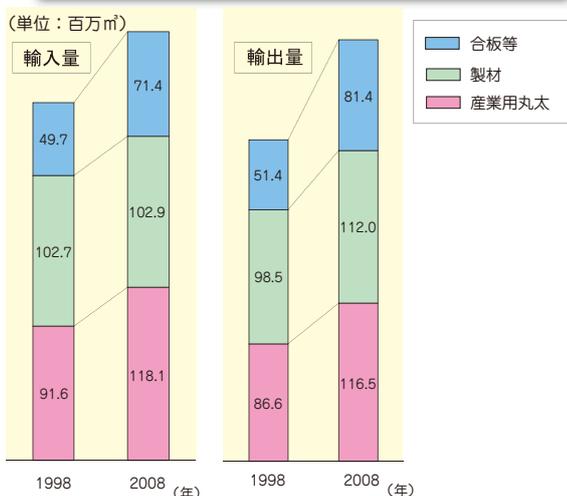
先進国・開発途上国別人口の推移と見通し



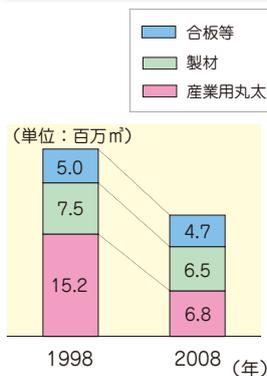
BRICsの1人当たりのGDPの推移と見通し



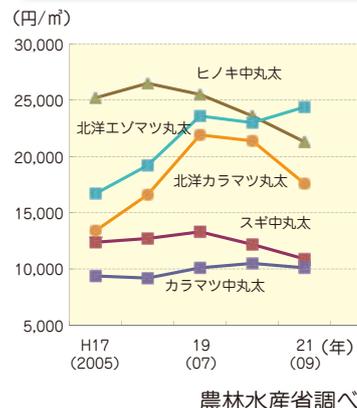
世界全体の木材 (産業用丸太・製材・合板等) 輸入量・輸出量



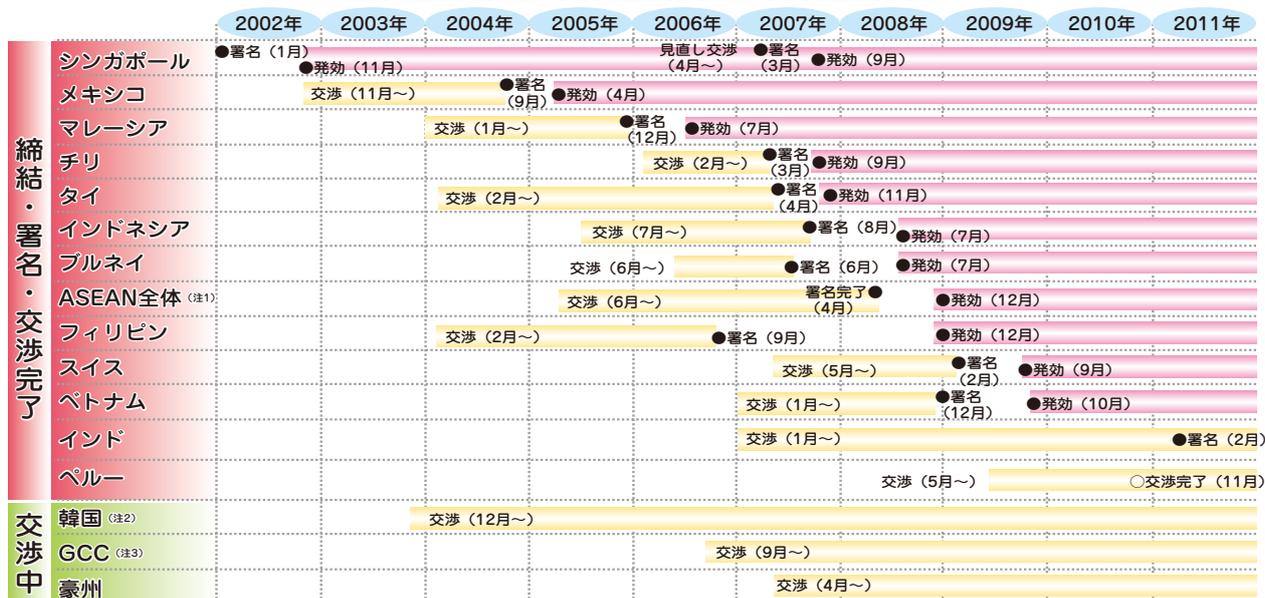
我が国の木材輸入量



丸太価格の推移



我が国のEPA・FTAをめぐる状況



(注1) ASEAN全体とのEPAは、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で発効。未発効国はインドネシアのみ
 (注2) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2008年6月に「日韓経済連携協定締結交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催し、現在までに5回開催。
 (注3) GCC (湾岸協力理事会) 加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

4

地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化



これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、温室効果ガスの排出、資源消費の増加、森林面積の減少、環境汚染等により、地球温暖化、資源の枯渇、砂漠化、生態系の破壊など、地球規模での環境問題の深刻化を招いてきました。地球温暖化対策や資源の循環利用、環境負荷の低減など持続可能な社会づくりは待ったなしの課題となっています。

こうした中、二酸化炭素を吸収する森林の着実な整備や農山村に豊富に存在するバイオマスの利用、フードマイレージ・ウッドマイレージの観点からの地産地消の推進とともに、農林業の持つ自然循環機能の活用や環境に配慮した生産方式への転換などにより、環境保全に積極的に貢献していくことが重要です。

また、ゲリラ豪雨等による都市災害を防止する観点からも、農林地、農山村地域を保全することによる保水機能の維持向上を図り、田園都市埼玉の強みを発揮させる必要があります。

5

社会全体での雇用創出の必要性の高まり



平成20年秋に始まった世界的な金融危機を契機として、我が国の景気は急速に悪化し、厳しい雇用情勢が続いています。社会全体で、様々な分野を通じて雇用を確保・創出していく必要性が高まっています。

農林業についても、今後の成長分野として雇用の創出に強い期待が寄せられています。

農業経営体の法人化など新規就労の拡大を進めやすい環境を整えるとともに、農業の6次産業化、農商工連携など新たな事業展開を促進し、農林業の収益力向上を通じて雇用を創出していくことが重要です。農林分野における雇用の創出には、国産農産物・木材の需要が拡大していくこと、つまり我が国全体として食料自給率、木材自給率の向上が伴わなければなりません。

6

人々の価値観及びライフスタイルの多様化



我が国は、少子高齢化が進行し、本格的な人口減少時代を迎えています。人口増加やおう盛な需要の伸びに支えられて量的拡大を追求する経済成長を重視する社会から、精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する成熟した社会への転換期を迎えて、人々の価値観やライフスタイルが多様化してきています。

こうした中、農林業・農山村の多面的機能に対する人々の関心が高まり始め、市民農園活動や森林ボランティア活動等が活発化してきています。

農林業・農山村の多面的機能を、県民がそれぞれの価値観やライフスタイルに応じて積極的に活用できるようにしていくことが重要です。

第 3 章

ビジョンが目指す将来像



本ビジョンで示す各種の取組を通じ、農林業が収益力を高めながら、魅力に富んだ農山村が県民の日々の生活を支え、また、県民が農林業・農山村に親しみ人生を充実させているという将来像を目指します。

1

食料などの安定供給を通じて県民生活を支えている農業



安全・安心でおいしい食料、暮らしを彩る花や植木など農産物を安定的に供給する本県農業が、県民の豊かで潤いある生活を支えています。また、県民が消費活動を通じて本県農業を支持する動きが定着し、収益力ある農業が展開されています。

経営力のある担い手を中心とした地域農業生産構造が確立される中、新規就農者、兼業農家、高齢農家など多様な主体が生き生きと活動しています。また、企業やNPO等の法人が新たな担い手となるべく期待されて参入した地域においては、そうした法人と地域の農家とが調和しながら農業経営、農業生産を行っています。

農産物直売所などを拠点に地産地消の取組が広く展開され、地域に根差した食生活が実施されるとともに、フードマイレージが削減される環境にやさしい消費活動が展開されています。

大消費地の中の農業県、食品産業立地県という特色を活かして、地産地消や農業の6次産業化、農商工連携が活発に行われ、生産から加工、流通、消費までが有機的なつながりを持って展開されています。また、市民農園、観光農業など「体験」や「交流」の場を提供する農業経営も展開されています。こうした活発な農業経営、農業生産を通じ、農業の多面的機能が十分に発揮されています。



にぎわう県内農産物直売所

2

県民に様々な恩恵をもたらしている森林・林業

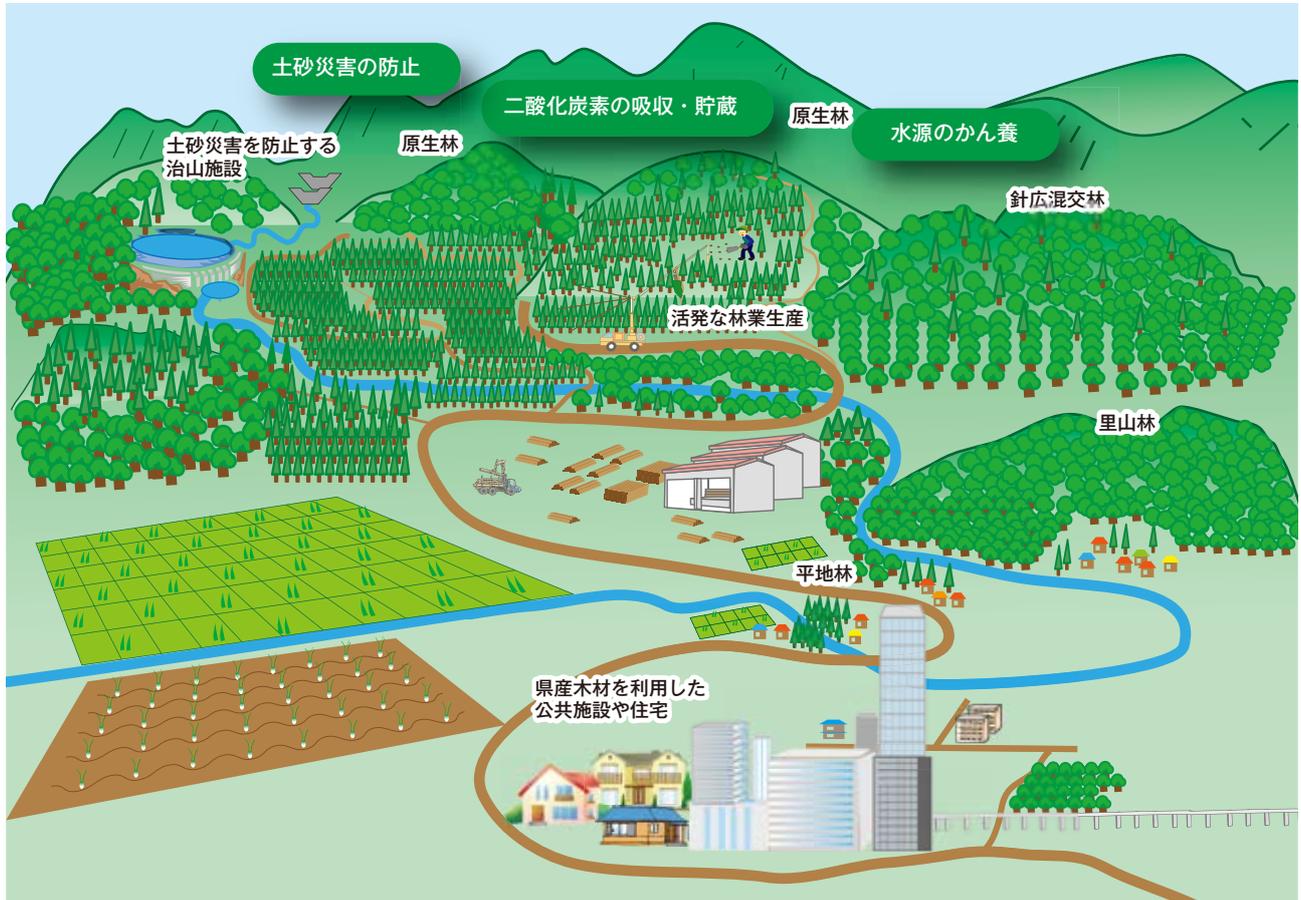
生活の身近にある平地林や里山から奥山の原生林まで、様々な樹種や樹齢からなる多様で健全な森林が生育しています。このような森林は、緑や四季折々の景観を醸すとともに、きれいな水や空気を生み出し、土砂災害を防止するなど、県民の暮らしを守る基盤となっています。また、様々な生物の生息、生育の場となるとともに、二酸化炭素を吸収、貯蔵し、地球温暖化の緩和に貢献しています。

林業はこうした欠かすことのできない環境、基盤をつくり保全する産業であるという認識の下、県産木材の利用が県内森林の適切な管理、循環利用につながり、ひいては循環型社会の構築や低炭素社会づくりに貢献するという考えが県民に浸透しています。また、木材の大消費地である本県では、ウッドマイレージの考えを基礎に、多くの公共施設や住宅、家具等に県産木材を優先して利用しています。

こうした木材利用を基礎にして、森林組合などの意欲的な林業事業体等により林業生産が活発に行われるとともに、県産木材の安定的な供給体制が整っています。

また、奥地の森林など林業経営が難しく、管理が行き届かない森林については、公的な整備が行われることにより適切な管理、適正な保全が図られています。

人と森林との関わり



3

県民の共通財産として様々な活動が展開されている農山村



農山村で生活する人、農山村を訪れる人が共に豊かな自然の中で快適に過ごせる生活環境基盤が整備されています。

農山村地域の住民とともに都市部の住民、NPOなど多様な主体が参画して、農山村の美しい農地や水環境が保全され、心安らく景観が維持されています。

バイオマスをはじめとする再生可能な資源が有効に活用され、循環型社会の一翼を担うとともに、新たなビジネスチャンスを創り出しています。

農山村が、生活の場として、ゆとりや憩いを得る場として、また、農林業等に関する様々な活動の場として県民の共通財産となり、田園都市埼玉の魅力を高めています。



収穫祭



市民農園栽培教室

4

県民が生活に積極的に活かしている農林業・農山村の多面的機能



多くの県民が、農林業・農山村の多面的機能に対する理解を深め、環境や教育、暮らし、健康、雇用、交流など様々な視点、分野で、多面的機能を自らの価値観やライフスタイルに応じて積極的に活用し、生活の質の向上、充実した人生の実現につなげています。

都市住民など日ごろ直接には農林業にかかわっていない人々は、農山村との交流、市民農園での活動、森林づくりへの参加などを通じて、農林業関係者とのふれあいが深まり、相互理解と協働の精神が共有されています。これらのことを通じ、県民一人一人の生活に多様なかわりを持つ農林業・農山村を社会全体で盛り立て、大切にし、活かしていくという気運が醸成されています。

農林業には多様な役割（多面的機能）

農林業・農山村は人々の生活を空気の様に包んでいる



- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| <u>水源かん養</u> | <u>伝統文化の継承</u> | <u>洪水防止</u> |
| <u>保健休養</u> | <u>良好な景観の形成</u> | <u>保健休養・やすらぎ</u> |
| <u>土砂流出防止</u> | <u>地域社会の振興</u> | <u>水資源かん養</u> |
| <u>土砂崩壊防止</u> | <u>生態系保全</u> | <u>土壌侵食防止</u> |
| <u>化石燃料代替</u> | <u>教育の場の提供</u> | <u>有機性廃棄物処理</u> |
| <u>二酸化炭素吸収</u> | | |

将来像を実現するための指標

▶ 意欲ある担い手を育てる

農業法人数
現状値 417法人 → 目標値 800法人

新規就農者数
現状値 248人 → 目標値 280人

▶ 優良農地を活用して最大限の生産を行う

野菜重要品目の生産面積
現状値 7,387ha → 目標値 8,430ha

遊休農地解消・活用面積
現状値 1,227ha → 目標値 1,500ha

ほ場整備実施面積
現状値 21,870ha → 目標値 22,370ha

ほ場整備実施面積のうち埼玉型ほ場整備実施面積
現状値 0ha → 目標値 230ha

▶ 県産農産物を軸とした食と農をつなぐ仕組みを作る

県産農産物コーナー設置店舗数
現状値 270店舗 → 目標値 500店舗

地場農産物を原料とした地域商品の開発数
現状値 250商品 → 目標値 550商品

▶ 食の安全・安心を確保する

GAP実践集団数
現状値 17集団 → 目標値 29集団

▶ 多様で健全な森林をつくる・まもる

森林の整備面積
現状値 12,711ha → 目標値 14,000ha

花粉発生源対策を行ったスギ林面積
現状値 1,740ha → 目標値 6,300ha

▶ 森林を循環的に利用する

施業のため集約化・団地化する森林面積
現状値 0ha → 目標値 10,000ha

作業道延長
現状値 130km → 目標値 500km

▶ 県産木材を使う・親しむ

県産木材の供給量
現状値 71,000m³ → 目標値 101,000m³

県産木材を使用した住宅戸数
現状値 1,370戸 → 目標値 3,200戸

▶ 美しく活力ある農山村をつくる

農業集落排水施設の普及率
現状値 45% → 目標値 50%

鳥獣被害防止活動に取り組む市町村協議会数
現状値 10市町村 → 目標値 20市町村

▶ 農林業・農山村の多面的機能を学ぶ・使う・楽しむ

市民農園の利用世帯数
現状値 10,600世帯 → 目標値 14,600世帯

森林ボランティア活動に参加する企業・団体数
現状値 106団体 → 目標値 200団体

第4章

取組の基本的な考え方



第1章の「埼玉農林業・農山村の姿」や第2章の「農林業・農山村を巡る潮流」を踏まえつつ、第3章で記した「ビジョンが目指す将来像」の実現に向けて、食料・農業、森林・林業等の各分野にわたる取組について、以下の考え方を基本として進めていきます。具体的な取組については第5章「取組の展開方向」に記しています。

こうした取組により、農林業者、農林業団体のみならず広く県民が様々な立場から協働し、本県の農林業・農山村の^{じゆき}地力（潜在能力）を最大限に引き出し、県民生活の向上につなげていくことが期待されます。

1

「担い手・生産・販売」の三位一体的な推進による食料供給力の向上

将来にわたって県民への食料の安定供給が図られるよう、経営力ある担い手の育成、また、優良農地を活用した最大限の生産、そして、食と農をつなぐ販売力の強化を三位一体の取組として進め、収益性が高く持続的な農業を実現します。

具体的には、経営力のある担い手が生産の中心となり、意欲ある多様な農家が活動する地域農業を実現します。あわせて、新規就農者を継続的に確保していくとともに、農業の収益性を高める中で農業雇用の創出と拡大を促進します。

また、農業振興地域の農用地区域など優良な農地を確保しつつ、ほ場整備等生産基盤の整備を一層進め、最大限の生産を行える条件を整えます。こうした中で、消費者や実需者の需要を開拓、創出する産地の戦略的な取組を促進します。

さらに、大消費地の中の農業県、食品産業立地県という本県の強みを活かし、地産地消、農業の6次産業化、農商工連携など、農と食が密接につながる仕組みづくりを積極的に推進し、農家・産地の販売力強化を図ります。

こうした「担い手・生産・販売」の三位一体の取組を着実に進めるため、農家経営の改善、生産性の向上などに欠くことのできない試験研究の一層の推進と現場への普及など、地域の実情・特色が最大限活かせる支援を行います。

また、県民の安心ある暮らしを守るため、食の安全・安心の確保を図ります。



2

多様な森林の整備と森林の循環利用による森林・林業の再生

県民が生活する身近にある里山・平地林や丘陵地などでは、地域住民やボランティア団体などとの協働を一層推進し、心地よい景観を醸す森林の整備、保全を推進していきます。

山地森林（スギやヒノキ等の人工林）の約半分は、既に伐採期を迎えています。そこで、これまでには保育中心であった林業施業は、「伐って・使って、植えて、育てる」という循環利用を進めていく林業として森林を適正に管理していきます。このため、森林の伐採、搬出、製材、流通、利用について低コストで行える体制を整えつつ、伐採地に低コストで再び植林し、保育する方法を広めます。

奥地森林など林業経営が成り立ち難く、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない人工林については、針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林や広葉樹林化を目指した公的整備も進め、水源かん養、二酸化炭素の吸収等の機能を十分に発揮させます。

集中豪雨などが引き起こす山地崩壊や土石流などの災害に強い森づくりを推進するとともに、シカによる植林苗木、幼木の食害対策やスギ花粉削減対策を推進します。

また、きのこ等特用林産物の生産拡大を図るとともに、商業や観光、福祉や医療など、異業種との連携による新たな森林活用産業の育成にも取り組みます。

森林の循環利用を支える県産木材の需要を拡大するため、公共施設や民間住宅での利用拡大を図るとともに、バイオマス発電の燃料など新分野、新用途での利用を進めます。また、乾燥材やプレカット材の生産・販売体制の確立など、需要に対応できる木材産業の育成により、県産木材を主体とした安定的な木材供給体制を構築します。



整備された平地林



活発な林業生産活動



整備され針広混交林化しつつある奥地森林



様々な箇所で利用される県産木材

3

美しく活力ある農山村づくりによる農山村の魅力向上



農林業者をはじめ地域住民の生活の場である農山村について、住民が快適に安心して暮らせる生活環境の整備を促進します。また、様々な体験等の機会を求めて農山村を訪れる人々が、地域住民と交流しつつ、地域の魅力を十分に堪能し、楽しめる魅力ある農山村づくりに取り組みます。この一環として、農山村や都市部の住民、NPOなど多様な主体が協働し、農山村の美しい農地や水環境を保全する活動を促進します。

また、深刻化してきている野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、広域的な連携を図りつつ、森林から里山、農地まで地域ぐるみの対策を促進します。

さらに、農山村に豊富に存在するバイオマス等の有効活用を促進し、循環型社会の実現への貢献とともに、新たなビジネスチャンスの創出に取り組みます。

4

県民の価値観及びライフスタイルに応じた多面的機能の積極活用の促進



都市と農山村の交流や農林業体験などを通じ、県民が自らの価値観やライフスタイルに応じて農林業・農山村の多面的機能を積極的に活用する社会の実現に取り組みます。

また、多面的機能という豊かな恵みを持つ農林業・農山村が将来にわたって持続的に発展し、その恵みが未来に引き継がれていくようにするため、社会全体で農林業・農山村を盛り立てていくことの重要性が広く県民に理解されるよう図ります。



第 5 章

取組の展開方向



第4章「取組の基本的な考え方」に基づき、県として、食料・農業、森林・林業等の各分野にわたって県民連携を深め、参加を促しながら、次の施策を着実に進めていきます。

〔食料・農業〕

1 意欲ある多様な担い手を育てる

- (1) 経営力ある担い手の育成
- (2) 次代を担う新規就農者の確保
- (3) 多様な担い手の育成
- (4) 農業雇用の拡大

2 優良農地を活用して最大限の生産を行う

- (1) 優良農地の確保と有効利用
- (2) 農業生産を支える基盤整備の推進
- (3) 産地の戦略的な取組の展開

3 農業経営の安定・発展に向けて支援する

- (1) 経営の基礎となる条件の整備
- (2) 試験研究の推進
- (3) 環境に配慮した農業の振興
- (4) 都市農業の振興
- (5) 中山間地域農業の振興

4 県産農産物を軸とした食と農をつなぐ仕組みをつくる

- (1) 地産地消の促進
- (2) 農業の6次産業化、農商工連携の促進
- (3) 流通システムの合理化
- (4) ブランド化の推進

5 食の安全・安心を確保する

- (1) 食の安全性の確保
- (2) 適正な食品表示による県民の食への信頼の確保

〔森林・林業〕

6 多様で健全な森林をつくる・まもる

- (1) 多様な機能を発揮させる森林の整備
- (2) 森林の保全管理

7 森林を循環的に利用する

- (1) 伐採及び利用の拡大
- (2) 造林及び保育の推進
- (3) 担い手の育成
- (4) 多様な森林資源の活用

8 県産木材を使う・親しむ

- (1) 多様な県産木材の利用拡大
- (2) 公共施設での利用拡大
- (3) 民間住宅等での利用拡大
- (4) 安定的な供給体制の構築

〔農山村〕

9 美しく活力ある農山村をつくる

- (1) 美しく快適な農山村の環境整備
- (2) 鳥獣被害防止対策の推進
- (3) 低未利用資源の利用促進

〔多面的機能〕

10 農林業・農山村の多面的機能を学ぶ・使う・楽しむ

- (1) 県民理解の促進
- (2) 都市と農山村の交流
- (3) 体験及び学習機会の充実
- (4) 県民参加の森林づくりの推進
- (5) 豊かな水辺環境の活用促進

1

意欲ある多様な担い手を育てる

自ら創意工夫し、意欲的に経営発展に取り組む農業者に対し、その経営状況等に応じた栽培技術の改善や経営の向上、法人化などの支援を行います。これにより、認定農業者など経営力のある担い手が生産の中心を担いながら、意欲ある多様な担い手が活動できる地域農業の実現を図ります。

(指 標)

I 農業法人数

現状値 417法人 → 目標値 800法人
 (平成21年度末) (平成27年度末)

II 新規就農者数

現状値 248人 → 目標値 280人
 (平成21年度) (平成27年度)



実習を主体として学ぶ農業大学校

(1) 経営力ある担い手の育成

目指す方向：意欲ある農業経営体への支援

本県農業の持続的な発展を図るため、認定農業者等の意欲ある農業者に対し、栽培技術や経営の改善及び向上、法人化、販路開拓などの支援を行い、地域農業の担い手としての経営力の向上を図ります。

また、経営規模拡大による収益性の向上が課題となっている土地利用型農業について、経営力ある担い手が生産の中心を担う地域水田農業構造の実現に取り組みます。

取組の内容

- ① 先進的な栽培技術の導入や販路開拓など、技術、経営の両面で有益な情報を農家間で共有できるネットワークづくりを支援します。
- ② 家族農業経営において、家族が役割分担して経営に参画する仕組みとしての家族経営協定の締結を支援します。
- ③ 認定農業者の経営改善が円滑に進むよう、制度資金や交付金の活用について支援します。
- ④ 農業経営の法人化が円滑に進むよう、必要な情報提供や詳細な経営分析に基づく経営改善指導を実施します。
- ⑤ 農業の可能性を切り拓く積極的な取組（農業ベンチャー）を支援します。
- ⑥ 地域の多様な農業者の意向を取りまとめて実現すべき地域農業構造を示した計画（地域営農ビジョン）の策定を促進し、それに基づく農地の利用調整を支援します。
- ⑦ 集落営農について、組織基盤の整備を促進するとともに、法人化を支援します。
- ⑧ 農家の世代交代が円滑に進むよう、技術的な支援や経営指導を実施します。
- ⑨ 次代の本県農業を担う青年農業者が一層の経営革新に取り組めるよう、経営類型別等の研修や交流活動を支援します。

法人化のメリット

項目		メリット
経営・運営	経営管理等	①経営責任に対する自覚を持つことで、経営者としての意識改革を促進 ②家計と経営が分離され、経営管理が徹底
	対外信用力	①計数管理の明確化や各種法定義務(設立登記、経営報告等)を伴うため、取引上の信用力が向上 ②法人となることでイメージが向上し、商品取引や従業員の雇用等が円滑化
	人材の確保・育成	①法人の役員、社員等の中から有能な者を後継者として確保することが可能 ②就農希望者が法人に就職することで、初期負担なく経営能力、農業技術の習得が可能
制度上	税制	①所得の分配による事業主への課税軽減 ②定率課税の法人税の適用 ③役員報酬の給与所得化による節税(一部制限あり) ④使用人兼務役員賞与の損金算入 ⑤退職給与等の損金算入 ⑥欠損金の7年間繰越控除(青色申告法人に限る) ⑦農業経営基盤強化準備金
	社会保障制度	①社会保険、労働保険の適用による農業従事者の福利増進 ②労働時間等の就業規則の整備、給与制の導入による就業条件の明確化
	制度資金	①融資限度額の拡大(認定農業者に限る) ②スーパーL資金の「円滑化貸付」による無担保・無保証貸付(認定農業者に限る)
	農地の取得	農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体による農地取得の支援

(2) 次代を担う新規就農者の確保

目指す方向：意欲の高い新規就農者の確保

意欲ある新規就農者を確保するため、就農希望者に対して知識や経験に応じたきめ細かな支援を行うとともに、希望する地域や内容で就農できるよう、関係機関が連携した受入体制を整備します。

取組の内容

- ① 自ら営農したい者、農家や農業法人へ就職したい者など新規就農の希望者に対して、県農林振興センター等に設置している就農相談窓口を活用し、希望に応じた具体的かつ実践的な情報提供を実施します。
- ② 農業大学校の教育内容の充実を図りつつ、高度で実践的な知識や技術を有し経営感覚に優れた人材を育成します。
- ③ 農業大学校等の関係機関や農林公社等の関係団体、地域の指導農家等が、技術習得の必要な者に対し研修や栽培指導等を実施します。
- ④ 新規参入希望者に対し、市町村、農業委員会、農協、農林公社など関係機関、関係団体と一体となって、自立就農までに必要となる支援を一体的に提供する体制を整備し、運営します。
- ⑤ 県域段階で農地情報を一元化し、県内のどこで農地が借りられるか等の情報を新規参入希望者にワンストップで提供します。
- ⑥ 高齢化等によって経営維持が困難な農業経営体から、新規参入者等への経営移譲が円滑に行われるよう支援します。



活躍する新規就農者たち

(3) 多様な担い手の育成

地域ぐるみで支えあう農業を実現するため、多様な担い手を育成します。

目指す方向1：地域農業を担う女性の活動促進

農業就業人口の約6割を占め地域農業を担う女性農業者が地域の意思決定の場へ参画するなど、更に活躍できる環境づくりを支援します。

取組の内容

- ① 女性農業者が、男性農業者とともに、研修会等を通じて一層の経営力を身につけられるよう支援します。
- ② 農業委員、農協理事など地域における意思決定の場への女性農業者の登用を促進します。
- ③ 女性の視点を活かし、農村食文化の継承等を核とする起業及び農業の6次産業化を促進します。



目指す方向2：地域農業に貢献する高齢者の活動促進

高齢農業者が有する豊富な知識や技術、経験を活かし、地域農業の補完体制の構築や農村文化の伝承活動を促進します。

取組の内容

- ① 卓越した農業関連技術を有する高齢農業者を「農の匠^{たくみ}」として認証する制度を創設し、高齢農業者の知識や技術、経験の次世代への伝承を促進します。
- ② 小・中学校等の食農教育における高齢農業者の支援活動を促進します。
- ③ 地域のシルバー人材センター等と連携し、農繁期などにおける労働力の補完を促進します。
- ④ 農作業の軽作業化の技術や機械等の開発、普及を行うとともに、特に高齢農業者に焦点を当てた農作業安全運動を推進します。

目指す方向3：企業等の農業参入の調整

地域農業の新たな担い手として企業、NPO等の農業参入が必要と地域が判断した際、市町村、農業委員会と連携しながら、地域と農業参入を希望する企業等との仲介や調整を実施します。

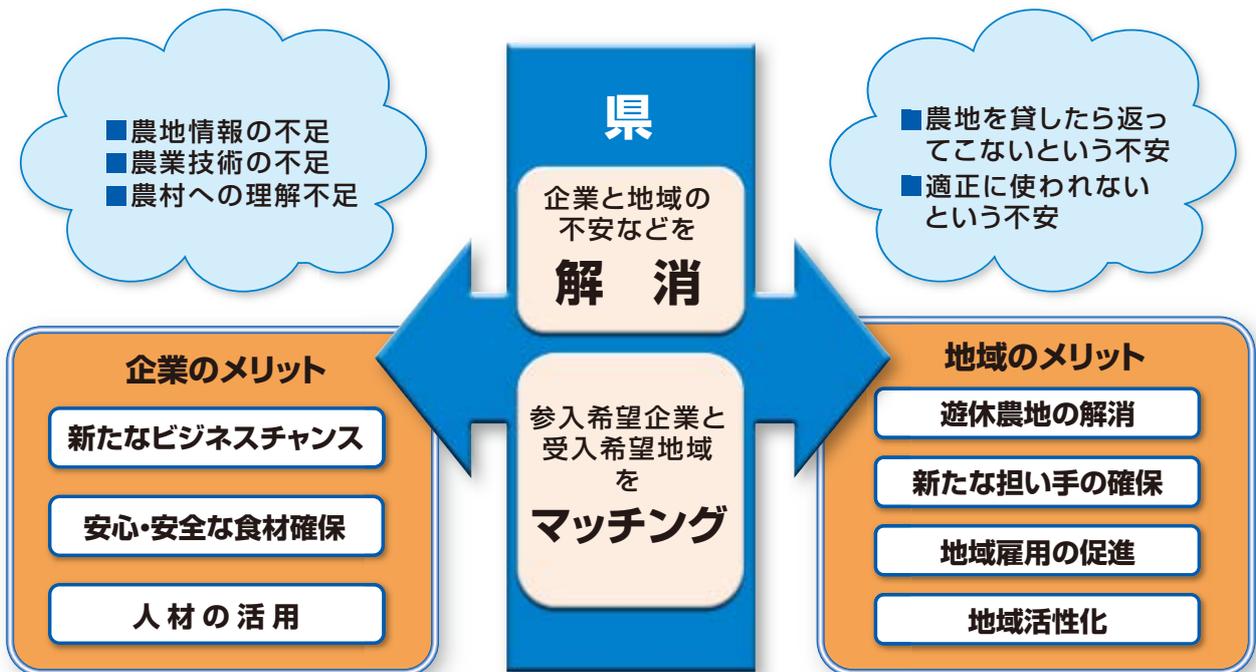
取組の内容

- 1 企業等の農業参入が地域の合意の下に行えるよう、農地制度や県農業経営基盤強化促進基本方針について関係者の理解を深めるための研修会等を実施します。
- 2 企業等の農業参入が地域農業や本県農業の発展につながるものとなるよう、企業等の農業参入に関する方針を策定するとともに、この方針に即し、地域と企業等との信頼関係構築を支援します。
- 3 農業への参入を希望する企業等が円滑に参入し、地域定着できるよう、参入候補地などの情報提供や農業技術の支援等をワンストップで実施します。
- 4 農業に参入した企業等への農業技術等の支援が円滑に行える体制を関係機関と連携して整備します。

地域農業が抱える課題

■ 遊休農地の発生

■ 担い手の高齢化



(4) 農業雇用の拡大

目指す方向：農業雇用の拡大

農業法人等の雇用ニーズに対応できる人材を育成するため、就職就農を希望する者に対する実践的な研修を実施するとともに、安定的な雇用を生み出す観点からも農業経営の法人化等を促進します。

取組の内容

- ① 農業法人等への就職を希望する者に対し、新規就農希望者と同様に就農相談窓口を活用して、休日就農相談会や就農セミナーを開催し、具体的かつ実践的な情報提供を実施します。
- ② 技術習得に向け、農林公社等の関係団体、地域指導農家等による研修や栽培指導等を促進します。
- ③ 離職者を対象とする公共職業訓練制度を活用した農業研修を、農業大学校において実施します。
- ④ 農業大学校、農林公社等において、労働力を求める農業法人等と就職を希望する者とのマッチングを行う情報交流の場を設定します。
- ⑤ 雇用労働力を活用して経営の向上を目指す農業経営体に対し、ニーズに応じて法人化を支援します。
- ⑥ 農業法人に就職した者がすぐに実践できる簡便な栽培技術の開発と普及を行い、農業法人での雇用拡大を促進します。



就農相談会

2

優良農地を活用して最大限の生産を行う

農業経営や農業生産の基礎となる優良農地の確保と有効利用を図り、農業生産を支える良好な営農条件を確保する農業生産基盤整備を推進するとともに、積極的に消費者や実需者の需要を開拓、創出していく産地の戦略的な提案型の取組を促進します。

(指標)

I 野菜重要品目の生産面積

現状値 7,387ha → 目標値 8,430ha
(平成21年度) (平成27年度)

II 遊休農地解消・活用面積

現状値 1,227ha → 目標値 1,500ha
(平成17年度～21年度) (平成23年度～27年度)

III ほ場整備実施面積

現状値 21,870ha → 目標値 22,370ha
(平成21年度末) (平成27年度末)

IV ほ場整備実施面積のうち埼玉型ほ場整備実施面積

現状値 0ha → 目標値 230ha
(平成21年度末) (平成23年度～27年度)



イラスト・字 埼玉県出身の落語家 林家たい平さん

(1) 優良農地の確保と有効利用

農地は農業経営や農業生産の最も基礎的な資源であることから、良好な状態でその確保を図り、有効利用を推進します。

目指す方向1：優良農地の確保

農地制度の適切な運用により、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業を実施した農地など優良な農地の確保を図ります。

取組の内容

- ① 市町村、農業委員会等関係機関と連携し、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の適切な運用を図ります。
- ② 中山間地域における集落協定に基づく農業生産活動、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動など農地の維持及び保全に向けた取組を支援します。

目指す方向2：担い手への利用集積の促進

米麦等の土地利用型農業について、認定農業者等の担い手が経営規模拡大による収益向上を図りつつ、地域農業の中心を担う構造を実現するため、農地の利用集積を促進します。

取組の内容

- ① 地域の話し合いと合意に基づき、認定農業者など農地の利用集積の対象となる担い手を明確化し、集団的な土地利用調整を促進します。
- ② 担い手への農地の利用集積が円滑に行われるよう、市町村段階に設置する農地利用集積円滑化団体の機能を活用し、農作業の受委託を含めた農地の面的集積を促進します。
- ③ 農林公社等、農地保有合理化法人の機能を活用し、農地の所有者等の意向に応じた農地の売買による流動化を促進します。

目指す方向3：遊休農地の発生防止・解消・活用

市町村、農業委員会等関係機関と連携して遊休農地の所在等を明確化し、その解消、活用を図るとともに、発生防止を推進します。

取組の内容

- ① 農業委員会、農地活用世話人によるきめ細やかな農地パトロール活動や農業委員会における農地利用状況調査を支援し、遊休農地の所有者等に対する厳格な指導を促進します。
- ② 遊休農地の解消と活用に当たっては、地域耕作放棄地対策協議会の検討に基づき、所有者による耕作再開を基本としつつ、地域の状況に応じた多様な取組を促進します。
- ③ 農地保有合理化事業や農地利用集積円滑化事業を支援し、担い手への農地の利用集積を促進します。
- ④ 規模縮小を志向する農家等については、農業委員会に設置している農地活用相談窓口における相談への適切な対応を支援し、農地の遊休化防止を促進します。
- ⑤ 農地の遊休化が懸念される地域については、地域の意向を踏まえ、新たな担い手となり得る企業等の農業参入の仲介や調整を実施します。

川島町の耕作放棄地が優良農地に再生 (農業生産法人(株)ナガホリの取組事例)

川島町山ヶ谷戸地内では、植木の育成ほ場が、景気の低迷等により販売が進まなかったことから放置され、雑草の繁茂や大木が散在する耕作放棄地となっていました。

川島町耕作放棄地対策協議会では、この荒廃した耕作放棄地(約8.4ヘクタール)を農業利用するため検討を重ね、地権者と利用者との調整を進めた結果、上尾市の農業生産法人(株)ナガホリが、「耕作放棄地再生利用交付金」を活用して優良農地に再生しました。

再生後は、緑肥等による土壌改良を行い、現在では、「こまつな」の栽培がおこなわれています。



再生作業前



再生作業中



再生された耕作放棄地

(2) 農業生産を支える基盤整備の推進

農業生産を支える良好な営農条件を確保するため、ほ場の整備や農業水利施設の整備等の農業生産基盤整備を地域住民の生活環境や生態系、自然環境との調和に配慮して着実に進めるとともに、農業用水の安定的な確保を図ります。

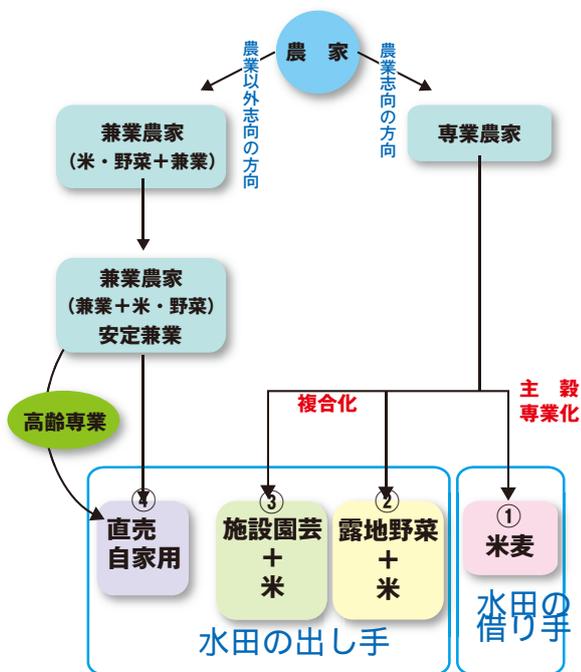
目指す方向1：低コスト基盤整備の推進

水田地帯の農業生産基盤整備について、地域が目指すべき農業構造の実現を図るため、極力低コストな整備手法を導入するなどして、県内各地での整備実施の加速化を図ります。

取組の内容

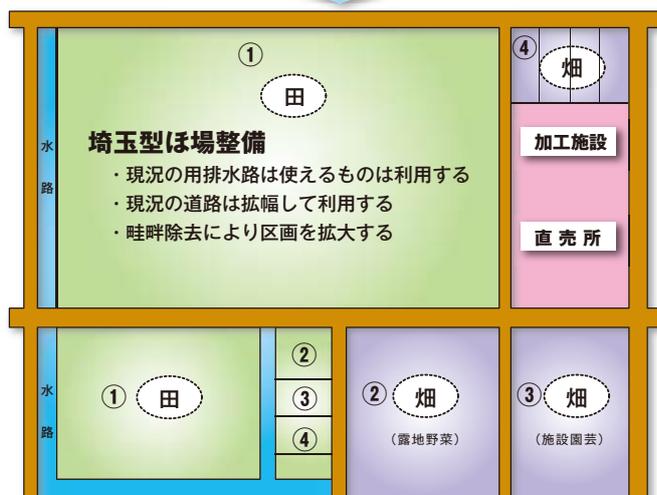
- ① 地域の担い手農家や主業農家等への利用集積、兼業農家や高齢農家等の自給的生産や直売向け生産など、多様な農家の意向を織り込んだ地域営農ビジョンの策定を促進し、それに基づく整備を実施します。
- ② 整備に当たっては、10a区画等水田の道路、水路の現状配置を極力活かし畦畔除去^{けいはん}等による区画の大型化、道路の拡幅、用排水路の改良などにより、従来の整備に比べ大幅な低コスト化を図ります（埼玉型ほ場整備）。
- ③ 地域が目指す営農を実現するため、作付けを行う品目の特性や畑地帯、水田地帯の別など地域の実情に応じた効果的な整備を進めます。

多様に分化して行く水田地帯の農家



多様な農家に対応した
営農ビジョンの策定とほ場整備

地域営農ビジョンを策定



目指す方向2：農業水利施設の計画的な整備と保全管理

農業用排水路や農業ため池、揚排水機場などの農業水利施設については、地域農業を支える施設であるとともに、豪雨時等の洪水防止機能を持ち、県民の生命と財産を守る施設として、計画的な整備を推進します。

取組の内容

- ① 農業生産基盤の基礎的要素である用排水条件の整備を推進します。
- ② 農業基盤整備事業で造成したすべての農業水利施設を対象に、今後必要となる保全管理の計画を策定します。
- ③ 保全管理計画に基づいて行う基幹的な農業水利施設の補修や更新のための費用については、施設構造物の長寿命化を図るストックマネジメント手法により、最小化、平準化を促進します。



利根大堰

(3) 産地の戦略的な取組の展開

本県農業として最大限の生産を実現するため、産地が特色を活かしながら消費者や実需者の需要を開拓、創出する戦略を積極的に展開できるよう、品目ごとに適切な支援を実施します。

目指す方向1：米（水稻）の振興

消費者や市場のニーズに応じた米づくりを促進するとともに、地域農業の担い手への水田利用の集積等により効率的な生産体制を構築し、地域水田農業の構造改革を促進します。

取組の内容

- ① 県育成品種の「彩のかがやき」のほか、「彩のみのり」や「彩のほほえみ」等について、地域の作付条件に応じた導入を進め、競争力のある産地化を図ります。
- ② 省力化、低コスト化を図るためのロングマット移植技術や直播栽培^{じかまき}、不耕起栽培^{ふこうき}などの技術の普及を推進するとともに、水稻と他作物を組み合わせた水田利用を促進します。
- ③ ほ場整備の実施等による担い手への水田利用の集積、機械を効率的に利用する生産の組織化、ントリーエレベーター等地域の基幹施設の利用促進など、効率的な生産を促進します。
- ④ 米粉用米、飼料用米等の新規需要米、加工用米について、実需者と連携して計画的な需要拡大を推進し、生産拡大を図ります。
- ⑤ 農産物直売所での販売、学校給食や外食産業等への供給、米加工品の開発や普及を促進し、県産米の消費拡大を図ります。
- ⑥ トレーサビリティの確保や種子更新率の向上を促進するとともに、農業及び化学肥料の使用状況を地域の慣行レベルより低減させた生産を通じて、県産米ブランドの確立を推進します。



埼玉県ブランド米「彩のかがやき」

目指す方向2：麦の振興

実需者ニーズに対応した品種の導入と安定供給を推進します。

取組の内容

- ① 小麦では、加工適性に優れた新品種「さとのそら」について、北関東4県で連携し、実需者評価を確認しながら計画的な導入を促進します。
- ② 小麦以外の麦種についても実需者評価を踏まえ、高品質で栽培性に優れた品種の導入等を促進します。
- ③ 排水対策や雑草防除、麦踏みなど基本技術の励行による高品質な麦の安定した生産を組織的に促進します。
- ④ 米麦二毛作地域を中心に、担い手への水田利用の集積、生産の組織化、高性能機械の導入を促進します。
- ⑤ 生産者と県内の加工業者や販売業者等が連携して行う新商品の開発を促進します。



小麦の収穫作業

目指す方向3：大豆の振興

実需者ニーズに対応した高品質な大豆と新たなニーズを引き出す特色ある大豆の安定した生産を促進するとともに、県内の加工業者や販売業者との連携拡大を促進します。

取組の内容

- ① 排水対策など基本技術の励行に加え、不耕起栽培等の省力安定栽培技術等の普及を推進します。
- ② 組織的な生産を促進するため、不耕起播種機や収穫機械等の高性能機械の導入を促進します。
- ③ 生産の組織化やほ場の団地化、ブロックローテーション方式の地域輪作等を促進します。
- ④ 在来大豆について、安定した栽培法を確立するとともに、生産者と加工業者や販売業者等が連携して行う新商品の開発を促進します。一部は、枝豆としての生産も推進します。

目指す方向4：野菜の振興

生産の省力化のための機械や施設の導入による経営規模拡大等を促進するとともに、地産地消や農商工連携等の取組が進められるよう流通販売体制の整備を促進します。

取組の内容

- ① 収穫や調製作業等の省力化に資する機械の導入を支援します。
- ② 調製、選別、箱詰めなどの作業の分業化や外部委託など、産地における労働力を補完するシステムを構築するため、拠点施設の整備を支援します。
- ③ 特徴のある品種、商品特性の優れた品種の開発や導入により、需要に即したブランド化を促進します。
- ④ 地域の食品産業等との連携による新たな需要の開拓を促進します。
- ⑤ 産地と県内の卸売市場が連携した取組や、加工用、高齢者向け等の需要への取組など、農協等を含む生産者側からの実需者側への働きかけを支援し、新たな需要拡大を促進します。
- ⑥ 大消費地である県南地域の量販店等での県産農産物コーナーの設置を県内産地と連携して促進すること等により、地産地消による販路拡大を図ります。
- ⑦ いわゆる伝統野菜について、学校給食での活用をはじめ地域の消費者と連携した需要拡大を促進します。



広がるネギ畑



ネギ収穫機による省力化

目指す方向5：果樹の振興

品種構成の改善や地域としての新規果樹の導入、省力化が可能な新技術の導入などにより、経営の安定や拡大を促進するとともに、生産資源としての園地の維持・存続を図ります。

取組の内容

- ① 新品種の導入のほか、低樹高栽培や早期成園化が可能な樹体ジョイント仕立て栽培などの導入を促進します。
- ② 直売や摘み取りなどの観光主体の産地を育成するほか、産地をけん引する商品の開発を支援します。
- ③ 付加価値の高い加工品の開発と販売体制の整備を支援します。
- ④ 永年性果樹の園地はそれ自体が生産資源であることから、高齢農家などの園地を引き継ぐ仕組みづくりを推進します。

目指す方向6：花植木の振興

産地をけん引する特徴ある商品開発や新たな緑化産業の育成を支援し、魅力ある花植木産地の確立を図ります。

取組の内容

- ① 消費者ニーズに合致するデザインや包装を工夫した商品等、新たな商品の企画、生産、販売を支援します。
- ② 都市緑化を普及するための緑化技術の開発を推進するとともに、都市緑化の素材供給を担う産地については、生産振興にとどまらず、新たな緑化産業として育成支援します。



ポインセチア

目指す方向7：茶の振興

耐寒性に優れ適採期間の長い優良品種の普及と多収性品種の育成を通じて、茶業農家の経営改善を進めるとともに狭山茶ブランドの発展を図ります。

● 取組の内容

- ① 茶苗木の安定した供給体制を整備するとともに、品種特性について情報提供し実需者の評価を踏まえながら、県育成品種の早期普及を図ります。
- ② 「さいのみどり」や「ゆめわかば」などの県育成品種の普及により、摘採期間の延長や経営規模の拡大を促進します。



金子台地茶畑

目指す方向8：畜産の振興

消費者や流通業者、加工業者が求める畜産物の生産を促進し、消費拡大を図ります。

また、飼料の生産拡大を促進し、地域内での飼料の安定供給を図るとともに、家畜伝染病防疫の徹底等により家畜の損耗を防止して生産性の向上を図ります。

さらに、家畜ふん尿を適切に処理して耕種農家と連携したたい肥利用を促進するなど環境に配慮し、地域社会と調和した持続可能な経営体を育成します。

取組の内容

- ① 優れた品質の畜産物を生産するため、秩父高原牧場や県農林総合研究センター畜産研究所が保有する優良血統の和牛や黒豚などを繁殖用素畜^{もと}として畜産農家に供給するとともに、牛群検定や受精卵移植技術などを普及し、家畜の改良を推進します。
- ② 飼養管理や販売方法に特色があり商品特性の高い畜産物の生産を支援します。
- ③ 消費者の求める畜産物の生産と消費拡大を推進するため、流通加工業者など食品関連産業と生産者との交流、連携を支援します。
- ④ 飼料作物の生産拡大のためコントラクター組織を育成するとともに、水田を活用した飼料作物の生産や稲わらなどの飼料化を支援します。
- ⑤ 良質たい肥の生産を支援するとともに耕種農家での利用拡大を推進します。
- ⑥ 家畜伝染病の予防対策を徹底し家畜の損耗を防止するとともに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病の発生に備え、徹底した防疫体制^{てい}を構築します。
- ⑦ 周年拘束性の強い労働環境を改善するため、酪農ヘルパー制度や秩父高原牧場の子牛育成業務を活用し、労力の軽減を図ります。
- ⑧ 秩父高原牧場や県農林総合研究センター畜産研究所を畜産の実技研修の場として活用することにより、畜産農家の技術向上を図ります。



黒豚

県が保有する繁殖用素畜^{もと}



和牛



タマシャモ

目指す方向9：水産の振興

キンギョなどの観賞魚やホンモロコなどの食用魚について、養殖品目を広げながら、生産の拡大と多様な流通販売ルートの確保を促進します。また、後継者や新規就業希望者に対して、知識、経験に応じたきめ細やかな支援を実施し、就業者の確保を図ります。さらに、カワウや外来魚による食害の防止対策を推進します。

取組の内容

- ① 養殖技術の開発や改良を推進し、メダカ、ワカサギなどの新たな養殖品目の拡大を図ります。
- ② 食用魚について、庭先販売のほか量販店における県産農産物コーナーや農産物直売所を活用した販売拡大を促進します。
- ③ 養殖技術の相談や養殖技術講習会の開催を通じて、新規就業者の確保を図ります。
- ④ 養殖魚や河川の魚がカワウや外来魚により食害されないよう、カワウの巣を落としたり外来魚の産卵床を砂で覆うなどの繁殖抑制や駆除を行い、被害防止対策を推進します。



コイ科で最も美味しいといわれるホンモロコ

目指す方向10：地域特産物の振興

わさび、こうぞ、みつまたなど県内各地域の特色に応じた特産物が生産される中、特に本県においても歴史のある養蚕、こんにゃくについて次の取組を展開します。

取組の内容

- ① 養蚕について、稚蚕の供給体制を維持し、本県育成品種「いろどり」をはじめ県産シルクの新規需要の開拓を促進するとともに、県民を対象とした体験機会の提供や学校教育との連携により、本県の歴史的、文化的資産として次世代への継承を図ります。
- ② こんにゃくについて、原料生産から製品加工、販売まで一貫して行っている供給体制を活かし、消費者ニーズに合致した新商品の開発を支援します。

3

農業経営の安定・発展に向けて支援する



農業者が安心して積極的に農業経営に取り組み、農業経営の安定と発展が図られるよう、各種の制度資金の活用など現場のニーズに応じた支援を実施するとともに、本県農林業の将来的な発展の鍵を握る試験研究を効率的、効果的に推進します。

また、環境に配慮した農業を振興するとともに、都市地域や中山間地域の農業について地域の特性に応じた支援を実施します。



(1) 経営の基礎となる条件の整備

意欲ある農業者の農業経営の安定と発展を図るため、農業経営の基礎となる各種の条件を整備します。

目指す方向1：農業制度資金の活用促進

意欲を持ち、創意工夫し、一層の経営発展を目指そうとする経営体に対する経営支援のため、農業制度資金の積極的活用を推進します。

取組の内容

- ① 関係機関が連携して農業制度資金活用の周知を行います。
- ② 資金相談や融資の窓口となる農協や銀行職員を対象とした研修等を実施することにより、相談及び資金運用体制の充実を図ります。
- ③ 市町村、融資機関等と連携し、融資前後の経営相談・指導を実施します。

目指す方向2：知的財産権の保護と活用

新技術や新品種、特徴ある農産物等について、知的財産としての権利の取得と活用を図ることにより、新技術等の活用による品質の向上や差別化を通じて付加価値の向上を目指そうとする取組を促進します。

取組の内容

- ① 県農林総合研究センターにおいて、品目を重点化して効率的に新品種の育成を推進するとともに、技術革新に係る研究への重点化などにより特許等の取得を推進します。
- ② 研修会の開催等により、農家等の知的財産権の取得や活用を促進します。

目指す方向3：農作業安全対策の推進

農作業安全対策への意識啓発や農業機械利用者の技術向上を図り、農業者の農作業上の安全を確保します。

取組の内容

- ① 市町村、農協、農機メーカー、農機販売会社等と連携し、農業者に対する農作業安全の啓発活動を実施するとともに、農業者等に対する講習会を開催します。
- ② 農作業上の安全意識の高揚、農業機械利用者の技術の向上を図るとともに、農業機械の効率的な導入と利用を促進するため、農業機械利用技能者を養成する研修等を実施します。
- ③ 猛暑環境下における熱中症等について注意喚起する情報の提供等を推進します。

目指す方向4：農業災害防止対策の推進

降ひょうや降霜、低温、熱暑、豪雨、干ばつ、降雪等の災害が農業経営へ及ぼす影響を最小限に抑制するため、適時の農業災害防止対策を徹底して推進します。

また、災害被害による経営的損害を補てんする農業共済制度への加入を促進します。

取組の内容

- ① 農業者に対して気象情報と技術対策情報等をより速やかに提供できるシステムを構築します。
- ② 農業共済制度について、関係機関との連携を強化して制度の普及を図り、加入を促進します。

目指す方向5：鳥獣被害防止対策の推進

地域ぐるみでの被害防止対策を進め、野生鳥獣による農作物被害を防止します。

取組の内容

- ① 市町村、関係機関等と連携し、野生鳥獣による農作物被害の実態把握に努め、広域的な状況分析とともに、被害防止対策等の情報の共有化を図ります。
- ② 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村における被害防止計画の策定を促進するとともに、地域ぐるみの被害防止対策を促進します。
- ③ 獣種別の行動域や生態の分析による被害防止対策の開発や普及を一層推進するとともに、市町村や地域における被害防止対策の指導者を養成するための研修等を実施します。

(2) 試験研究の推進

目指す方向：重点的・計画的な試験研究の推進

本県農林水産業における様々な課題に技術面での確に対応するため、県農林総合研究センターにおける試験研究課題の重点化や長期的な視点を踏まえた研究開発を計画的かつ効率的に推進し、新技術等の普及、実用化を図ります。

取組の内容

- ① 農林水産業の発展を支援するための技術革新や消費者が求める農林水産物の生産技術など地域に適した実用性の高い技術開発に重点化を図ります。
- ② 研究課題に本県と共通項を持つ他県等との連携と役割分担による研究を進めるとともに、国や大学等との共同研究を推進します。
- ③ 県オリジナル品種の育成や近年顕著になっている気候温暖化の影響に対応した生産技術研究など長期的な視点に立った研究開発を推進します。
- ④ 研究課題の設定や効率的な研究実施、研究成果の普及などの一連の体制整備を進めます。
- ⑤ 県で育成、開発した新品種やウイルスフリー苗などの健全で優良な種苗は、県種苗センターで効率的に増殖し、農業者に提供します。

活力ある農業経営のための多彩な支援の充実

最近の主な試験研究成果

—安全でおいしい農産物の安定な供給をめざして—

オリジナル品種の育成



病害虫に強く良食味の
「彩のかがやき」



大きくて甘い梨「彩玉」



香りが楽しめる
芳香シクラメン
「香りの舞」

安全安心を支える技術



トマト苗の蚊帳育苗による
減農薬栽培



各種分析機器による
安全性の確認



食品残さから作った
ペレット肥料

高品質・安定生産技術



機械移植による
ネギ栽培技術



ホンモロコの
大型化養殖技術



害獣の行動分析に基づく
被害防止策の開発

(3) 環境に配慮した農業の振興

環境に配慮した農業を推進するため、生産者に対する安定生産に向けた技術支援を行うとともに、消費者や実需者にこれらの農法への理解促進を図るほか、農業用廃資材のリサイクルを推進します。

目指す方向1：化学合成農薬及び化学肥料の使用量削減

自然循環機能等を活用し環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立を図り、化学合成農薬や化学肥料の使用量を一層削減します。

取組の内容

- ① 各種防除技術を効率的に組み合わせ、化学合成農薬のみに依存しない総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及、定着を推進します。
- ② 県病害虫防除所による病害虫発生予察等について、農業者に幅広く伝達するため病害虫メールサービス等を利用した情報提供を行い、効果的な防除を促進します。
- ③ 家畜排せつ物や稲わら、麦わら、食品残さ等の未利用有機質資源をたい肥として活用した土づくりの促進、土壌診断と施肥基準に基づく肥料の適正施用の促進などにより、化学肥料の使用量削減を図ります。
- ④ 有機農業については、農業者の主体的な取組を基本としつつ、先進事例を参考に技術体系の確立を図ります。また、有機農業を行う生産者と消費者との交流、連携を促進します。
- ⑤ 持続性の高い農業生産方式に積極的に取り組む「エコファーマー」の育成を図るため、栽培技術に関する支援等を実施します。
- ⑥ 化学合成農薬や化学肥料の低減技術の普及により、農薬及び化学肥料の使用を地域の慣行レベルより低減させる農産物の生産面積の拡大を図るとともに、その農産物の利用拡大を推進します。
- ⑦ 環境に配慮した方式で生産する農産物は、慣行栽培よりも労力やコストがかかることについて、消費者等へのPRやそれを通じた販路の確保と拡大を支援します。

目指す方向2：農業用廃資材のリサイクル

農業用廃資材のリサイクルを促進するとともに、環境にやさしい農業用資材などの普及促進を図ります。

取組の内容

- ① 農業用廃ビニールやポリエチレンフィルム、農薬の空容器、使用残農薬等、農業用廃資材について、市町村、農協、農業用資材販売業者の連携による収集体制の強化を促進し、収集率の向上を図ります。
- ② 長期展張性フィルムやガラス温室の普及を促進し、農業用廃プラスチックの排出量の削減を図ります。
- ③ 生分解性のフィルムやポットなど環境に負荷を与えにくい資材の普及を促進します。

(4) 都市農業の振興

目指す方向：都市農業の振興

市街化区域内等の都市地域における農業については、新鮮な農作物の地域供給のみならず、緑地空間の保全や市民交流を通じたコミュニティの場の提供、洪水緩和や災害時における防災空間など、都市にとって重要な農業の多面的機能の発揮を促進します。

取組の内容

- ① 農業振興地域を有しない市においても、認定農業者制度等を活用し、高付加価値型の集約的農業に取り組む農業者を支援するため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定を促進します。
- ② 都市における農地の確保や消費者との交流など都市部自治体での都市農業振興の方策づくりを促進します。
- ③ 農産物直売所の設置や機能強化を促進します。
- ④ 市民農園、体験農園等の整備を促進し、都市住民等の農作業による健康づくりや生きがいづくり、レクリエーション等の余暇活動の場の確保を図ります。
- ⑤ 援農ボランティア等の育成やその活動促進を図るとともに、農業者と都市住民との交流活動を促進し、都市の中にある農業の意義や活用について都市住民の理解促進を図ります。
- ⑥ 都市農地の防災機能を効率的に発揮するため、地域における防災協定の締結を促進します。
- ⑦ 都市地域の貴重な緑地空間である見沼田圃や三富地域における農業の振興を支援します。



にんじんの収穫体験

(5) 中山間地域農業の振興

豊かな自然や地形、気象条件など地域の特性を活かした特色ある農業を育成するとともに、都市住民、NPO等と連携した農地の適正な管理に向けた活動を促進します。

目指す方向1：特色ある農業の振興

中山間地域の資源を活かした特産品づくりや観光農業など特色ある農業の振興を図ります。

取組の内容

- ① 加工技術の開発や加工施設の整備を促進し、地域の農産物を活用した特産物づくりを促進します。
- ② 観光農園への新作物の導入や観光客の受入体制の充実を図るとともに、周辺の観光資源を活用した誘客対策を促進し、観光農業の振興を図ります。

目指す方向2：農地の管理活動の促進

地域住民のみならず都市住民等と連携し、農地の適正な管理に向けた活動を促進します。

取組の内容

- ① 農業生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動について、中山間地域等直接支払制度を活用した支援を行うなど地域の農地の適正な管理を促進します。
- ② 集落の活性化に向けた住民活動を支援するとともに、活性化の旗振り役を育成します。
- ③ 中山間地域の存在や中山間地域農業の継続に対する都市住民の理解促進を図ります。
- ④ 農業的利用が困難で、耕作されず遊休化している農地については、森林としての再生誘導や四季の彩りを見せる樹木、カエデ等特用林産樹木の植栽などにより、新たな地域資源としての活用を促進します。



制度を活用してハナモモの植栽

4

県産農産物を軸とした食と農をつなぐ仕組みをつくる

大消費地の中の農業県、食品産業立地県という全国的に見ても特色のある本県の強みを最大限に活かし、地産地消、農業の6次産業化、農商工連携など食と農をつなぐ仕組みづくりを積極的に推進します。これにより、県民（消費者）と農業者（産地）の接点を一層強化し、県産農産物が消費者に選ばれ、喜ばれるという関係を継続、発展できるよう取り組むとともに、農業者（産地）の販売力強化を支援します。

(指 標)

I 県産農産物コーナー設置店舗数

現状値 270店舗 → 目標値 500店舗
 (平成21年度末) (平成27年度末)

II 地場農産物を原料とした地域商品の開発数

現状値 250商品 → 目標値 550商品
 (平成21年度末) (平成27年度末)



豊富な品ぞろえの県産農産物コーナー

(1) 地産地消の促進

大消費地の中の農業県という本県の強みを活かして地産地消を一層促進するため、県民（消費者）が新鮮で安全・安心な県産農産物を身近で購入できるよう、また、生産者にとっては地域の消費者ニーズをとらえ販路拡大につながる生産ができるよう支援します。

目指す方向1：県産農産物の購入機会の拡大

多くの品揃え等魅力ある農産物直売所づくりや量販店における県産農産物コーナーの設置を促進し、県民が県産農産物を購入することのできる機会の拡大を図ります。

取組の内容

- ① 農産物直売所へ出荷する生産者組織の活動を強化し、農産物直売所が取り扱う県産農産物の品目や数量の拡大とともに、農産物直売所間の連携を促進します。
- ② マーケティング調査結果等の情報を農産物直売所間で共有できる体制づくりを促進します。
- ③ 農産物直売所を生産者、消費者双方にとって魅力あるものとするため、地域振興拠点施設として機能するよう情報発信力強化などの運営向上策を講じます。
- ④ 量販店の県産農産物コーナーについては、都市部にあり地場産農産物の生産や供給が少ない県南地域を重点に設置促進を図ります。また、こうしたコーナーで年間を通じた販売を可能とするため、県内産地との直接取引ルート、卸売市場を介するルートなど多様な流通ルートの確保を促進します。
- ⑤ 農産物直売所や量販店等に出向くことが困難な高齢者等にも県産農産物を届けることができるよう、宅配便の活用等による仕組みづくりを検討します。
- ⑥ 県産農産物を扱う小売店や飲食店等を「県産農産物サポート店」として登録を進め、県民が県産農産物を意識できる機会を増やします。
- ⑦ 地産地消がフードマイレージの観点からも望ましいということについて、県民理解を促進します。
- ⑧ 県内の食品産業に対し、県産農産物を加工原料等に利用することについて、環境への貢献や商品の差別化等のメリットを示しつつ、積極的な働きかけを行います。
- ⑨ 県産農産物を原料とする加工食品開発や販売を行う農産加工グループ等を支援し、加工利用を促進します。
- ⑩ 県産農産物のうち、茶、果樹、花植木など、嗜好的側面も含め多様な効用等を県民に伝える人材の育成や、その活動の場づくりを推進するとともに、生産者団体や流通事業者等が行う啓発活動を支援します。

目指す方向2：地域に根差した食生活の実現

「食育ボランティア」や「ふるさとの味伝承士」などの更なる活動の促進等により、食育活動を一層拡大させ、地域に根差した食生活の実現を図ります。

取組の内容

- ① 「ふるさとの味伝承士」を認証するとともに、その活動を促進し、食文化の伝承活動を通じた地域農産物の一層の普及を図ります。
- ② 「食育ボランティア」や食育事業の主催者などにきめ細やかな情報提供を実施し、「食育ボランティア」等が活動しやすく、また、活用しやすい環境を整備します。
- ③ 学校給食における県産農産物の一層の利用拡大を促進します。
- ④ 県が実施する食育講座や体験学習の場の活用を、市町村等と連携して推進します。
- ⑤ 地域食材の使用のみならず、箸や食器、食卓などについても県産木材の使用を促進するなど、農林業一体の地産地消を進めます。



食育ボランティアによる食育活動

(2) 農業の6次産業化、農商工連携の促進

大消費地の中の農業県であり、食品産業立地県という本県の強みを活かし、収益性の高い農業経営体の育成を図るため、付加価値の向上や販路拡大に向けて農業の6次産業化や農商工連携を促進します。

目指す方向1：農業の6次産業化の促進

農業者が農産物の生産出荷のみならず、加工、流通、販売などに主体的に取り組む農業の6次産業化を促進し、農業者の収益向上を図ります。

取組の内容

- ① 地場農産物の加工原料としての品質・機能性等の調査研究を進めるとともに、その特性に着目した加工食品の開発、商品化を促進します。
- ② 各地に伝わる特徴ある加工品を掘り起こし、その評価を行いつつ、製造法の改善や新たな商品の開発等を支援します。
- ③ 県産農産物を使った料理のコンクールや研修会等の開催を通じ、農産物の特色を活かした新メニュー等の開発を支援します。
- ④ 流通業者と連携して、農産加工品等の市場ニーズの把握や販路の拡大を促進します。
- ⑤ 農家レストランなど農業者による地域農産物を食品・料理として提供する取組を観光事業と結び付けるなど、地域ビジネスの展開を促進します。
- ⑥ 農業者単独での6次産業化が技術面、資金面等で困難な場合には、複数の農業者が得意分野を活かし、協働して6次産業化を図る取組を促進します。

多彩な農業の 6次産業化の取組み



観光農園



プリザーブドフラワー



農家カフェ



もろこしかりんとう



農家レストラン



米粉のロールケーキ

目指す方向2：農商工連携の促進

食料品製造出荷額が全国第3位にある本県の優位性に着目し、農業者と商工業者が密接に連携して県産農産物を原料とする新商品の開発等を促進することにより、農業、商工業の収益向上、活性化を図ります。

取組の内容

- 1 農商工連携に関するフェアやフォーラム、ワークショップ等の開催など農業者と商工業者とのビジネスマッチングの場を提供します。
- 2 農業者と食品製造業者、流通業者、観光事業者との連携を促進し、農産加工品等の市場ニーズの把握や販路拡大、原材料の特性や機能性に着目した加工食品の開発及び製品化を促進します。
- 3 県産農産物を使った食品のコンクール開催など、商品の魅力向上に向けた取組を支援します。
- 4 商品開発やマーケティング等、専門的な知見を有するコーディネーターの活用により、実需者ニーズに対応できる産地の育成とともに、消費者の新たなニーズを創出する商品開発を支援します。
- 5 食生活の洋風化や外食、中食での食事機会の増加といったライフスタイルの変化や食生活の多様化に対応した商品開発について、技術力を有する食品製造業者や外食、中食事業者等実需者と連携した取組を促進し、実需者ニーズに対応できる産地形成を図ります。
- 6 農業と食品産業との連携による地域の特色ある商品の販売を観光事業と結び付け、地域ビジネスの展開を促進します。



農商工連携フェア会場

(3) 流通システムの合理化

多様な流通ルートそれぞれの特徴を活かしながら、生鮮食料品として品質管理が徹底された農産物の安定的な供給を図ります。

目指す方向1：卸売市場を経由する流通システムの合理化

大消費地の中、あるいは近接して産地があるという本県の特徴を活かし、農産物の県内流通を一層拡大するため、卸売市場間の連携強化を促進します。また、卸売市場での品質低下を防ぐとともに、低コストでの円滑な流通が確保されるよう支援します。

取組の内容

- ① 多様な品揃えや安定した集荷量、出荷者数の確保など市場の持つ機能が、県内卸売市場間の連携により実現できるよう支援します。
- ② 県内の全市場で、製品の安全性を確保するハサップ方式による管理手法やトレーサビリティシステムの導入を促進するなど、品質管理の高度化を通じて、安全で新鮮な農産物の流通を図ります。
- ③ フードマイレージの考え方を市場関係者、流通業者等に周知し、コスト低減とともに環境にも配慮した流通を促進します。
- ④ 市場内での商品の品質低下を防ぐため、冷蔵施設等の導入を支援し、集出荷・流通・小売にわたる一連のコールドチェーンの確立を図ります。



早朝のセリ



IT化の進む卸売市場

目指す方向2：農産物直売所等を経由する流通システムの合理化

身近で新鮮な地場農産物等を購入したいという県民の期待にこたえるため、農産物直売所等への出荷体制等の強化を図るとともに、IT技術や宅配業者等を活用した農産物の直接流通を促進します。

取組の内容

- ① 農産物直売所で長時間陳列されることに伴う品質低下を防ぐため、生産者が自宅で販売状況を確認して農産物を追加搬入できるPOS（販売時点情報管理）システムの導入を促進します。
- ② 地域内で多品目生産が可能となるような生産者間の分担、連携等の取決めや、農協支店間等での農産物の融通など出荷と流通体制の強化を促進します。
- ③ 包装資材等の省略や簡素化が行いやすいという農産物直売所の特性を活かし、出荷・販売コストの低減を促進します。
- ④ 宅配業者の事業ネットワーク等を活用した農産物流通を促進します。
- ⑤ 生産者自ら取り組むインターネットを活用した通信販売を促進します。



身近で新鮮な地場農産物

(4) ブランド化の推進

目指す方向：ブランド化の推進

県産農産物が消費者から評価され、継続的に購入されるようにするため、付加価値を高めるなど他産地の農産物との差別化を図ります。また、ブランド農産物のPRを支援し、販路の拡大を図ります。

取組の内容

- ① 全国的にもトップクラスの生産を誇り認知度も高い農産物等のブランド農産物について、更なるブランド強化に向け、一層の生産拡大、販路拡大を図ります。
- ② 産地や市町村、農業団体と連携して品目や産地ごと等に、ブランド化に向けた具体的な推進方策を策定します。
- ③ オリジナル品種の開発や商標等の知的財産の活用、安全・安心な栽培管理の徹底、糖度等品質保証、埼玉県産と一目で分かる包装や表示の工夫などにより商品の差別化を図ります。
- ④ 産地をPRするため、県内のみならず、巨大マーケットである都内や海外での試食・販売キャンペーン等を展開するとともに、マスメディアやインターネットを通じたPRを実施します。
- ⑤ 県産農産物を主原料とした加工食品の輸出を促進するため、県内事業者に対して産地・農産物情報の提供等の支援を行います。
- ⑥ 県産農産物の主要な輸出品目であり、EU諸国等へ輸出されている盆栽・植木類について、害虫防除等の輸出検疫に係る知識・技術や輸送技術の習得を支援します。



様々な埼玉ブランド農産物

5

食の安全・安心を確保する

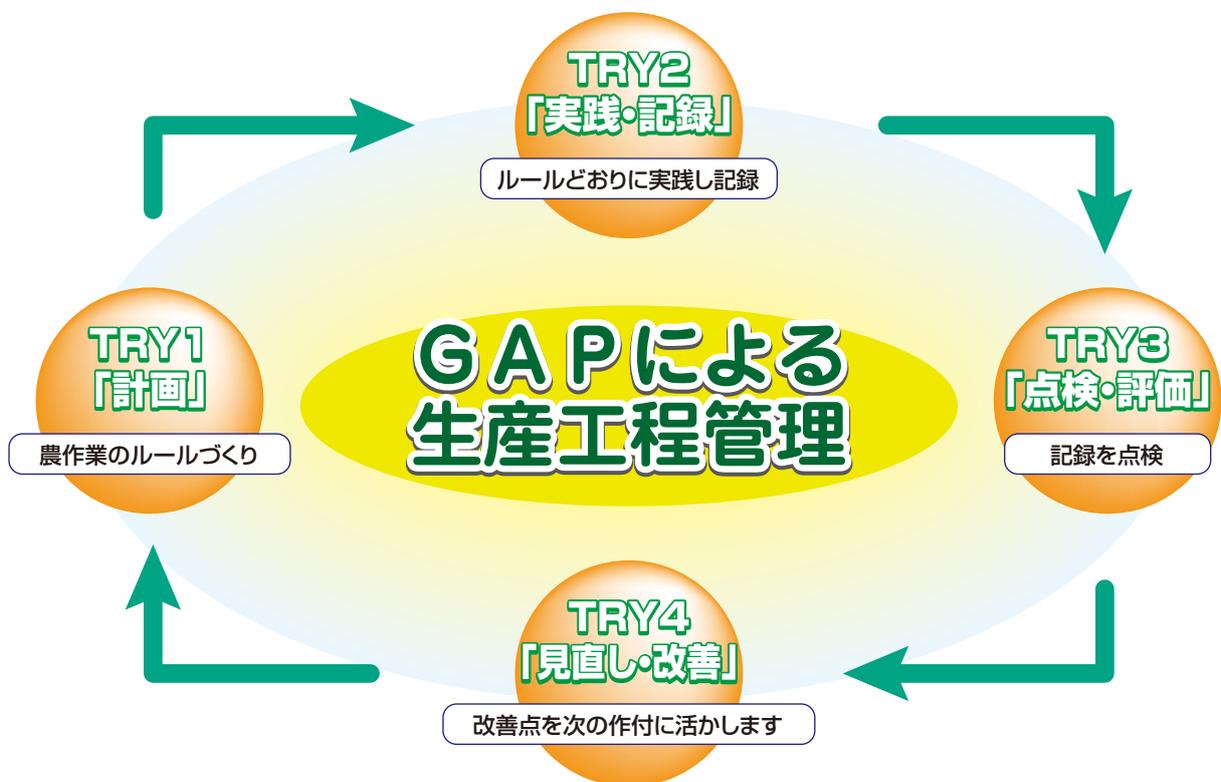
消費者が安心して日常の消費活動を行えるよう、農産物の生産工程管理の実践（GAP）^{ギャップ}などにより、生産段階から安全性を確保するとともに、適正な食品表示による食に対する消費者の信頼を確保します。

また、これと連動して、大消費地の中の農業県という本県の強みを活かし、地産地消、都市と農山村の交流の活発化を図り、生産者と県民（消費者）がお互いの顔が見える関係の中で信頼関係を構築し、身近な県産農産物への安心感を醸成します。

（指 標）

GAP実践集団数

現在値 17集団 → 目標値 29集団
（平成21年度末） （平成27年度末）



(1) 食の安全性の確保

農産物の安全性をより高めるため、生産や流通段階で安全性のチェックや必要な管理がなされるよう、関係者の主体的な取組を促進し、消費者から信頼される農産物供給体制を整備します。

目指す方向1：農産物の生産段階における取組

法令等に則して定められた点検項目に沿った生産管理とその記録、点検及び評価を行うGAPの取組の拡大を促進します。

取組の内容

- ① 生産履歴記帳運動を行っている産地（集団）については、GAPに関する国のガイドラインを活用して指導者を養成し、GAPの導入を促進します。
- ② 既にGAPを実施している産地（集団）については、環境保全や労働安全等の項目を含めた取組の高度化を促進します。
- ③ 農産物の安全性と消費者の信頼を一層高めるため、GAPの実施をトレーサビリティの取組と一体的に促進します。
- ④ 農薬事故を防止するため、「農薬適正使用アドバイザー」等の育成や農薬の適正使用に関する啓発を実施します。
- ⑤ 家畜については、衛生的な飼養管理を徹底するとともに、飼料の給与や動物用医薬品の使用などの生産履歴の記帳を推進します。

消費者に信頼される農産物生産を目指すGAP

北川辺とまと研究会は、平成15年度から自ら作成した「衛生管理マニュアル」に従ってGAPに取り組み、全国に先駆けて、食品としての衛生管理を実践しました。過剰施肥回避のための土壌分析や硝酸態窒素測定による適正追肥及び選果場の清掃、作業者の手指消毒などの実施や、HPを通じた生産履歴等の情報公開によって、市場等との信頼関係がより一層高まりました。

平成18年度には全国農業コンクールで優秀賞を受賞しています。



選果場での衛生管理

(2) 適正な食品表示による県民の食への信頼の確保

目指す方向：適正な食品表示の確保

県民の食への信頼を確保するため、食品表示に関する個別事案の調査と指導をはじめ、JAS法に基づく食品表示制度の適切な運用を図ります。

取組の内容

- ① 食品表示に関する県民等からの相談や指摘等を積極的に把握するとともに、市販食品の表示について調査し、指導します。
- ② 個別事案に対する調査、指導は、国や市町村等と緊密に連携して行います。
- ③ DNA鑑定調査等の科学的手法による真正性調査を実施します。
- ④ 適正な食品表示の確保に向け、食品事業者の主体的な取組を支援します。
- ⑤ 県政出前講座等により、食品表示制度の普及啓発を図ります。

食品表示の例

名 称	スナック菓子		
原 材 料 名	じゃがいも（遺伝子組換えでない）、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物（小麦を含む）、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー（かに・えびを含む）、香料、〇〇、△△・・・・・・・・		
内 容 量	81g	賞 味 期 限	この面の右部に記載
保 存 方 法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。		
販 売 者	〇〇食品株式会社 △△県××市・・・・・・・・		



食品表示制度に関する事業者への研修

6

多様で健全な森林をつくる・まもる

水源かん養など多面的機能を通じて県民生活に恩恵をもたらす社会資本としての森林の性格を踏まえ、針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化等により、100年先を見据える多様で健全な森林の整備と保全を進めます。

(指 標)

I 森林の整備面積

現在値 12,711ha → 目標値 14,000ha
(平成17年度～21年度) (平成23年度～27年度)

II 花粉発生源対策を行ったスギ林面積

現在値 1,740ha → 目標値 6,300ha
(平成21年度末) (平成27年度末)



間伐など手入れの行き届いた森林

(1) 多様な機能を発揮させる森林の整備

森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、水源かん養や二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、それぞれの機能に応じた森林づくりを推進します。

目指す方向1：水源かん養機能の発揮

清らかな水を安定的に供給するため、水源かん養機能を持続的に発揮できる森林づくりを推進します。

取組の内容

- ① 降雨の浸透や保水に重要な下層植生を豊かにする森林づくりのため、除間伐や枝打ちなどの適正な森林管理を推進します。
- ② スギやヒノキの針葉樹林（人工林）において、間伐作業と併せ広葉樹を育成する針広混交林化や、人工林の伐採後の再造林に際し、広葉樹林の造成を推進します。
また、長伐期施業による森林管理を推進します。
- ③ ダムの上流等の水源地域の森林が果たす洪水緩和や河川の水量安定、水質浄化などの重要な水源かん養機能について、県民の理解を促進しつつ、水源地域の森づくりを推進します。



水源をかん養している森林

目指す方向2：二酸化炭素の吸収・貯蔵機能の向上

低炭素社会の実現に貢献するため、二酸化炭素を吸収し、炭素として貯蔵する森林の機能の向上を図るとともに、炭素を長期間貯蔵し続けることができる木材の利用を促進します。

取組の内容

- ① 間伐や伐採跡地の再生林、荒廃した里山や平地林の再生等の森林整備を着実に実施します。
- ② 森林や木材が低炭素社会に果たす役割について、理解の促進を図ります。
- ③ 県産木材や木質バイオマスの利用を促進します。
- ④ 県民・企業による森林整備や県産木材を利用することによる二酸化炭素の吸収量・貯蔵量の認証を行うとともに、それが二酸化炭素の排出量削減対策の取組における排出量と相殺できる仕組みを検討します。

目指す方向3：生物多様性の保全

生物多様性を保全するため、原始的な森林を保存するとともに、多様な生物が生息できる環境に配慮した森林の整備、保全を推進します。

取組の内容

- ① 奥秩父の原生林をはじめ、重要な生態系を有する森林の保存を図ります。
- ② 多様な生物の生息地を確保するため、山地や丘陵においては樹種、林齢構成の異なるタイプの森林をモザイク的に配置するとともに、荒廃した里山や平地林を整備します。
- ③ 地域やNPO等と協働、連携した森林生態系の保全の取組を推進します。



奥秩父の原生林

(2) 森林の保全管理

森林の保全管理を図るため、保安林指定、病虫獣被害対策等を進めます。また、山村地域の生活を守る山地災害対策、スギ花粉削減対策等を進めるほか、境界明確化等の森林情報を拡充します。

目指す方向1：保安林の指定と公的な森林管理

保安林指定と県営林等の適正な整備により公的管理を推進し、水源かん養や土砂災害の防備など、県土の保全や安全・安心な県民生活に重要な森林の公益的機能の持続的な発揮を図ります。

取組の内容

- ① 公益的機能の発揮のために、伐採等を制限する保安林の新規指定や既存保安林の適正な整備を推進します。
- ② 県営林や農林公社営林について、適正な森林整備を実施するとともに、森林管理に必要な作業道、火災等の延焼を防止する空間地帯である防火線等の維持管理を実施します。
- ③ 奥地や里山、平地林など、林業としての採算性が低く手入れの行き届かない森林について、公的な管理や支援による森林整備を促進します。

目指す方向2：獣被害防止対策の推進

市町村や関係機関等と連携、協力し、造林木に食害等のおそれがある森林に被害防止施設を設置するほか、野生鳥獣の生息に配慮した良好な森林を維持保全します。

取組の内容

- ① シカによる食害を防護する柵さくの設置とその適切な維持管理を促進します。
- ② スギ林などの針広混交林化や広葉樹林化に当たっては、野生動物の餌えさとなる実をつける広葉樹も植栽します。



設置されたシカ食害防護柵

目指す方向3：山地災害の未然防止と復旧対策の推進

山地災害危険地区等の荒廃地に治山施設を整備するとともに、災害に関する情報をいち早く地域に伝達、周知を行い、地域住民の安全確保を図ります。

取組の内容

- ① 山地災害危険地区における治山ダム等の治山施設の整備を推進します。
- ② 台風や豪雨などによる崩壊地の復旧対策を速やかに実施します。
- ③ 危険地区について、住民説明会などにより周知徹底するとともに、関係機関と連携して災害の模擬訓練を実施します。



治山施設により守られている住宅

目指す方向4：スギ等花粉の削減

スギ等花粉の削減対策として、近隣都県と連携して広葉樹を含む多様な森林整備や少花粉品種導入を推進します。

取組の内容

- ① 林地の保全に配慮し、強度間伐や抜き伐りを主体とするスギの伐採を実施します。
- ② 花粉の少ないスギやヒノキ苗木の供給体制の整備を支援します。
- ③ 近隣都県と連携したスギ花粉削減対策を推進します。

目指す方向5：境界明確化など森林情報の拡充

森林情報の精度向上やGPSを活用した森林境界の明確化、新たな森林情報の整備及び拡充を実施し、森林の整備や保全、循環利用を将来にわたり確実かつ効率的に推進します。

取組の内容

- ① 森林組合が行う森林境界の明確化とその電子情報化を支援します。
- ② 森林所有者や所在地、樹種、林齢など森林簿等にある森林情報の精度向上を推進します。
- ③ 路網密度や集材距離、施業履歴等、森林の管理や素材生産に必要な森林情報を拡充します。



GPSによる測量風景

7

森林を循環的に利用する

「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用の実現に向け、効率的な木材生産による伐採・利用の拡大、施業の低コスト化による造林・保育の推進等を図ります。

(指 標)

I 施業のため集約化・団地化する森林面積

現状値 0ha → 目標値 10,000ha
 (平成21年度末) (平成27年度末)

II 作業道延長

現状値 130km → 目標値 500km
 (平成21年度末) (平成27年度末)

「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用のイメージ



(1) 伐採及び利用の拡大

本県の人工林（平成19年度末60,172ha）の約半分が木材として利用可能な時期に達しており、森林の循環利用を図るため効率的な木材生産を促進します。

目指す方向1：提案型施業の確立と施業の集約化・団地化

林業事業者が一定範囲の森林所有者に施業内容を提案し、作業道の開設等により森林整備や伐採が効率的に行えるよう図ります。

取組の内容

- ① 森林所有者に、森林整備の内容や経費、木材販売収入の見込みなどを明示して施業提案を行える人材の育成を支援します。
- ② 施業提案を行った一定範囲の森林について、森林所有者の意向を取りまとめ、地形に合わせた作業道を開設し、間伐等の施業を一体的かつ高能率に行う施業の集約化・団地化を促進します。

目指す方向2：森林管理道及び作業道の路網整備の拡充

高能率な森林施業を行うため、林内路網の拡充を図ります。

また、山村の生活に重要な役割を果たしている森林管理道を、常時安全に利用するために必要な維持管理を行います。

取組の内容

- ① 傾斜など現場の地形や地質に応じ、複数種類の高性能林業機械を組み合わせながら作業が実施できるよう、森林管理道や作業道が効果的につながる林内路網を整備します。
- ② 低コストで耐久性のある作業道を計画、施工できる高い技術を持った人材の育成を支援します。
- ③ 森林管理道の安全性を確保するため、改良と舗装を推進します。



整備された森林管理道



作業道での高性能林業機械（フォワーダ）の作業状況

目指す方向3：高性能林業機械システムの確立

高性能林業機械の導入を支援するとともに、高能率で低コストな伐採・搬出システムの確立を促進し、外国産木材と価格競争できる効率的な木材生産体制を整備します。

取組の内容

- ① 高性能林業機械の導入を支援します。
- ② 高性能林業機械に対応した作業班の育成を支援します。
- ③ 現場の地形や地質に応じた高能率で低コストな伐採・搬出システムの確立を促進します。

主な高性能林業機械

高性能林業機械とは、2つ以上の機能を有し、作業性能が高く、木材の伐採や搬出に使用される機械のことです。主な種類は以下のとおりです。

タワーヤーダ



切り倒した木を作業場所まで集めるための機械。6～10m程度のタワーの先からワイヤーロープを張って木を集める。
移動が容易にできるのが特徴。

プロセッサ



切り倒した木の枝を払い、一定の長さの丸太に切りそろえることを連続的に行うことができる機械。

ハーベスタ



立木を伐倒し、枝を払って、丸太に切りつめ、集積することが1つの作業機で行える機械。

スイングヤーダ



油圧のショベルカーにウインチを搭載した機械。旋回可能なアームがタワーの代わりとなって、ワイヤで木を集める。

スキッダ



木を積み込んで、運搬する機械。農業用トラクタの車体後方に木をつかむグラブとウインチを装着している。

フォワーダ



丸太を積み込み、運搬する機械。

(2) 造林及び保育の推進

森林の循環利用を図るため、低コストな造林方法による伐採跡地等への再造林や下刈り等の保育を推進します。

目指す方向1：低コスト造林の普及

伐採跡地を早期に森林の状態に回復させるため、低コストな造林、保育の普及を図ります。

取組の内容

- ① 成長の早いスギ、ヒノキを選抜して植栽し、下刈り期間を短縮します。
- ② 植栽本数を減じたり、下刈りや間伐の方法を見直すなど、低コストな造林方法の普及を図ります。加えて、初期成長に優れる品種のさし木と生分解性でそのまま土に埋められ根の活着が良いポットを用いる「さし木ポット苗」の導入に取り組み、植付作業の簡便化や苗の早期成長による下刈り経費の縮減を図ります。

さし木ポット苗による革新的低コスト造林

(通常の苗)



(ポット苗)



- ・根を痛めない
- ・新根が外に伸びやすい
- ・コンパクト

育苗期間が短い

通常の苗…種から育成＝3年育苗
ポット苗…さし木で育成＝1年育苗

植付作業が簡単



初期成長が速い

初期成長に優れる品種 + 根の活着が良好

通常の苗…1.5m高まで5年
下刈作業：5回

ポット苗…1.5m高まで2年
下刈作業：2回

目指す方向2：伐採跡地の確実な更新

伐採跡地において森林状態を早期に回復させるため、求められる森林の機能や現地の条件に応じた造林を推進します。

取組の内容

- ① 造林未済地の個々の状況に合わせた造林手法を検討し実施します。
- ② 国の造林補助事業の積極的な活用や森林整備法人による分収林設定等により、速やかに造林を実施します。
- ③ 人工造林が困難な場所については、植栽後に手入れのかからない広葉樹による森林づくりを推進します。

目指す方向3：地域の特色を活かした試験研究の推進

林業や木材産業を活性化するため、地域林業が直面する問題に的確に対応した試験研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。

取組の内容

- ① 地形、地質などの条件に的確に対応した、低コスト造林技術や伐採・搬出技術の開発を推進します。
- ② 四季折々の景観の形成や生物多様性の確保など森林の多面的機能を高度に発揮させるため、天然林や広葉樹林の活用や整備方法等についての研究を推進します。
- ③ 栽培しやすく付加価値の高いきのこ品種の開発を推進します。
- ④ 製材業や家具、建具産業、県内で住宅等の建築や改築を行っている工務店や住宅メーカー、大学等と連携し、県産木材を利用した環境にやさしい住宅部材の開発を推進します。

(3) 担い手の育成

森林の循環利用を担う林業経営能力と技術力が高い担い手を育成します。

目指す方向1：森林組合、森林整備法人など多様な林業事業体の育成

森林の循環利用推進の中核となる担い手を確保するため、林業経営能力や技術力が高く、地域に信頼される林業事業体を育成するとともに、意欲的な林家の林業経営を支援します。

取組の内容

- ① 高性能林業機械のオペレーター育成や林業従事者の労働安全衛生を推進するなど、森林組合の事業実施体制の強化を支援します。
- ② 森林所有者に森林施業提案を行う施業プランナーの養成を支援します。
- ③ 経営基盤の強化等を実現するための経営の統合も視野に入れ、原木の共同出荷や高性能林業機械の共同利用など、森林組合間の連携推進を支援します。
- ④ 森林組合の理事、職員の研鑽を促進し、組合員の満足度を高められるよう組織強化を支援します。
- ⑤ 農林公社営林の適切な管理のため、造林コストや事務経費の縮減など農林公社の経営改革を支援します。
- ⑥ 意欲ある林業事業体や林家に対し、高性能林業機械システムに対応した作業員の育成や技術の確立等を支援します。

目指す方向2：技術力の高い人材の育成と雇用の創出

森林の循環利用の拡大に伴う伐採、造林、保育作業量の増加に備えるため、林業事業体による優れた人材の育成、確保を支援します。

取組の内容

- ① 高性能林業機械による木材搬出等の技術に優れた人材の育成を支援します。
- ② 採算のとれる林業経営を実践できる経営能力の高い人材の育成を支援します。
- ③ 索道設置方法などのこれまで培われてきた技術の継承を支援します。
- ④ 林業事業体による基幹作業員の雇用を支援します。



(4) 多様な森林資源の活用

森林所有者の経営力安定や地域の活性化を図るため、特用林産物の振興や新たな森林資源の利活用を促進します。

目指す方向1：きのこ等特用林産物の生産・流通体制の確立

しいたけを中心とした特用林産物の生産振興を図るため、ブランド化や生産・流通システムの整備を促進します。

取組の内容

- ① 新鮮でおいしいなど地場産の特用林産物のPRとブランド化を積極的に促進します。
- ② 直販の拡大や大手小売店との連携など流通体制の整備を促進します。
- ③ 生産者に対し特用林産物に関する技術指導や情報提供を実施するとともに、後継者の育成を支援します。



目指す方向2：異業種との連携による新たな森林産業の育成

森林資源の新たな利活用を図るため、商業、工業、観光、福祉、医療など他産業との連携を促進します。

取組の内容

- ① 樹液を利用した菓子作りや森林体験ツアー、森林を利用した健康づくり、また、そのための植樹など他産業、他分野と連携した新たな森林産業の取組を支援します。
- ② 山菜や竹、平地林の広葉樹など多様な森林資源の活用についての研究及び開発を推進します。
- ③ 新たな薪需要が出てきていることから、平地林等の管理に伴う伐採広葉樹を薪として製造出荷する体制を整備します。



カエデ糖（メープルシロップ）を使用したお菓子



カエデの葉を利用したラムネ

8

県産木材を使う・親しむ

県産木材の利用拡大を図るため、新用途の開発や県民運動を支援します。また、公共施設の木造化・木質化を推進するとともに、民間住宅等での利用拡大を支援します。

さらに、こうした県産木材の利用拡大を支える安定的な供給体制の整備を促進します。

(指 標)

I 県産木材の供給量

現在値 71,000m³ → 目標値 101,000m³
(平成21年度) (平成27年度)

II 県産木材を使用した住宅戸数

現在値 1,370戸 → 目標値 3,200戸
(平成21年度末) (平成27年度末)

ときがわ町における公共施設の内装木質化の取組

ときがわ町では、地域で産出する木材を積極的に公共施設の内装木質化に活用し、町内の5つの小中学校で実施しています。その特徴は、耐震改修や外装・屋上防水のメンテナンスと併せて内装を地域材によりリニューアルしている点です。この「ときがわ方式」は全国的にも注目を集めています。



内装を木質化した小学校

(1) 多様な県産木材の利用拡大

利用拡大を図るため、これまで県産木材の利用が進んでいなかった用途への利用開発を促進するとともに、「埼玉の木づくり運動」の展開を支援します。

目指す方向1：新たな用途の拡大

多様な県産木材製品の開発及び開発した製品の利用を促進します。

取組の内容

- ① 産官学連携等により、多様な県産木材製品の開発を支援します。
- ② 開発された製品についての供給体制の整備を支援するとともに、展示会など販路拡大の場の提供を通じて利用を促進します。

目指す方向2：埼玉の木づくり運動の支援

県産木材利用の意義について県民の理解を更に深め、社会全体で県産木材の一層の利用促進を図る気運を醸成するため、県民運動としての「埼玉の木づくり運動」の展開を支援します。

取組の内容

- ① 埼玉の木づくり運動実行委員会や埼玉の木づくり運動応援団が行う取組を支援します。
- ② 埼玉の木づくり推進月間（10月）に合わせた「埼玉の木づくり運動」の展開を支援します。
- ③ 「木づくりコーディネーター」を活用した木づくり運動の展開を支援します。
- ④ 植樹祭など県が主催する各種イベントにおいて、木の文化や木の良さのPRを図ります。
- ⑤ 木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進します。
- ⑥ 木材利用の環境貢献度を「見える化・分かる化」する取組を推進します。



(2) 公共施設での利用拡大

目指す方向：公共施設等における木造化・木質化の推進

木材と接する機会を増やし、調湿や保温効果など健康面での特性をはじめとする木の良さや県産木材を利用することの意義について県民理解を深めるため、人目に触れる機会の多い公共施設の木造化・木質化を推進します。

取組の内容

- ① 平成22年（2010年）10月1日に施行された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（公共建築物等木材利用促進法）を踏まえ、県有施設の木造化・木質化等に関する指針を見直し、適切な運用を図ります。
- ② 公共建築物等木材利用促進法に関する説明会の開催や市町村向けに木造化・木質化等に関する指針案を提案するなど、木造化・木質化に積極的に取り組む環境づくりを支援します。



県産木材を活用した学校施設（武道場）

(3) 民間住宅等での利用拡大

木材使用量の多い民間住宅での県産木材の利用拡大を図るため、環境にやさしい県産木材住宅の拡大を図ります。

また、内装や建具の木質化のニーズが見込まれる商業施設等への利用拡大を図るため、事例の紹介や新たな製品の開発と販路の開拓を支援します。

目指す方向1：健康や環境にやさしい県産木材住宅の拡大

県産木材住宅の建設に取り組む工務店や製材業者などが組織する団体の活動を支援するとともに、一般消費者に対し県産木材利用の意義や木の良さを普及・啓発します。

取組の内容

- ① 県産木材住宅の建設や普及に取り組む団体の活動を支援します。
- ② 県産木材の販売拠点である「埼玉の木の銀行」の運営を支援します。
- ③ 県産木材住宅等に関する提案や相談に応じられる専門家「木づかいコーディネーター」を養成します。
- ④ 顕彰事業等を行い、県産木材住宅の普及と啓発を図ります。



県産木材を活用した民間住宅

目指す方向2：商業施設等での利用拡大

商業施設等での県産木材の利用拡大を図るため、効果やメリットを示し、優位に選択してもらえるよう働きかけを実施します。

取組の内容

- 1 県産木材の具体的な利用方法を示すため、耐火性能に優れた木造施設など先導的な事例を紹介します。
- 2 森林の保全や二酸化炭素削減への貢献など県産木材を使うことの意義について普及と啓発を推進します。



木材を使った商業施設

(4) 安定的な供給体制の構築

需要に応じた質の高い製品を安定的に供給するため、県産木材の生産、加工、流通体制の整備を促進します。

目指す方向1：需要に対応した素材販売体制の確立

県産木材の販路を拡大するため、製材工場など需要者のニーズに応じたきめの細かい素材販売体制の確立を促進します。

取組の内容

- ① 素材生産業者が県内及び隣接都県における製材工場等需要者のニーズの調査、把握を実施するよう支援するとともに、そのニーズに応じた販売対策を支援します。
- ② 大口需要者の量的なニーズにも対応できるよう、森林組合の連携を支援します。



目指す方向2：付加価値の高い木材産業の育成

取組の内容

- 建具産業などの伝統的な技術を活かした付加価値の高い県産木材製品の開発を支援する
- とともに、その供給体制の整備について支援します。

目指す方向3：県産木材を主体とした生産・加工・流通ルートの拡充

県産木材の需要を一層拡大するため、川上、川中、川下を通じた県産木材の生産、加工、流通ルートを太く、強くするとともに、多様なルートを構築します。

取組の内容

- ① 大手製材工場やハウスメーカーなど需要者のニーズに応じた供給体制整備を促進します。
- ② 県産木製品のPR等により需要拡大を図ります。
- ③ 品質の高い製品を供給するために必要となる乾燥施設などの整備を支援します。

9

美しく活力ある農山村をつくる



農山村について、美しく快適な環境づくりのほか、深刻化する鳥獣被害への対策、バイオマス等を活用したビジネスチャンスの創出を進め、県民共通の財産としての魅力を高めます。

(指 標)

I 農業集落排水施設の普及率

現在値 45% → 目標値 50%
(平成21年度末) (平成27年度末)

II 鳥獣被害防止活動に取り組む市町村協議会数

現在値 10市町村 → 目標値 20市町村
(平成21年度末) (平成27年度末)



大切に守られてきた棚田

(1) 美しく快適な農山村の環境整備

農山村について、従来以上に地域住民が満足でき、来訪者にとっても魅力的な空間とするため、生活環境基盤の整備を促進するほか、農山村ならではの美しい景観の維持、形成等を図ります。

目指す方向1：農山村の生活環境基盤の整備等の促進

市町村や県民等と連携し、農業集落排水施設の整備のほか、計画的な土地利用等を促進します。

取組の内容

- ① 農業集落排水施設について、市町村の公共下水道や合併処理浄化槽の整備との調和や調整を図りながら、効率的な整備を促進します。
- ② 農山村における計画的な土地利用を図るため、市町村が策定する農業振興地域整備計画の適切な運用を促進します。
- ③ 見沼田圃や三富地域、入間地域の茶畑などの継続的な営農により形づくられてきた農的な文化的景観について、市町村、地域の農業者、NPO等と連携し、農業の振興を通じてその保全を図ります。
- ④ 非農林業者を含めた地域住民の協働による伝統文化の継承など地域コミュニティを維持するための取組を支援します。
- ⑤ 県産木材などの自然素材を利用し、自然と調和した農村公園や集落道等の整備を促進するとともに、農業施設や公共施設等への県産木材の利用を図り、温かみのある木の空間づくりを促進します。
- ⑥ 大学等との連携により遊休農地解消や平地林再生などの農林業・農山村の環境整備に資する取組を活性化させるとともに、取組に参加する学生や県民等が地域で活動しやすくなる仕組みづくりについて検討します。



農業集落排水処理場



農業集落排水の整備によりきれいになった農業用水

目指す方向2：農地・水・環境の保全

農地・水・環境の保全に関する地域での継続した取組を拡大し、定着させるため、自主的な取組が進む機会を提供するなど、農業者と非農業者が地域の実情に即して共同で行う地域ぐるみの活動を支援します。

取組の内容

- ① 中山間地域では、集落協定に基づく景観作物の栽培や草刈り等の共同作業、遊休農地化の防止など立地条件に合った活動を促進します。
- ② 地域ぐるみで行う農地・農業用排水路等の保安全管理に必要な共同活動を支援するとともに、化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減するなど環境にやさしい農業を促進します。

目指す方向3：里山及び平地林の整備

農山村の景観の向上や生物多様性の保全を図り、魅力ある農山村環境を再生するため、手入れが行き届かず荒廃した里山や平地林の整備を促進します。

取組の内容

- ① 里山や平地林内に繁茂した竹やササ等の刈払いを行う地域の活動を支援します。
- ② 整備後の里山や平地林について、県民の憩いの場や自然体験の場としての活用を促進します。

目指す方向4：山林原野化した遊休農地の活用による彩りある森の創造

山林化、原野化したため農地として再生利用することが困難な土地について、カエデなど彩りある樹木を植栽して美しい森林とし、みどりの再生による観光資源化、鳥獣被害の防止を促進します。

取組の内容

- ① 農業委員会が「非農地」として判断し、所有者の意向が確認された土地について、除伐、下草刈り、植栽等の森林整備を促進します。
- ② 整備後の森林について、県民参加により適切な維持管理を促進します。

(2) 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣の生息分布の拡大に伴い増加した農林業被害を防止するため、他県を含めた広域的な連携を図るとともに、地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策を推進します。

目指す方向1：地域ぐるみの対策の推進

森林、里山、農地等に及ぶ広範囲を対象として地域ぐるみの対策を推進します。

取組の内容

- ① 市町村や関係機関、関係団体等と連携し、野生鳥獣による農林業被害の状況や被害防止対策等の情報共有を図ります。
- ② 市町村における被害防止計画の策定を促進するとともに、地域ぐるみの被害防止対策や防護柵の設置、適切な維持管理を促進します。
- ③ 獣種別の行動域や生態の分析による被害防止対策の開発と普及を推進するとともに、市町村や地域における被害防止対策の指導者を養成する研修会等を開催します。
- ④ 遊休農地の解消を促進するとともに、放任された果樹を除去すること、不要農作物をほ場に放置しないことなど集落に鳥獣の餌場を作らないよう周知を徹底します。
- ⑤ 野生鳥獣の生息に配慮した良好な森林を維持保全するため、人工林の針広混交林化や広葉樹林化に当たり野生動物の餌となる実をつける広葉樹等を含めて植栽します。
- ⑥ 市町村及び関係機関、関係団体等と連携し、有害鳥獣の捕獲が円滑に行われるよう支援します。また、捕獲した鳥獣について、市町村等と連携し、幅広い活用方法を検討します。

目指す方向2：県域を越えた対策の推進

鳥獣被害が県域を越え広範囲に広がっていることから、他県及び他県の関係機関、関係団体等と連携した効果的な対策を推進します。

取組の内容

- ① 隣接する他県及び他県の関係機関、関係団体等と連携し、被害状況や被害防止対策等の情報共有を図るとともに、効果的な被害防止対策や捕獲方法等の研究開発を推進します。
- ② 野生鳥獣が農地や人の日常活動域等に侵入しないよう県域を越えて緩衝地帯を設ける等の実効性の高い広域的な対策を検討します。

(3) 低未利用資源の利用促進

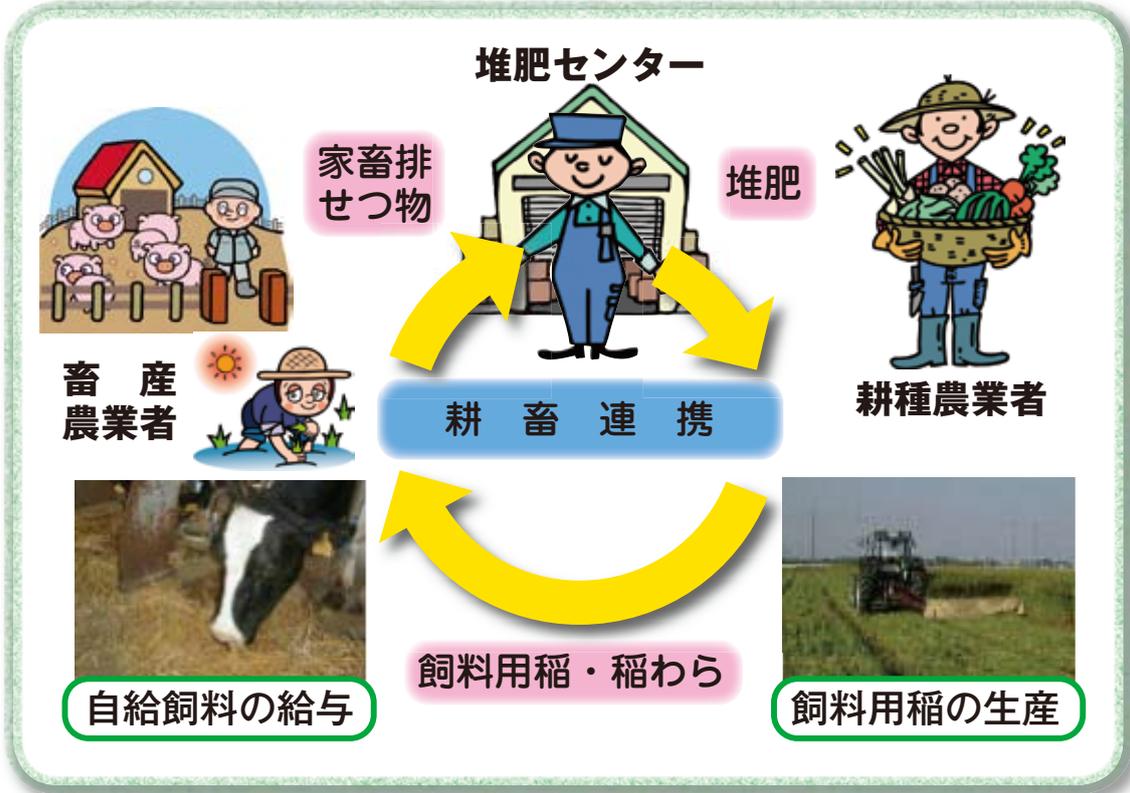
目指す方向：低未利用資源の利用促進

バイオマスをはじめ農山村に豊富に存在する再生可能な資源を有効に活用するため、資源別の特性に応じた利活用の仕組みを構築するなど一層の利活用を促進します。

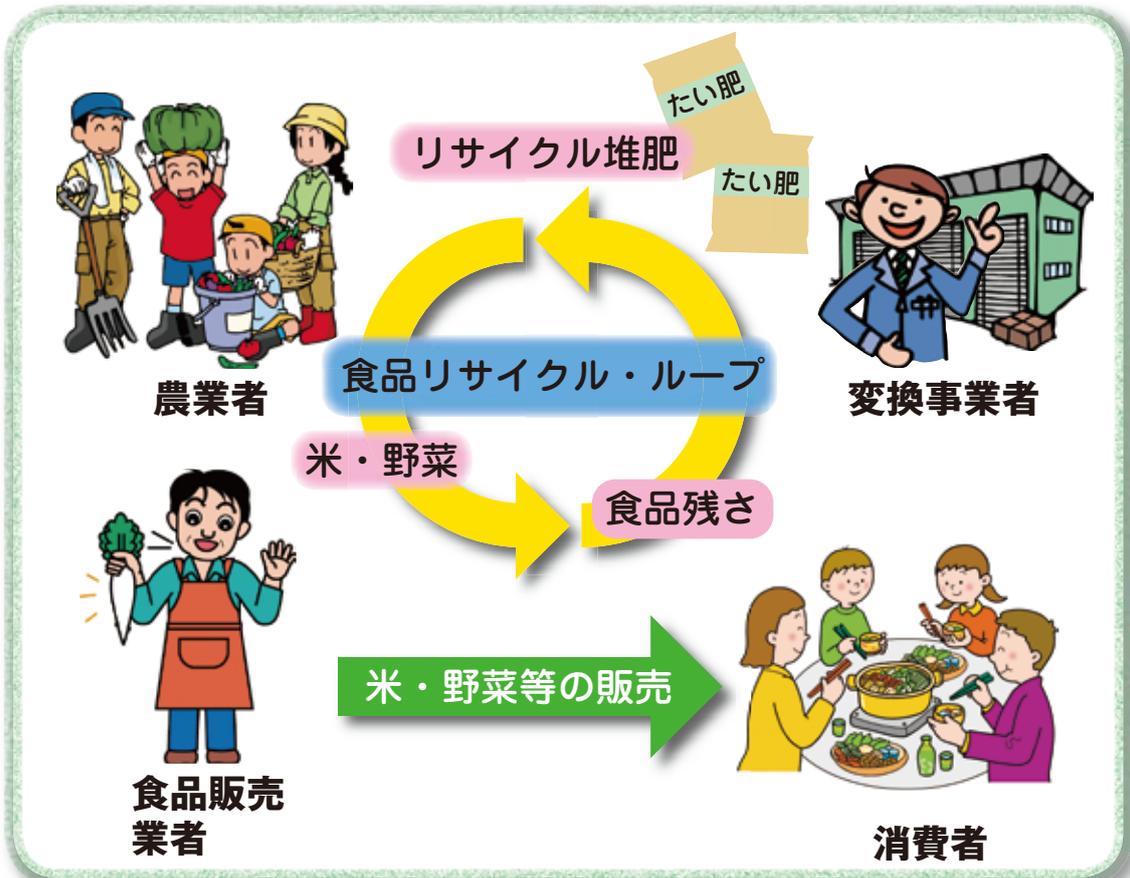
取組の内容

- 1 農山村バイオマスに関する県の相談窓口を通じて利活用に関する制度や支援策等の情報提供や事業化を支援します。
- 2 市町村におけるバイオマスタウン構想の策定を促進し、構想に基づく取組を支援します。
- 3 食品リサイクルの取組について普及啓発と関係者の意識向上を図るため、研修会等の開催や出前講座を実施します。
- 4 家畜排せつ物について、たい肥生産者リストの情報提供などにより地域流通を促進します。
- 5 稲わら、麦わら、もみ殻について、飼料化やたい肥化等の有効利用を促進するとともに、^{せん}剪定枝のたい肥化等に不可欠な粉碎機の導入を支援します。
- 6 農業集落排水事業における汚泥リサイクルへの理解促進を図ります。
- 7 林地残材や製材工場等で発生する樹皮、端材などの未利用木質資源の加工施設等の整備を支援するとともに、各種イベント等を通じて木質バイオマス利用の有効性等のPR活動を推進します。
- 8 林地残材を低コストで搬出する機器の開発や搬出する材を効率的に収集・運搬するシステムづくりを促進します。
- 9 県内栽培に適した多収かつ低コスト生産が可能でバイオマス燃料用として利用できる非食用多収稲の新品種育成を推進します。
- 10 太陽光や小水力等の再生可能エネルギーの導入の可能性や利活用による地域の活性化に関する取組について調査検討します。

家畜排せつ物の利活用（耕畜連携の取組）



食品残さの利活用（食品リサイクルループ）



10

農林業・農山村の多面的機能を学ぶ・使う・楽しむ



農林業・農山村の多面的機能について、多様な体験交流活動の場づくり等を進めることにより、広く県民に理解され、県民生活の中で積極的に活用されるよう取り組みます。

(指 標)

I 市民農園の利用世帯数

現状値 10,600世帯 → 目標値 14,600世帯
(平成21年度末) (平成27年度末)

II 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数

現状値 106団体 → 目標値 200団体
(平成21年度末) (平成27年度末)



平地林における森林ボランティア活動

(1) 県民理解の促進

目指す方向：県民理解の促進

農林業・農山村の多面的機能の内容や意義について、広く県民に実感され、理解され、活用されるよう、普及啓発活動に取り組みます。

取組の内容

- ① 児童、生徒や農業体験を行い農林業に関心のある都市住民など、対象を明確にした上でそれに適した効果的な普及啓発を図ります。
- ② 都市と農山村の交流、体験及び学習活動などの促進に当たり、農山村地域の活性化の観点も踏まえ、県内の大学等教育機関、企業、NPO等との連携、協働を図ります。



子どもたちの遊び場となる
農業用水路



三郷半領用水路沿 キタミソウの植栽

(2) 都市と農山村の交流

県民が農山村で展開される農林業に肌で触れ、農林業・農山村の多面的機能を実感できるよう、都市と農山村の交流を促進します。

目指す方向1：グリーン・ツーリズムの推進

埼玉県グリーン・ツーリズム推進協議会との協働により、グリーン・ツーリズム関連情報を収集し、発信するとともに、関係者間の広域的ネットワークの構築、担い手育成等を支援します。

取組の内容

- ① 県内の体験交流施設の体験イベント情報を収集して整理し、ホームページ等を活用して発信します。
- ② グリーン・ツーリズム推進のためのフォーラムを定期的で開催し、事業者、自治体等の関係者が共通認識を持ち、交流する機会を提供します。また、農業者の収益を確保する観点から、観光農園や体験農園との連携を促進します。
- ③ グリーン・ツーリズムの担い手を育成するための研修会やセミナーを定期的で開催します。
- ④ 市町村やNPO法人等が実施する、都市と農山村の交流を促進するための取組を支援します。



稲刈り体験の様子

目指す方向2：農林公園、森林ふれあい施設等の活用

取組の内容

- 農林公園、森林ふれあい施設等について、農林業、森林に関するレクリエーションや体験学習の場として広く県民が利用し、活用しやすい施設となるよう、施設指定管理者や森林ボランティア等との協働により適切な管理及び整備を進めます。

(3) 体験及び学習機会の充実

農林業、食料、森林等に対する県民理解を深めるとともに、健康でゆとりある生活の実現や豊かな心の育成、人格の形成に役立てるため、農林業の体験機会や学習機会の一層の充実を図ります。

また、その際、農業、林業はともに自然と向き合い、河川や水路のつながり等を通じて連動して営まれるものであることを踏まえ、こうした体験や学習が総合的かつ効果的に行われるよう、指導者の育成等について支援します。

目指す方向1：学校ファームの充実

平成23年度までに県内すべての小・中学校に学校ファームが設置されるよう支援します。また、校内での取組にとどまることなく、校外の農地等を活用した取組について更なる充実を図ります。

取組の内容

- ① 市町村及び推進協議会等による学校ファームの推進体制の確立を支援します。
- ② 創意工夫した学校ファームの充実を図るため、関係機関と連携して優良事例の情報や資材等の提供を実施します。
- ③ 地域ぐるみで学校ファームを支援する気運の醸成を図るため、県民に対し、学校ファームの取組状況や食育の充実といった効果等について積極的な広報を実施します。



田んぼの学校ファーム



畑の学校ファーム

目指す方向2：市民農園での活動促進

より多くの県民が気軽に果樹や花などを栽培することのできる場を拡充するため、遊休農地の活用や開設主体の多様化などを通じ市民農園の更なる整備を進めます。

取組の内容

- ① 休憩所、トイレ、駐車場など市民農園の利便性を高める施設が整備され、農業者による技術指導が受けられる質の高い市民農園の整備を促進します。
- ② ハードとソフトの両面において障害者や高齢者を含む多様な県民に配慮した市民農園の整備を促進します。
- ③ 都市地域において、農地の有効利用の視点だけでなく、農家が経営の一形態として市民農園を設置することを促進します。

目指す方向3：森林環境教育の推進

学校や森林ふれあい施設等における森林環境教育を推進します。

取組の内容

- ① 森林環境教育を効率的に行うため、森林環境教育の指導者の育成を図ります。
- ② 地域の実情に合った森林環境教育の実施マニュアルの整備を図るほか、林業普及指導員による指導を充実します。
- ③ 森林ふれあい施設等について、森林環境教育の場として充実を図ります。



森林環境教育風景

目指す方向4：花と緑のある暮らしの推進

暮らしに潤いや安らぎを与えるだけでなく、地域の良好なイメージづくりや屋上緑化・壁面緑化など環境改善にも有用な花植木の多様な効用について、県民の理解を深めます。

取組の内容

- ① イベントやキャンペーンなどを通じて花植木の多様な効用を伝えるとともに、花と緑を身近に感じ、楽しんでもらう「花と緑のある暮らし」の取組を促進します。
- ② 県民が参加する緑化活動や、命の大切さや慈しみの心をはぐくむ情操教育など「花育」を推進します。

(4) 県民参加の森林づくりの推進

目指す方向：県民参加の森林づくりの推進

多面的機能を有する健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守り育てる気運を醸成し、県民参加による森林づくりを推進します。

取組の内容

- ① 森林の大切さを理解し、森林活動を体験できる機会を充実します。
- ② 森林で安全に作業するための講習会等を充実します。
- ③ 森林ボランティア団体の活動活性化のための支援を強化します。
- ④ 民間企業、学校等が社会貢献を目的として森林活動を行いやすくなるよう、受入環境の整備を図ります。



企業による森づくり活動

(5) 豊かな水辺環境の活用促進

目指す方向：農業用排水施設を活用した水辺整備

水辺を県民の憩いの場、動植物の貴重な生息の場として活用することを促進するため、県内の農地に網目状に広がる農業用排水施設を活かした水辺環境の整備を図ります。

取組の内容

- ① 農業用排水施設の整備事業内容の決定に当たり、地域住民を交えた現地調査や意見交換会を行うとともに、維持管理についても地域住民の参加する体制を構築します。
- ② 農業用排水施設を整備する際には、新しい工法や先進事例を導入すること等により環境配慮の充実を図り、水鳥が憩うなど豊かで県民に親しまれる水辺環境づくりを進めます。
- ③ 農業用排水施設を活かした水辺環境が一層県民に近く親しみあるものとなるよう、河川や水田での魚類繁殖の研究や開発を進め、魚影の濃い水辺づくりを支援するとともに、ウォーキングイベントや生き物調査の実施等についての情報発信を進めます。



地域と連携した「田んぼの生き物調査」の実施

第 6 章

ビジョンの推進に当たって



1

県民参加の取組の必要性と役割分担



ビジョンで示した将来像は、「農」と「森林（もり）」を通じて県民全体が共生する姿を描くものです。このため、将来像の実現には、一人でも多くの県民の理解と協働を得ながら、農林業者はもとより、農林業団体、市町村、県等が十分に連携し、積極的な取組を展開することが必要です。将来像の実現に向け、県として率先して取り組むとともに、関係者の意欲的な取組を支援します。

(1) 県民（消費者）全体の理解・参加・協働

県民（消費者）は、本県の農林業・農山村の現状、自らの命や豊かな暮らしを支える「農」と「森林（もり）」の意義に対して、理解を深めていくことが期待されます。

また、地産地消、食育等の活動や農山村とのふれあいの場などに主体的に参加するとともに、農林業・農山村の多面的機能を自らの生活に積極的に取り入れ、活用していくことが期待されます。

(2) 農林業者の主体的な取組

農林業の持続的な発展を実現するためには、農林業者自らが創意工夫を発揮して経営改善に取り組むなど、主体的に活動することが期待されます。

また、地域の合意に基づいて、担い手を中心とした生産構造への移行や集落営農など、地域の実情に合った農林業の生産体制づくりに取り組むとともに、地域の活性化に向け、地域住民との連携や都市と農山村の交流についても積極的に働きかけていくことが期待されます。

(3) 農林業団体の役割

農林業団体は、地域の農林業者や関係事業者、県民と密接に連携し、良好な関係を保ちながら、そのニーズに対応したサービスの提供や事業活動に努めることが期待されます。

また、農業協同組合や森林組合等を中心に、市町村、県等と連携しながら、産地が将来にわたって生き残り、発展していく戦略を描き、それを推進していく役割が期待されます。

さらに、地域農林業の実情を踏まえ、生産体制の構築や農地、森林をはじめとする地域資源の保全活動に主体的に取り組むことが期待されます。

(4) 市町村の役割

市町村は、地域の農林業者にとって最も身近な行政機関であることから、地域での主導的な役割を發揮しながら、農林業・農山村に関する施策を推進することが期待されます。

その推進に当たっては、地域の関係機関、関係団体、住民等との間で、日常から密接に意見交換を行うなど連携、協働し、地域の特性を活かすことのできる取組を展開することが重要です。

(5) 県の役割

県は、ビジョンで示した将来像の実現に向けて、県民（消費者）、農林業者、農林業団体、市町村等と連携、協働しながら、本県の特性と実情に即した施策を講ずるとともに、その効果を検証し、必要に応じて新たな施策を検討、実施していきます。

具体的には、農林業を取り巻く状況の変化を的確にとらえ、常に効率的で効果的な事業実施ができるよう図りながら、関係者の意欲的な取組に対して重点的な支援を行います。また、県民（消費者）、農林業者、農林業団体、市町村等と情報共有できるよう、あらゆる機会をとらえ、本県の農林業・農山村にとって有効な情報の収集と発信に努めます。

2 ビジョンの実効性の確保



本ビジョンの実効性を確保するため、県民（消費者）の視点に立った取組、農林業者及び地域による主体的で創意工夫ある取組、メリハリある分かりやすい施策体系の構築を進めます。

また、例えば農商工連携や都市と農山村の交流など、農林業・農山村に関する取組は多くの関係者の有機的な連携が必要であるため、県として、その情報量やネットワークを活かし、コーディネート機能を強化します。

さらに、関係者の取組が効率的かつスピーディーに展開されるよう、利便性の高いワンストップ型の行政サービスの充実を図ります。

推進体制

ビジョンで示した将来像 = 「農」と「森林」を通じて
県民全体が共生する姿を目指して

県民（消費者）全体

～理解・参加・協働～

- ・ 本県の農林業・農山村の現状、「農」と「森林」の意義に対する理解の深化
- ・ 多面的機能の生活への取入れ・活用

農林業者

～主体的な取組～

- ・ 創意工夫を発揮して経営改善に取り組むなど主体的な活動
- ・ 地域に合った生産体制づくりへの取組
- ・ 地域住民との連携や都市・農山村交流への積極的な働きかけ

支援

農林業団体・行政への期待される役割

【農林業団体】

- ・ ニーズに対応したサービスの提供や事業活動
- ・ 市町村、県と連携しつつ、産地が発展していく戦略を描き推進
- ・ 生産体制の構築や地域資源の保全活動への主体的取組

【市町村】

- ・ 地域で主体的役割を発揮し、農林業・農山村に関する施策を推進
- ・ 地域の特性を活かす取組の展開

【県】

- ・ 意欲的な取組に対して重点的に支援
- ・ 本県農林業・農山村に有効な情報の収集と発信
- ・ コーディネート機能の強化、ワンストップ型の行政サービスの充実

ビジョン
の実効性
の確保

- ・ 県民（消費者）の視点に立った取組の展開
- ・ 農林業者及び地域による主体的で創意工夫のある取組の展開
- ・ メリハリのある分かりやすい施策体系の構築

参 考 資 料



1

策定の経緯



時 期	事 項
平成22年4月	埼玉県民の健康と暮らしを支える食料・農業・農山村ビジョン及び埼玉県森林・林業長期ビジョンの目標年度の到来に伴い、埼玉農林業・農山村に関する新たな振興ビジョンの策定を決定
	埼玉農林業・農山村振興ビジョン(仮称) 検討委員会による検討開始
5月	埼玉農林業・農山村振興ビジョン(仮称) 骨子案の作成
	農林部ビジョン検討作業チームによる検討
	県域農林業関係団体との検討会議
6月	地域農林業関係団体・市町村等との検討会議(8農林振興センター)
7月	埼玉農林業・農山村振興ビジョン(仮称) 素案の作成
8月	埼玉農林業・農山村振興ビジョン策定懇話会・埼玉県森林審議会の開催
	埼玉農林業・農山村振興ビジョン(仮称) 原案の作成
9月	県民コメントの実施(9月13日~10月12日)
	県域・地域農林業関係団体・市町村等との検討会議
	埼玉農林業・農山村振興ビジョン策定懇話会の開催
10月	埼玉県森林審議会の開催
11月	埼玉農林業・農山村振興ビジョン最終案の作成
12月	埼玉県議会12月定例会で議案提案・承認
	埼玉農林業・農山村振興ビジョンの策定・公表

埼玉農林業・農山村振興ビジョン策定懇話会委員名簿

氏名	所属団体等
阿部 司	日本政策金融公庫さいたま支店 農業食品課長
石井 正	時事通信社 解説委員
大島眞由美	(有)大島畜産 農場長
小泉 安弘	(有)HANAMICHI 代表取締役
齋藤 章一	埼玉県グリーンツーリズム推進協議会 会長
関口 定男	ときがわ町 町長
互 泰行	(有)中井農産センター 取締役副社長
中 哲也	(株)ヤオコー 生鮮部青果担当副部長
永堀 吉彦	(株)ナガホリ 代表取締役社長
日疋 好春	(株)ひびき 代表取締役社長
廣田 美子	さいたま市消費者団体連絡会会員
本城 昇	埼玉大学経済学部教授

* 敬称略、五十音順

埼玉県森林審議会委員名簿

氏名	所属団体等
秋山 敏子	元三郷市立鷹野小学校校長
安藤 伸博	林野庁関東森林管理局東京事務所長
笠原 喜平	小川町長
梶島 邦江	埼玉大学教養学部教授
久喜 邦康	秩父市長
小山 祐司	さいたま県産木材住宅促進センター理事長
田中 暄二	久喜市長
中村 修子	浦和第一女子高等学校同窓会会長
古川ちえ子	NPO法人埼玉森林サポータークラブ世話役
堀江 伸子	埼玉県山岳連盟自然保護委員会副委員長
水上外美子	水上建築設計室主宰
宮林 茂幸	東京農業大学地球環境科学部長・教授
持田 欣教	埼玉県森林組合連合会会長
安本 進	公募委員
吉田 進	公募委員

* 敬称略、五十音順

2

用語集

用語	【用語解説】
いろいろ	県（旧蚕業試験場）が育成した笹色の繭を作る蚕品種。特徴としては、色調や染色・弾性といった生糸特性のほか、抗菌性や保湿性などの機能性にも優れたセリシンを有することから、織物や布団に加え、石けん、化粧品など多様な製品に利用されている。
ウッドマイルージ	木材の「消費量と収穫範囲」の度合いを示す、木材量と木材の輸送距離とを乗じた指標。日本のウッドマイルージはアメリカの4.5倍、ドイツの2.1倍。
エコファーマー	環境に調和した農業に取り組み、持続農業法（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）に基づいて知事に認定された農業者のこと。
EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）	EPAはEconomic Partnership Agreement、FTAはFree Trade Agreementの略称。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAという。FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。これらは、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）等において、最恵国待遇の例外として、一定の要件（①「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、②廃止は、妥当な期間内（原則10年以内）に行うこと、③域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等）のもとに認められている（「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）第24条他）。
卸売市場	卸売市場法により、生鮮食料品等の卸売のために開設されている市場。卸売場、駐車場、荷捌き場等の施設を備えていて、県民に生鮮食料品等を適正価格で安定的に供給する役割を担っている。青果市場、水産物市場、食肉市場、花き市場、複数を合わせ持つ総合市場がある。
温室効果ガス	地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。
海外悪性伝染病	国内には存在せず、侵入した場合に畜産業に深刻な影響を与える恐れのある家畜伝染病のこと。
下層植生	森林において高木の下に生育する低木及び草本類などからなる植物集団。
家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話合いを基に経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。家族農業経営においても、効率的・安定的な経営を目指すためには、経営に携わる構成員の役割、就業条件等の明確化を図ることが重要である。この協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の役割が明確化され、農業者年金制度等の助成対象となるほか、認定農業者制度の共同申請の活用等が可能となる。
学校ファーム	学校単位に農園を設置し、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとした取組。
カントリーエレベーター	個々の農家における乾燥・調製作業の省力化と低コスト化を図るための施設で、収穫した米や麦等を能率的に乾燥・調製、貯蔵する大規模な共同利用施設をいう。 なお、ライスセンターは、乾燥・調製だけを行う共同利用施設である。
間伐	森林を育てる過程で樹木の混み具合に応じて、伐採などにより本数を調整する作業。樹木の成長を助けて木材として利用価値を高めるとともに、林床に太陽光線が届くようになり下層植生の生育を促すことから、水源かん養機能などの公益的機能の向上が図られる。
木づかいコーディネーター	建築に加え、林業や木材加工、木材流通など、県産木材住宅の計画、設計、施工に必要な幅広い知識や経験をもつ人材。
牛群検定	酪農家の飼養する全ての搾乳牛について、1頭ごとの泌乳量、乳成分、繁殖成績などを測定・記録・分析し、その結果を基に能力の低い牛を更新したり、飼養管理の改善に活用するもの。
グリーン・ツーリズム	「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」のこと。 生活にうるおいを求める価値観の変化の中で、都市と農村との共生関係の構築によって、農山漁村地域の活性化を図る方策として注目されている。
畦畔除去	大区画で効率的に利用できる農地とするために、耕地の仕切となっている畦畔を取り除くこと。
県産農産物サポート店	県産農産物を購入しやすくする取り組みとして、県産農産物を積極的に取り扱う小売店・飲食店・食品製造業者等を県が登録する制度。
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	国が率先して公共建築物での木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することを目的に平成22年に成立した法律。
高性能林業機械	伐採、玉伐り（3～4mに木材を切る作業）、枝払い、積込、運搬等のうち、複数の工程を処理できる林業機械の総称。

用 語	【用語解説】
口蹄疫	<p>口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚などの家畜をはじめ、ほとんどの偶蹄類動物（蹄が偶数ある動物）が感染する伝染力が極めて強い家畜伝染病のこと。り患した家畜で口、蹄、乳頭などに水疱（みずぶくれ）やびらんを形成し、食欲がなくなり足を引きずる症状がみられる。発病に伴い発育障害、運動障害、泌乳障害により家畜は産業的価値がなくなる。</p> <p>この病気は治療法がなく、発生した場合は家畜伝染病予防法に基づく殺処分が義務付けられ、国際的に最も警戒すべき家畜の伝染病の一つとなっている。</p>
高病原性鳥インフルエンザ	<p>国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスまたはH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずらなどの疾病で、鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排泄物等を介しても感染し、死亡率が高い。</p> <p>生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。</p>
コールドチェーン	<p>生鮮食料品等を冷凍、冷蔵、低温の状態、生産・輸送・市場・販売・消費まで流通させる方式のこと。低温流通体系とも呼ばれる。</p>
国有林	<p>国が所有する森林の総称。国有林は日本の森林面積の約3割を占める。</p>
コントラクター	<p>農作業を請け負う組織のこと。</p>
埼玉型ほ場整備	<p>地域の多様な農家の意向を踏まえた「地域営農ビジョン」を策定し、低コスト型ほ場整備手法を活用した整備を行うことにより、地域農業の構造改革を推進するもの。</p>
埼玉の木づかい運動	<p>県産木材利用の意義について県民の理解をさらに深め、社会全体で県産木材の一層の利用促進を図るため木材関係団体や県等が連携して展開する県民運動。</p>
埼玉の木の銀行	<p>県産木材のニーズに応えるため、県産木材をストックし、同時に展示販売を行う施設。</p>
彩のかがやき	<p>県農林総合研究センターが育成した米の新品種で、「コシヒカリ」並みにおいしく、縞葉枯病やいもち病、ツマグロヨコバイに抵抗性を持つ晩性の品種。</p>
彩のほほえみ、彩のみのり	<p>県農林総合研究センターが育成した米の品種で、いずれも縞葉枯病、いもち病、ツマグロ横ばいに抵抗性をもつ、中生の品種。</p>
在来大豆	<p>在来大豆とは、いわゆる品種名ではなく、各地域で昔から作られてきた在来種の総称である。近年、農林総合研究センターと実需者による研究等がきっかけとなり、生産者と加工業者の連携による豆腐等の製品開発が進んでいる。</p>
索道	<p>支柱をたててワイヤロープを張り、搬器を吊り下げて走行させ特定区間で丸太などの運搬を行う施設。</p>
さし木ポット苗	<p>植物体の一部（枝など）を親木から切り取ってポットの土などに挿して繁殖させ、そのまま山出しする苗木。</p>
里山	<p>人里近くにある、生活に結びついた山や森林。薪（たぎぎ）や山菜の採取などに利用される。人の手が入ることで生態系のつりあいがとれている地域を指し、山林に隣接する農地と集落を含めていうこともある。</p>
三富地域	<p>三富新田（埼玉県入間地域の上富、中富、下富）とその周辺地域。三富新田は元禄7年（1694年）からの新田開拓で、幅6間（約11m）の道路を縦横に開き、それに沿って間口40間（約73m）、奥行き375間（約679m）を一区画とした屋敷地と畑地と平地林からなる短冊型地割が形づくられ、今に伝わっている。</p> <p>平地林と農地が一体となって落ち葉を堆肥として畑に還元する循環型農業の営みが継続されているほか、都市近郊の緑地空間としても貴重である。</p>
実需者	<p>大豆や麦等の販売の事業を行う者、大豆や麦等を使用した製品の製造の事業を行う者又はこれらの者が組織する法人その他の団体のこと。</p>
J A S 法	<p>「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の略称。この法律は、国が定めた品質基準等を満たす食品等にJ A S マークの添付を認めるJ A S 規格制度及び食品の品質に関する適正な表示を義務付ける品質表示基準制度から構成されている。</p>
集落営農	<p>集落など、地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産及び営農活動を組織的に行うこと。</p>
主業農家	<p>農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。</p>
種子更新	<p>毎年の作付に当たり、主要農作物種子法に基づき採種された種子を用いて生産すること。</p>
樹体ジョイント仕立て栽培	<p>梨の複数の樹の主枝部と接ぎ木で連結し、直線上に仕立てる栽培技術。早期に成園化でき、単純樹形のため、栽培管理の省力・効率化が図られる。</p>
小水力（発電）	<p>一般に数千kw～数千kw程度の比較的小規模な水力発電の総称として用いられることが多い。河川、農業用水、上下水道など様々な場所において、小規模の流量・段差を活用して発電を行うことが出来る。特徴として、①CO2排出量が非常に少ないクリーンなエネルギー、②貴重な純国産エネルギーで再生可能なエネルギー、③建設時に自然環境への負荷が少なく、短時間で設置が可能である。</p>

用語	【用語解説】
食育	消費者が自らの食について考え、判断できるようにするため、「食」の安全に関する知識、「食」の選び方や組合せ方、「食」の生産過程などを教えること。
食育ボランティア	農業生産者や調理師、栄養士、食品流通業者など、食に関わる専門的な知識や技術を持つ人々が、学校教育現場や地域で食育活動の手助けをするボランティア。
食農教育	生きていく上で欠くことのできない食べ物について学んだり、実際に農業体験を行い、生き物や農村の自然にふれあうことによって、「食」や「農業」、「環境」の問題を身近に感じ、食べ物の大切さや農業の重要性を知るだけではなく、環境を守ることの意義や健康について考えるきっかけとなる学習手法。
除伐	育成の対象とする樹木の育成を妨げる他の樹木を刈り払う作業。
新規需要米	米粉用、飼料用、輸出用、バイオエタノール用等、その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさない米のこと。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
森林環境教育	森林内での様々な体験活動などを通じて、人々の生活や環境と森林との関係について学ぶことをいう。
森林ボランティア	森林をフィールドにして、植栽、下草刈り、間伐などをボランティア活動として行う人。
水源のかん養	樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、濁水を緩和することや水質の浄化を行うことをいう。
ストックマネジメント手法	既存施設をできるだけ長期間にわたって使うために、機能診断により老朽化状況を把握し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減効果の高い保全計画を策定し、対策工事を実施するもの。
生産履歴記帳運動	①適切な生産基準（栽培計画）を設定し、②生産基準に基づいた生産管理・記帳を実施し、③生産基準ごとに、できた農産物を分別管理し、④生産に関する情報を取引先や消費者に開示していく取り組み。
生物多様性の保全	生物の豊かさを生物の遺伝子・生物の種・生物が生活する環境のそれぞれの段階において保全すること。
生分解性フィルム	光や微生物により分解され、最終的に水と炭酸ガスになる。主にマルチとして利用されている。
総合的病害虫・雑草管理（IPM）	IPMはIntegrated Pest Managementの略称。 病害虫の発生状況をよく把握し、経済的に被害がでるまでの許容範囲（要防除水準）を、作物、地域ごとに明らかにし、生産ほ場での発生予察を実施するとともに、天敵の利用やフェロモン利用、周辺雑草の管理まで、各種の防除技術を組み合わせ、要防除水準以下に病害虫の密度をコントロールする防除方法のこと。
素材生産	森林内などで丸太を生産すること。立木の伐倒から枝払い、玉伐り、集材までの過程をいう。
WTO（世界貿易機関）	WTOはWorld Trade Organizationの略称。 ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）の枠組みを発展させるものとして、平成7年（1995年）1月に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。
ため池	主に農業用かんがいのための貯水池をいう。河川水の利用が困難な丘陵地域に多く分布し、本県では比企、児玉地域に多く造成されている。
地域コミュニティ	都市、町村、集落など地域性と共同性という二つの要件を中心に構成されている社会。共同体。
地産地消	「地域で生産された農林産物を地域で消費する」、さらに「地域で必要とする農林産物は地域で生産する」という意味で使われている。
長期展張性フィルム	天候に対する耐久性を向上させたハウス被覆資材。軟質フィルムではポリオレフィン系フィルムが3～5年、硬質フィルムではポリエステルフィルムが4～10年、フッ素系フィルムが10～15年の耐久性がある。
長伐期施業	直径の大きい丸太の生産や水源かん養機能などの確保を目的として、通常伐採利用する林齢より高い林齢での伐採を目指すこと。
直接支払制度	中山間地域の持つ多面的機能を維持するために一定のまとまりをもつ急傾斜地などの条件不利地で営農を継続することに対して、面積当たり一定の金額を交付する制度。 交付を受けるためには、集落内で営農の継続や農山村環境の保全、都市住民との交流など取り組むべき内容についての協定を結び、市町村役場の承認を受け、活動を行う必要がある。
頭首工	河川を堰き止めて、農業用水路へ必要な用水を引き入れるための施設で、取水堰と取り入れ口などから構成される。堰にはゲートのある可動堰と一部調整用ゲートのある若しくは全くない固定堰がある。
特用林産物	森林からの産物のうち、木材を除いたものをいう。主なものは、きのこや山菜、栗、クルミ、ワサビ、ぎんなん、木炭等。

用 語	【用語解説】
トレーサビリティシステム	<p>スーパー等に並んでいる農畜産物等の食品が、いつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて把握できる仕組みのことで、「追跡可能性」と訳される。</p> <p>これにより、①消費者が自ら食品の生産方法等に関する情報を入手した上で、安心して購入できる、②万一、食品事故が発生した場合にも、遡及し原因の究明が可能となる。</p>
中食	<p>レストランなど家の外で食べる「外食」と家庭で調理して食べる「内食」の中間にある食事を「中食」と呼ぶ。具体的には、市販されている弁当や惣菜（調理済みの食品）などの市場を指す。コンビニエンスストアで弁当類の販売やスーパーマーケットでの惣菜類の販売が増加し、中食市場の成長性の高さが注目されている。</p>
認定農業者（制度）	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。</p> <p>認定農業者には、スーパー・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されている。</p>
農家	<p>経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯。</p>
農業委員会	<p>市町村農業委員会・県農業会議・（社）全国農業会議所の3段階組織で構成する行政委員会。農業委員会に関する法律では、主として行っているのは、農地の権利移動の許可、地域農業の振興の計画策定などである。</p> <p>近年では、土地の農業上の効率的な利用を図るため、優れた経営に所有権・利用権を集積するよう斡旋、推進することも強く期待されている。</p> <p>委員会は選挙によって選出される委員（政令で定める基準で10～30人）と、市町村長が選任する委員（農協・農業共済組合が推薦した理事（各1人）、当該市町村議会が推薦した学識経験者（5人以内））、で構成される。</p>
農業共済	<p>自然災害、病虫害、鳥獣被害等の農業災害によって農業者が受ける損失を保険の仕組みにより補てんすることにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする制度。</p> <p>農業共済組合、都道府県単位の農業共済組合連合会、政府の3段階で運営されており、農業者は農業共済組合に共済掛金を出し合い、災害があったときに被災した農業者に共済金が支払われる仕組み。</p>
農業経営基盤強化促進法	<p>効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることが定められた法律。</p> <p>①認定農業者制度、②市町村による農用地利用集積計画の作成、③農用地利用改善事業（特定農業法人制度及び特定農業団体制度を含む。）、④農地保有合理化法人等を内容とする。</p>
農業産出額	<p>農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの。</p>
農業集落排水施設	<p>農業用水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するため、農山村地域における生活雑排水やし尿などの汚水を処理する施設。</p> <p>公共下水道計画区域外の農業振興地域や集落を対象とし、数集落単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。</p> <p>処理用水の農業用水としての再利用や、発生活泥の農地への還元など、地域リサイクルが可能という特徴を有している。</p>
農業振興地域整備計画	<p>農業の健全な発展を図るとともに、農業振興地域における土地利用の計画化を図ることを目的として策定されており、この中の農用地利用計画に今後10年間を見通した農業上の土地利用を図るべき土地として農用地区域を設定するなど、農業振興地域における農業的整備のための施策の計画的推進を図っている。</p>
(農業)生産工程管理(GAP)	<p>GAPはGood Agricultural Practiceの略称。</p> <p>農業生産活動を行う上で必要な点検項目を関係法令等に則して定め、これに沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善を行う活動。</p>
農業の6次産業化	<p>農産物の生産に加え、農業者が主体的に加工や流通・販売にかかわり、新たな付加価値を農業経営にとりくむこと。1次×2次×3次=6次産業。</p>
農業法人	<p>法人形態によって農業を営む法人の総称。「農事組合法人」と「会社法人」がある。また、農地の権利取得の有無により「農業生産法人」と「一般農業法人」に分けられる。</p>
農業用廃資材	<p>使用済みのフィルム、マルチ等農業資材。これらは「産業廃棄物」であり、排出事業者による適正処理が義務付けられている。</p>
農商工連携	<p>農林業者と商工業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い需要の開拓を行うこと。</p>
農地活用世話人	<p>農業委員会長の承認により設置しており、遊休農地の実態把握、発生防止や解消・活用に関する啓発・普及などの地域活動を実施している。</p>

用語	【用語解説】
農地保有合理化事業	農地保有合理化法人（県農林公社）が規模縮小農家から農地の買入れまたは借り入れをし、これを担い手農家等に売り渡すまたは一時貸し付けを行った後売り渡すこと等により、経営規模の拡大や農地の集団化および地域に即した農地流動化を進める事業。
農地利用集積	農地を集約し、効率的、安定的な農業経営を育成するために、農地の売買や貸し借りなどにより、担い手農家などへの農地の利用を集積すること。
農地利用集積円滑化事業	農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、市町村の承認を受けた者（農協・市町村公社等）が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業である。
農業適正使用アドバイザー	農業の使用現場により近いところで農業の適正使用に関して助言・実践する指導的農業者等で、県が一定の資質を有する（認定講習会の受講と認定試験に合格）として認定している。
農林公社	（社）埼玉県農林公社のこと。 ①農地の買入売渡や借入貸付、②農作業受託、③植林や間伐などの森林整備、④農林公園、種苗センター、ふれあいの森の管理等の業務を行っている。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの。家畜排泄物、食品廃棄物、下水汚泥、稲わら、間伐材、飼料作物など。
排水機場	農地の湛水被害を解消するために、農業用排水路の水を河川に排水する施設。
ハサップ（HACCP）方式	食品の製造・加工工程のあらゆる工程で微生物汚染や異物混入等の危害についてあらかじめ調査・分析（Hazard Analysis）し、この分析結果に基づいて、特に重要な管理を行う必要がある工程を重要管理点（Critical Control Point）と定め、これが遵守されているかどうかを常時監視することにより、製造・加工工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する衛生管理手法のこと。
花育	花や緑に親しみ、育てる機会をとおして、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む活動。花壇作り、寄せ植え、フラワーデザイン、押し花など様々なものがある。
繁殖用素畜	食肉となる家畜を生産することを目的として飼養される牛や豚で、繁殖開始前のもの。
病害虫発生予察	病害虫発生状況や作物の生育状況、気象等のデータを統計的手法や実験的手法により解析し、今後の病害虫の発生を予測すること。 予測結果をもとに、農家や関係機関団体へ病害虫発生予察情報が提供される。
フードマイルージ	生鮮食料品等の総重量と移送距離を乗じて数値化したもの。移送距離が短い食料品を食べることで、輸送によるCO2などの排出を低減し、環境負荷を小さくするとして「フードマイルズ」という考え方に基づいている。
不耕起栽培	通常、水稻の栽培では、ほ場を耕耘し、代かきした後に苗を移植するが、不耕起栽培では耕耘、代かき、苗の移植を行わずに、ほ場にディスク等で溝を掘り、そこに直接播種し、水稻を栽培する方法である。
ふるさとの味伝承士	地域の伝統的な料理に関する技術や知識を持ち、その技術等を様々な機会を通じて次代に伝える活動を行う人のことで、知事が認定している。
ブロックローテーション	地域の水田を3～4程度のブロックに分割し、水稻と大豆、麦、野菜などの転作作物の作付けを行うブロックを毎年移動させていく土地利用方式。農作業の効率化と連作障害回避や転作作物の湿害回避に有効である。
保安林	特に水源のかん養や山地災害の防止など、公益的機能の発揮が求められる森林を森林法に基づいて指定したもの。森林の伐採の許可が必要であるなどの制限がある。
保育	植栽を終了してから、伐採するまでの間に、樹木の成長を促すためにおこなう下刈り、つるきり、除伐、間伐などの作業の総称。
ほ場整備	不整形や狭い形状の農地を大きな区画に整形し、農産物の生産基盤である用排水路、道路などを総合的に整備するもの。担い手農家等に農地利用集積を進め、経営規模拡大による農作業の効率化と経営コストの低減を図るとともに水田の畑利用を可能にし、水稻の他、多彩な農産物を計画的に栽培することにより、食糧の安定供給に資するものである。
POS（販売時点情報管理）システム	商品を販売するごとに商品の販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるシステムのことをいう。 県内の農産物直売所でも導入が進み、レジ業務や生産者の清算業務に用いられている。
ホンモロコ	琵琶湖特産の魚（成魚15cm）で、コイ科の魚の中ではもっとも美味と言われ、関西では、高級魚として料理店で使われている。埼玉県で始めて水田を利用した養殖技術を確立し、普及した。
見沼田圃	県南2市（川口市、さいたま市）にまたがり、総面積1,260haに及ぶ大規模緑地。江戸時代より主に農業生産の場として都市近郊における重要な食糧基地の役割を果たしてきた。現在では環境・治水・農業等様々な面で新たな土地利用のあり方が求められている。
未利用有機質資源	農業分野から発生する稲わら、麦わら、家畜ふん尿などの副産物をはじめ、農業外から発生する家庭の生ゴミ、街路樹の剪定枝、河川の雑草など、堆肥化等の利用が可能でありながら利用されていない有機性の資源をいう。
民有林	国有林以外の森林をいい、個人、会社・寺社などが所有する私有林及び都道府県・市町村が所有する公有林などの総称。

用 語	【用語解説】
木育	子供から大人までが木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるために、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動をいう。
遊休農地（耕作放棄地）	過去1年間作物の作付けがなく、今後数年の間に再び耕作する明確な意志のない農地。病害虫の発生原因となるほか、農村景観を阻害するため、解消対策が早急な課題となっている。
用水（揚水）機場	用水機場は、パイプラインによるかんがいを行うために農業用水をパイプラインに流し込む施設。揚水機場は地下水などをくみ上げて農業用水路に流す施設。
立木	土地に生育する個々の樹木。
林家	統計用語で、10a以上の山林を所有する又は保有する世帯をいう。
林地残材	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。
路網密度	森林の単位面積あたりの森林管理道や作業道、一般道路を加えた道路延長。単位はm / ha。
ロングマット移植技術	種子を長尺の不織布に播種し、水耕栽培した苗を移植（田植）する栽培方法。軽量、長尺のロングマットを使用することにより、従来の育苗箱を利用した移植に比べ、重量の軽減による軽作業化と移植時の苗補給回数的大幅な軽減が可能となり、省力化が図られる。
ワークショップ	参加型の研修会・協同作業を意味する。複数の人々が特定の目的のために集まり、自分たちの考え方を基本に何かを作り上げる作業手法のこと。地域に住む人々がコミュニティの諸問題を互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくために参加者全員が主役となって、作業をすすめる手法を特に「コミュニティ・ワークショップ」という。

埼玉農林業・農山村振興ビジョン

明日の埼玉の種をまこう

平成23年3月発行

編集発行／埼玉県農林部農業政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

☎ 048-830-4031

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/k01>